



第2次 飛島村環境基本計画



2020(令和2)年度～2029(令和11)年度

～未来へつなぐ 人と地球にやさしい村・とびしま～

飛島村



第 2 次飛島村環境基本計画

～未来へつなぐ 人と地球にやさしい村・とびしま～

2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1. 計画改訂の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の推進主体	3
5. 計画の対象区域	4
6. 対象とする環境の範囲	5
7. 計画の構成	6
第2章 社会情勢等の変化と第1次計画の振り返り	7
1. 社会情勢の変化	7
2. 住民・事業者の意識変化	10
3. 第1次飛島村環境基本計画の成果	14
第3章 環境基本計画のめざす姿	16
1. 目標とする環境像	16
2. 分野別環境目標	17
3. 施策の体系	22
第4章 施策の展開	25
1. 分野別目標1 安全・安心・快適で健康に暮らそう	25
1) 公害のない村をつくる	25
2) 清潔な村をつくる	28
3) 気候変動に適応する	31
2. 分野別目標2 低炭素な村づくりをしよう	33
1) 地球環境に配慮したライフスタイルを促進する	33
3. 分野別目標3 水と緑と生きものを元気にしよう	36
1) 自然に親しむ場所を創出する	36
2) 水辺と緑の保全	37
3) 生物多様性の確保	40
4. 分野別目標4 地域で資源を循環させよう	42
1) 循環型のライフスタイルに転換する	42
5. 分野別目標5 パートナリシップで環境を守ろう	46
1) 環境教育（ESD 含む）の充実を図る	46
2) 自発的な環境行動を促進する	48
第5章 計画の推進	51
資料編	53

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画改訂の趣旨

飛島村では、飛島村環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「飛島村環境基本計画」を2010（平成22）年3月に策定しました。同計画では、「子供たちに渡そう自然豊かな美しい村・とびしま」を目標像とし、住民・事業者・村（行政）が一体となって、よりよい環境の保全と創造に努めてきました。策定されてからの10年間で、住民の環境意識は高まり、よりよい環境を望む意見が多く挙がっています。一方で、ごみのポイ捨て、不法投棄や交通渋滞による大気汚染などの問題については、今後もさらなる取組が必要です。

こうした飛島村の状況に加え、飛島村を取り巻く環境・経済・社会の情勢も大きく変化しています。世界的には、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。また、同年12月の国連サミットでは、「パリ協定」が採択され、世界全体が脱炭素社会の実現へ向けて動き出しています。さらには、新たな問題として海洋プラスチックごみも大きく注目されるようになり、全世界での取組が進められています。

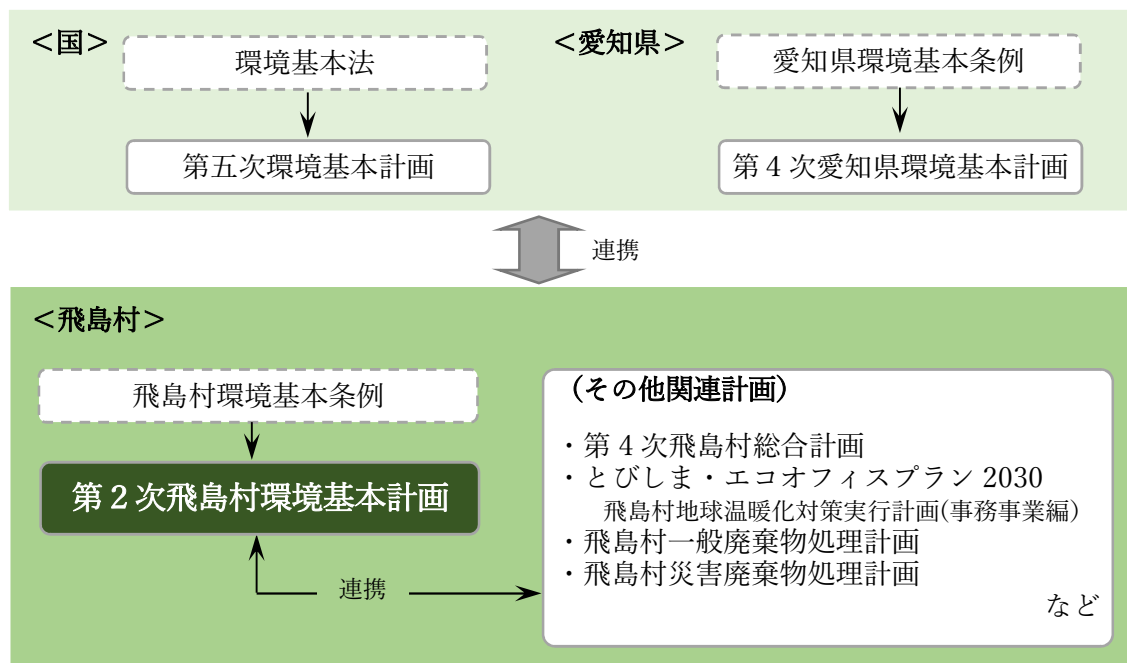
我が国においては総人口が減少に転じ、少子高齢化が進行しています。さらには、近年頻発する地震や風水害といった自然災害に対し、安全・安心な社会への要望も高まっています。さらに2020（令和2）年に世界全体としてCOVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミックも経験したことで、人々の意識、価値観は今後ますます変化、多様化していくものと想定されます。

飛島村環境基本計画（前計画）は、2019（令和元）年度をもって10年の計画期間が満了となりました。このため、今後10年間の環境施策の取組目標として、今般、同計画を改訂して「第2次飛島村環境基本計画（本計画）」を策定しました。本計画の策定にあたっては、前計画が策定されてから10年間の国内外の環境・経済・社会の情勢変化へ対応するとともに、現在の住民意識の変化にも対応した施策をとりまとめています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、飛島村環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向とその他必要な事項を定めるものです。

本計画は国や県の環境基本計画、及び村の第 4 次飛島村総合計画等その他計画と連携するものとして策定し、総合的な取組を推進していきます。



計画名	策定・改定年度	中間評価	計画期間満了年度
第2次飛島村環境基本計画（本計画）	2020（令和2）年度改定	2024（令和6）年度	2029（令和11）年度
とびしま・エコオフィスプラン 2030	2018（平成30）年度	2024（令和6）年度	2030（令和12）年度
飛島村一般廃棄物処理計画	2012（平成24）年度	2018（平成30）年度	2021（令和3）年度
飛島村災害廃棄物処理計画	2019（令和元）年度	—	—

3. 計画の期間

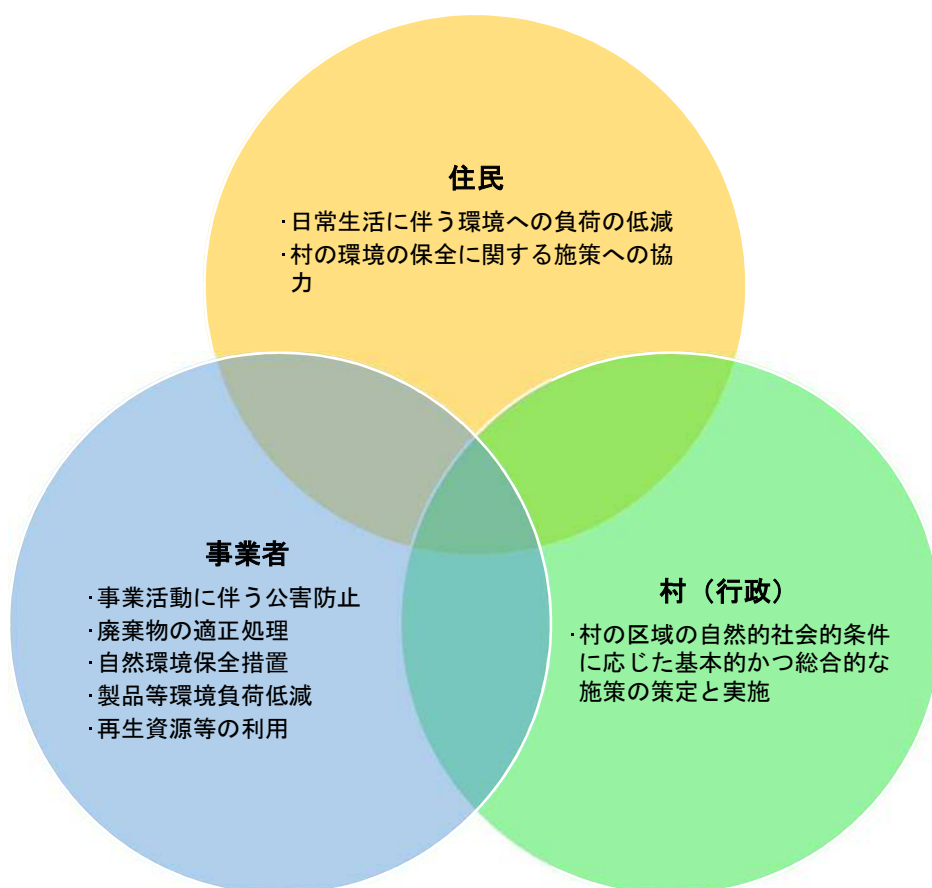
計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間とします。

なお、本村の環境・経済・社会を取り巻く状況が計画期間の 10 年間で大きく変化する可能性も考えられることから、中間年度である 2024（令和 6）年度に計画の点検を行い、必要であれば見直すこととします。

また、計画期間中に愛知県の実環境基本計画や飛島村総合計画が改訂された場合には、これらと整合をはかる必要があることから、本計画についても必要に応じて見直しを検討することとします。

4. 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、以下に示すように、住民、事業者、村（行政）が連携・協働するものとします。



5. 計画の対象区域

計画の対象区域は村内全域とします。

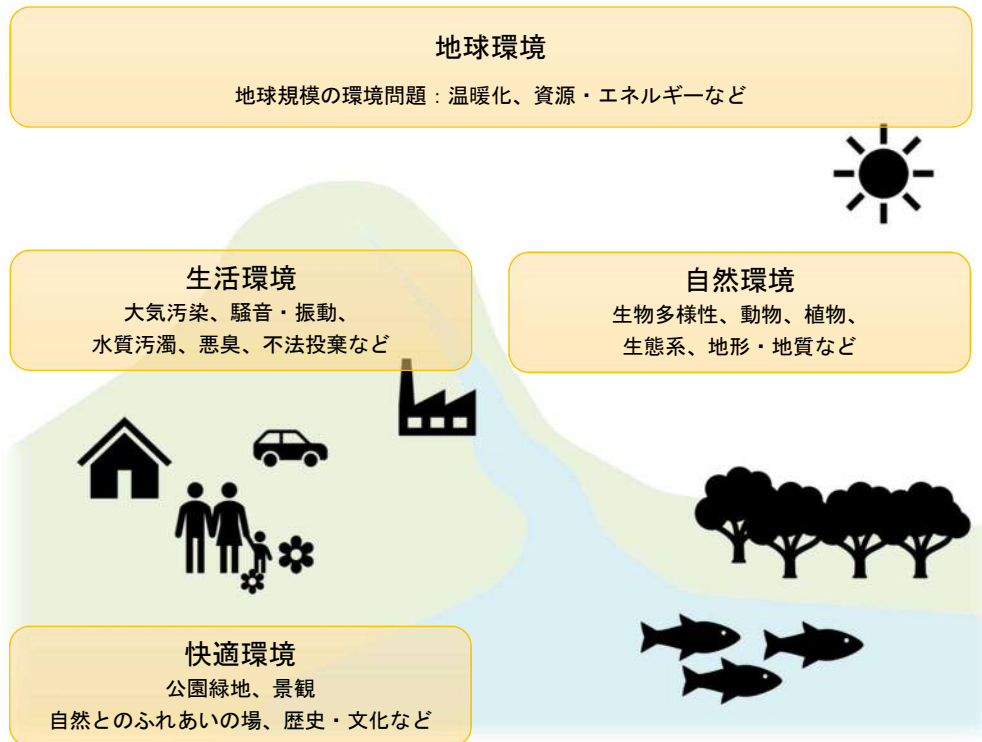
なお、本村単独で解決できない広域的な環境課題については、近隣自治体、愛知県、国等の関係機関と連携して取り組むこととします。



出典：国土地理院 地理院地図より作成

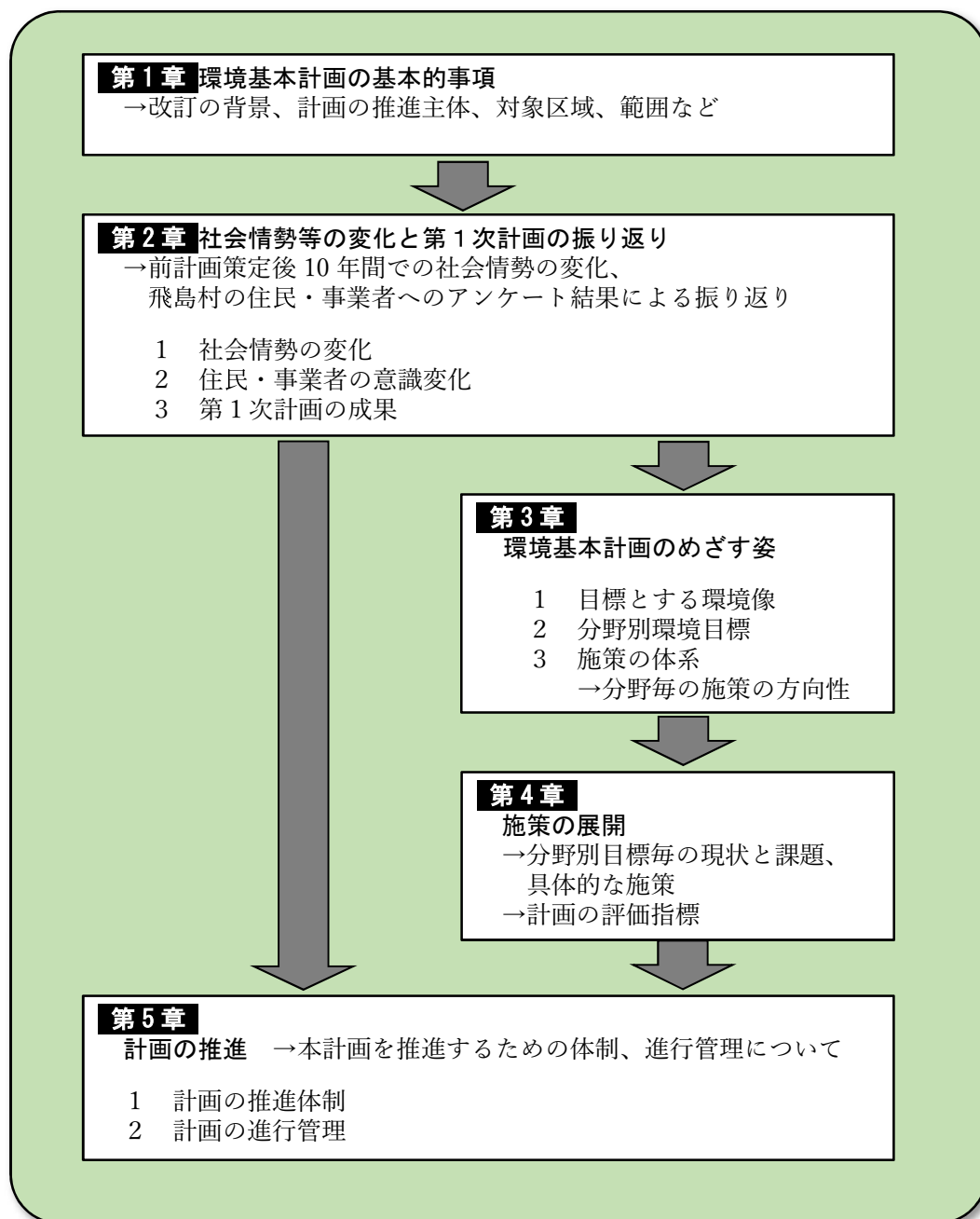
6. 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下に示すとおり、日常の身近な環境（生活環境、自然環境、快適環境）から地球規模の環境まで、村を取り巻く環境全般とします。



7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとします。



第2章 社会情勢等の変化と第1次計画の振り返り

1. 社会情勢の変化

前計画が策定された2010（平成22）年以降、我が国は、人口減少社会への移行など、大きな社会変化に直面してきました。また、2011（平成23）年の東日本大震災をはじめとした地震災害がしばしば発生しており、社会として安全・安心への要望が高まっています。さらに、近年では全国各地で台風や豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでに想定されていなかったような大規模災害にも適応できる社会を作っていくことが喫緊の課題となっています。

世界的には、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための国際目標であり、SDGsを通じてよりよい環境・経済・社会を目指す積極的な取組が世界中で活発化しています。また、同年12月の国連サミットでは、「パリ協定」が採択されました。19世紀後半以降の記録から、世界の平均気温は上昇傾向にあり、世界各地で平均気温の上昇が一因とみられる短時間強雨や、農作物への影響等が発生しています。気候変動の原因は、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加にあるとされています。パリ協定では、こうした気候変動問題への対応として、すべての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが定められ、世界全体として脱炭素社会の実現へ向けて大きく舵が切られることとなりました。

また、前計画策定後の新たな環境問題として、海洋プラスチックごみ問題が注目されるようになりました。海洋プラスチックごみは、私たちの生活で発生した容器包装等のプラスチックごみが不適正処理、ポイ捨て等により海洋に流入したものです。プラスチックは生物により消化されない性質を有しているため、海洋生物に悪影響を及ぼしています。さらには、漁業、養殖業への影響による経済的損失が世界各地で発生しており、人体に影響を及ぼす可能性も懸念されています。かつて海洋プラスチックを世界で最も多く流出させていた中国において、2017（平成29）年に「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」が公表され、プラスチックをはじめとした固体廃棄物の輸入が段階的に禁止されるなど、世界全体としての取組が始まっています。

そうした中、前計画策定以降の10年間で、世間としても環境への意識が高まりつつあります。さらに、平成から令和に移行したところにCOVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミックが発生しました。人々の意識や価値観、行動様式は、安全・安定や家族を重視するなど、今後ますます変化、多様化していくことが想定されます。

【前計画策定後の国内外における出来事】

年	主な出来事
2010 (平成 22)	飛島村環境基本計画策定（平成 22 年 3 月） 生物多様性条約 COP10 愛知県開催
2011 (平成 23)	東日本大震災、福島第一原発事故 再生可能エネルギー促進法、環境教育推進法、環境アセス法改正
2012 (平成 24)	再生エネルギー固定価格買取制度開始 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定、第四次環境基本計画策定
2013 (平成 25)	連日の記録的猛暑、国内最高気温も更新、極端な気象現象が世界中で頻発 中国の大気汚染問題の深刻化、日本に波及、PM2.5 問題クローズアップ
2014 (平成 26)	エネルギー基本計画（第 4 次）策定 御嶽山での噴火、多数の登山者が遭難 九州電力の再生可能エネルギーの新たな受け入れを保留
2015 (平成 27)	関東・東北豪雨災害 国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）採択 気候変動枠組条約 COP21 でパリ協定（対策のための新しい法的枠組）採択
2016 (平成 28)	持続可能な開発目標（SDGs）の実施のための我が国の指針の策定 熊本地震
2017 (平成 29)	九州北部豪雨災害 EU を中心に急進的な EV 推進策 ―世界的な脱化石燃料の流れ― 中国が「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を公表、段階的に廃プラスチック等の固体廃棄物の輸入を停止
2018 (平成 30)	第五次環境基本計画策定、エネルギー基本計画（第 5 次）策定、第 4 次循環型社会形成推進基本計画策定 海岸漂着物処理推進法改正 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）災害、北海道胆振東部地震 国内最高気温も再更新
2019 (令和元)	令和に改元 房総半島台風（台風 15 号）、東日本台風（台風 19 号）災害
2020 (令和 2)	COVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミック 令和 2 年 7 月豪雨災害 7 月レジ袋有料化

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs は、先進国を含む国際社会全体が 2030（令和 12）年の達成に向けて取り組んでいく環境・経済・社会についてのゴール（目標）であり、2015（平成 27）年に国連で採択されました。SDGs では、世界中のすべての人々が人間らしく暮らしていくことができるような環境・経済・社会を 2030（令和 12）年までに実現するため、17 のゴールと、それぞれについてのターゲット（達成基準）が具体的に 169 項目定められています。

SDGs で定められているゴールは、貧困や飢餓、健康、教育、安全な水、ジェンダー平等など、主に開発途上国での課題であるように感じるかもしれません。しかし日本においても、国民の 6 人に 1 人が貧困だと言われています。ジェンダー平等に関しても、世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ（世界男女格差）レポート 2020 で、日本のジェンダー・パリティ（ジェンダー公正）の指数は 153 か国中 121 位であり、先進国で最も低い順位となっています。

このように、SDGs で掲げられたゴールは日本においても決して他人事とはいえない課題です。本計画で定めている取組目標にも、17 のゴールのほとんどが関連しています。よりよい環境及び持続可能な社会を実現するため、私たち 1 人 1 人が力を合わせて取り組んでいきましょう。

SDGs の 17 の目標

	1 貧困をなくそう		10 人や国の不平等をなくそう
	2 飢餓をゼロに		11 住み続けられるまちづくりを
	3 すべての人に健康と福祉を		12 つくる責任つかう責任
	4 質の高い教育をみんなに		13 気候変動に具体的な対策を
	5 ジェンダー平等を実現しよう		14 海の豊かさを守ろう
	6 安全な水とトイレを世界中に		15 陸の豊かさを守ろう
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		16 平和と公正をすべての人に
	8 働きがいも経済成長も		17 パートナリープで目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030 年に向けて世界が合意した「持続可能な目標」です	

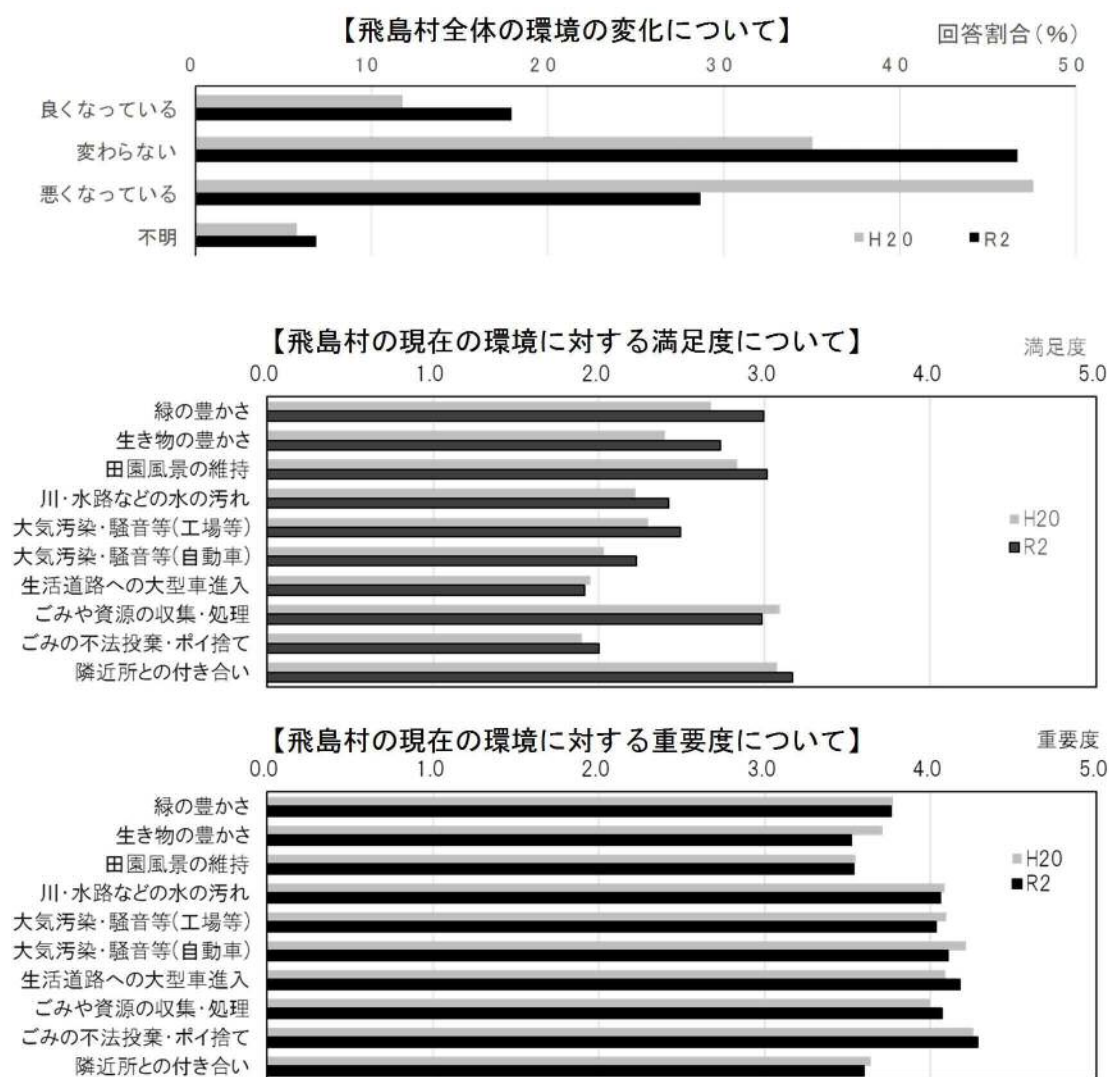
2. 住民・事業者の意識変化

環境基本計画改訂にあたり、前計画策定後の10年間の住民・事業者の意識変化を把握するため、村では住民、飛島学園生徒、事業者を対象とした意識調査を実施しました。

■現状の環境について

2020（令和2）年の住民意識調査では、前計画策定時の調査（2008（平成20）年）に比べて、環境が良くなっていると回答した割合が増え、悪くなっていると回答した割合が減少し、半数近くが変わらないと回答しています。

飛島村の現在の環境に対する満足度については、「隣近所との付き合い」、「ごみや資源の収集・処理」について満足とする回答が多く得られました。また、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」、「生活道路への大型車の進入」、「車両／工場からの大気汚染・騒音・振動」、「ごみや資源の収集・処理」、「川・水路などの水の汚れ」への対応を重要と考える回答が多く、これらは前計画策定時と変わらない傾向となっています。

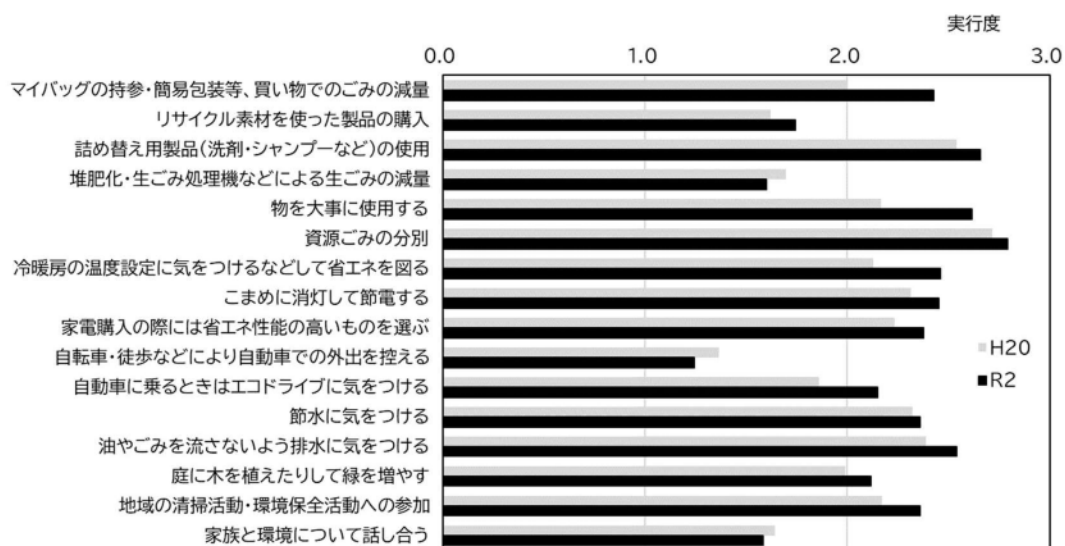


■環境に対する行動について

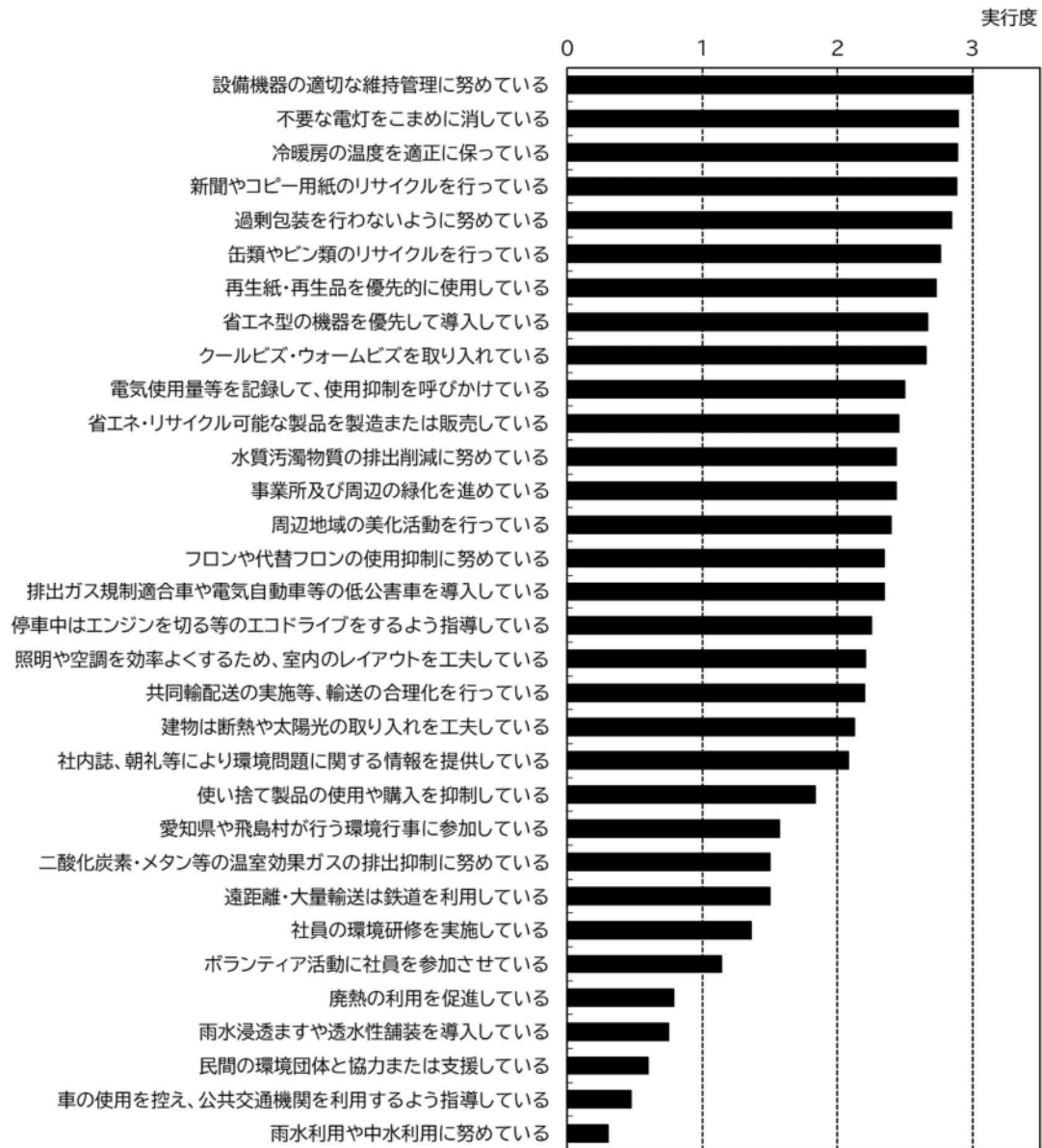
住民の環境に対する行動について調査した結果では、「マイバッグの持参・簡易包装等、買い物でのごみの減量」、「物を大事に使用する」、「冷暖房の温度設定に気をつけるなどして省エネを図る」などの取組を行っているとする回答の割合が増加しました。

事業者における環境に対する行動としては、「不要な電灯をこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「新聞やコピー用紙のリサイクルを行っている」事業者が多い一方で、「雨水利用や中水利用に努めている」、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」、「雨水浸透ますや透水性舗装を導入している」等について、実行する予定がないという回答が多い結果となりました。

【飛島村住民の環境に対する行動について】



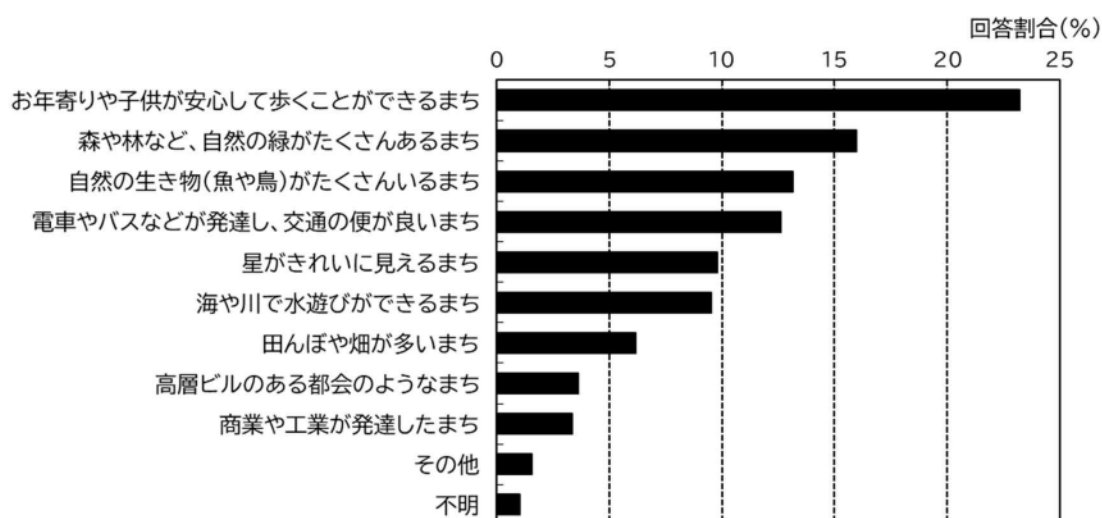
【飛島村事業者の環境に対する行動について】



■飛島村の将来について

飛島学園生徒を対象とした意識調査では、飛島村を将来どんなまちにしたいかという質問に対し、「お年寄りや子供が安心して歩くことができるまち」、「森や林など、自然の緑がたくさんあるまち」、「自然の生き物（魚や鳥）がたくさんいるまち」を望む回答が多く寄せられました。

【飛島学園生徒が求める飛島村の将来について】

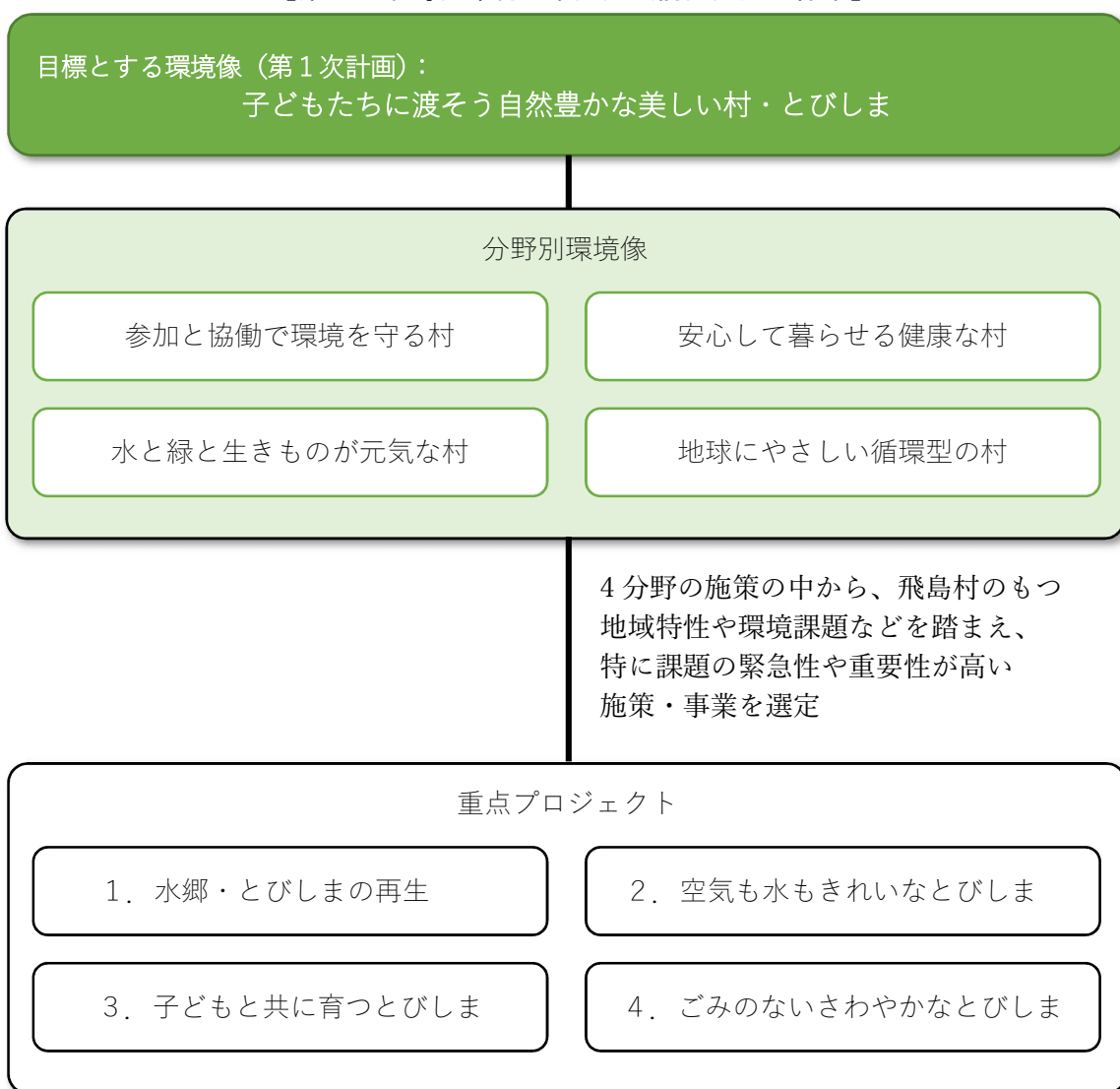


3. 第1次飛島村環境基本計画の成果

前計画では、「子供たちに渡そう自然豊かな美しい村・とびしま」を目標像とし、住民・事業者・行政が一体となった取組を行ってきました。

その中で、飛島村のもつ地域特性や環境課題などを踏まえ、特に課題の緊急性や重要性が高い施策・事業を4つの重点プロジェクトとして位置づけて取り組んできました。これらの重点プロジェクトについては、一部の内容について未実施ではありますが概ね成果が得られており、飛島村の環境の現状や、村を取り巻く環境・経済・社会の情勢の変化も踏まえた新たな取組目標を設定する必要があります。

【第1次飛島村環境基本計画（前計画）の体系】



【前計画の重点プロジェクトと取組の成果】

重点プロジェクト1：水郷・とびしまの再生		
重点的に推進する施策		成 果
水路の水質・水辺の生態系の回復	モデル地区での水路の多自然型整備	水路の多自然型整備を実施（夢広場） 生活雑排水処理の推進（集落排水、合併浄化槽） 大用水の水質改善（工業用水の導水）
自然に親しむ機会の充実	水生生物調査・自然観察会等の実施	未実施
	里親制度による水辺環境の保全	農地・水保全管理事業活動を通じ一部地域で水路等の美化活動を実施（多面的機能支払事業実施地区：10 地区）
農業の振興による田園風景の保全	屋敷畑の保全制度の検討	農業委員会で無秩序な転用をしないよう、協議・指導を実施
	地産地消の促進	すこやかセンター・ふれあいの郷で産直市を実施 学校給食に地産品を活用
重点プロジェクト2：空気も水もきれいなとびしま		
重点的に推進する施策		成 果
事業所の自主的取組への支援	事業所との公害防止協定の見直し・環境保全協定の締結	公害防止協定に関して事業所・関連所管等との協議、見直しを実施
事業所に対する監視等の強化	県との連携による事業所に対する調査・監視・指導の強化	県環境保全課との連携による監視・指導
	環境安全指導員等による公害監視	平日 9～16 時まで、環境安全指導員 2 名による巡回・監視を実施
無秩序な事業所用地拡大の抑制	無秩序な農地転用の抑制	農振協議会、農業委員会で転用案件の慎重審議及び監視 農業委員会の農地パトロール実施（年 2 回）
重点プロジェクト3：子どもと共に育つとびしま		
重点的に推進する施策		成 果
学校における環境教育の場の整備	学校における自然とふれあう場の整備	学園北側遊歩道を整備、雨水散水栓を整備、太陽光発電施設を整備
	学校給食への地元産野菜等の利用	JA の地産品の年間栽培計画から給食計画を策定し、継続的に実施
	飛鳥学園での環境教育の推進	清掃工場見学の実施 夏季の自然換気システムによる空調稼働時間抑制
家庭を通じての環境教育の実施	地域美化活動の参加対象年齢の拡大	親子ふれあい美化活動の実施
重点プロジェクト4：ごみのないさわやかなとびしま		
重点的に推進する施策		成 果
ごみを捨てにくい環境整備	ごみ散乱防止条例の強化	廃掃法と条例の適用判断についての調査 近隣市町の条例制定状況把握
	空地の適正管理の推進	不法投棄された公有地（道路・水路）の清掃 不法投棄箇所への啓発看板の設置
	環境美化活動の推進	地域、職場、学校等での自主的な環境美化活動に対する ごみ袋の配布や収集用具の提供
ごみのポイ捨て・不法投棄の監視	行政による不法投棄監視の強化	必要性の高い場所への録画機能付監視カメラ設置
	地域の目による不法投棄監視の強化	平日 9～16 時の環境安全指導員 2 名による巡回・監視 シルバー人材センター等との不法投棄情報提供協定締結

第3章 環境基本計画のめざす姿

1. 目標とする環境像

次世代に残すべき飛島村の姿として、近年の社会情勢の変化なども考慮した新たな目標像を以下のとおり設定します。

～ 目標とする環境像～

未来へつなぐ 人と地球にやさしい村・とびしま

国が示した第五次環境基本計画では、環境課題は、経済上の課題やその他の社会上の課題とも密接かつ複雑に関連することが示されています。その解決に向けては、環境課題と相互に関連しあう経済の課題、社会の課題も同時に改善していく必要があることが示され、このため、環境・経済・社会の統合的向上を求めています。

そこで、飛島村においても、前計画に示された「**自然豊かな美しい村**」という目標にとどまらず、社会、経済問題も見据えたグローバルな視点で取組を推進する必要があります。次期計画の目標として、あらゆる関係者との連携のほか、気候変動などの地球環境問題への対応や環境・経済・社会の統合的向上が図られた低炭素社会、持続可能社会、安全・安心社会を表現するものとして、「人と地球にやさしい村」を設定しました。さらに、その環境の次世代への継承を、「未来へつなぐ」であらわしました。

2. 分野別環境目標

目標とする環境像を実現するため、5つの分野について環境像を設定しました。本計画では、これらの目標について、持続可能な開発目標（SDGs）とも関連づけた取組を村全体となって推進します。



前計画では、分野別環境像の1つとして「安心して暮らせる健康な村」を掲げていましたが、近年頻発する自然災害や、COVID-19（新型コロナウイルス）によるパンデミックなどを受け、安全・安心な暮らしへの要望はますます高まっています。

飛島村は約 22.42km² の小さな村の中に、農村地帯、臨海工業地帯を併せ持っています。筏川や、村を流れる水路の水質は前計画策定時と同程度で推移しており、筏川及び大部分の水路では、農業用水としての利用が可能とされる水質が維持されています。一方で、住民へのアンケート結果によれば、川・水路などの水の汚れについて不満を感じているとする割合は前計画策定時と変わらず多く、より一層の水質改善が求められます。

臨海工業地帯には、輸送関連会社・倉庫会社・木材関連事業所・鉄鋼関連事業所・火力発電所等が立地しており、名古屋港の物流において重要な役割を担っています。一方で、国道 23 号、国道 302 号等の幹線道路における交通渋滞が深刻な問題となっています。村において愛知県が行っている自動車排ガスの測定結果は、2016（平成 28）年度以降は環境基準には適合しているものの、騒音は依然として環境基準を上回るレベルにあります。

幹線道路や水田、水路におけるごみのポイ捨て等の問題も重要な課題です。世界的にも海洋プラスチックごみによる海洋汚染や生態系への影響が問題となっており、各主体における取組が求められています。

以上のことから、住民が健康に暮らせることはもちろん、生活における安全・安心や快適さを確保するため、事業者への指導や、不法投棄対策、ポイ捨て対策、感染症の拡大を防ぐ新しいライフスタイルへ取り組みます。

さらに、気候変動が一因とされる豪雨、大型台風や、農作物への被害などといった悪影響は、既に私たちの身近なところに現れています。飛島村はいわゆるゼロメートル地帯とよばれる低湿地帯に位置し、水害に対してきわめて脆弱な環境にあります。今後さらなる気候変動により、風水害による影響はますます甚大化することが懸念されます。このため、人命、社会、経済への影響を回避、低減していくための「適応策」についても、地域防災の観点等から取り組んでいきます。

分野別目標 2：

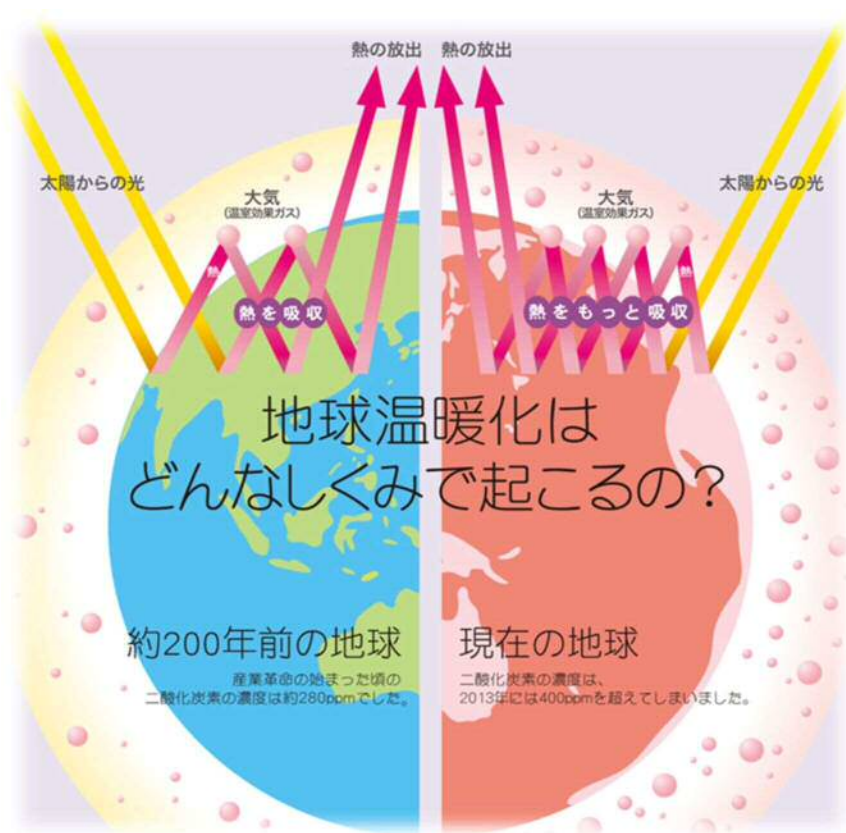
低炭素な村づくりをしよう



19 世紀後半以降の記録から、世界の平均気温は上昇傾向にあり、その原因は二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加にあるとされています。世界各地で平均気温の上昇が一因とみられる異常気象が発生しています。異常気象による豪雨、台風等の災害は、地球温暖化が進行することで今後ますます増加することが懸念されています。

2015（平成 27）年 12 月の国連サミットで採択された「パリ協定」では、こうした気候変動問題への対応として、すべての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが定められ、世界全体として脱炭素社会の実現へ向けての取組が本格化しつつあります。

これ以上気候変動を進行させないためには、私たち 1 人 1 人が低炭素な暮らしに向けての取組を行い、温室効果ガスの排出を削減、抑制することが必要です。このため、村として地球環境に配慮したライフスタイルを実現するための取組を行っていきます。



【地球温暖化のメカニズム】（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）

分野別目標 3：

水と緑と生きものを元気にしよう



飛島村の特徴のひとつとして、昔ながらの田園風景が挙げられます。住民へのアンケート結果からも、前計画策定時と同様、良好な田園風景を維持できていることが伺えます。さらに飛島学園生徒を対象としたアンケートの結果でも、将来の飛島村のすがたとして、「森や林など、自然の緑がたくさんあるまち」、「自然の生き物（魚や鳥）がたくさんいるまち」を求める意見が多く挙げられており、今後とも村を挙げて維持していく必要があります。

世界的には、生物の直接的な乱獲、気候変動、汚染、外来種の侵入などといった要因により生態系は脅かされており、絶滅する生物種が後を絶ちません。IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)が2019(令和元)年5月に発表した報告書では、今後数十年で100万種以上の動植物が絶滅する危機に瀕しているといわれています。

生物多様性は、人類の生存を支えるとともに大きな恵みをもたらすものであり、生物多様性を保全するための取組が世界各地で行われています。前計画策定後の2010(平成22)年10月には、名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されました。同会議では、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することとして、2020(令和2)年を目標年度とした20の個別目標(愛知目標)が定められました。しかし、国連の生物多様性条約事務局が2020(令和2)年9月に公表した「地球規模生物多様性概況 第5版」では、愛知目標のほとんどについてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはないと評価されています。同報告書では、COP10で掲げられた2050(令和32)年までの長期目標「自然と共生する世界」を実現するため、生物多様性の保全・再生に関する取組をあらゆるレベルへと拡大することに加え、生物多様性損失の要因への対応等、様々な分野での行動を連携させて推進していくことが必要と指摘されています。

こうしたことから、田園風景をはじめとした水辺と緑、生態系を保全するため、水辺や田園風景の保全、緑化推進などの取組を行います。また、生物多様性を確保するため、飛島ふ頭で度々確認されている「ヒアリ」をはじめとした外来種についても、被害を防止するための対応を行っていきます。

分野別目標 4：

地域で資源を循環させよう



産業革命以降の世界経済は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって成長してきました。天然資源を浪費し、後世まで持続させることを考えずに経済活動を行ってきた結果、天然資源が枯渇するおそれを取りざたされ、廃棄物処分場の残り容量はわずかとなっています。

後世まで持続可能な経済活動を実現するためには、私たち 1 人 1 人ができるだけ資源の浪費を減らすとともに、可能な限り資源の循環利用を行う、循環型のライフスタイルに転換していく必要があります。前計画策定後、住民の意識は向上し、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（排出原単位）は 2011（平成 23）年度の 1,309.2g から 2018（平成 30）年度の 1,211g へと減少しています。住民へのアンケート結果からも、「マイバッグの持参・簡易包装等、買い物でのごみの減量」、「物を大事に使用する」といった取組が進んでいることが分かりました。今後も、住民・事業者・村（行政）の三者連携・協働により、廃棄されるごみを減らすための 4R 活動をより一層促進するとともに、村として廃棄物の不法投棄防止、適正処理を推進していきます。

国の第五次環境基本計画では、持続可能な社会の実現に向けて、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し、支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。飛島村においても、地域特有の資源の活用の検討や、周辺地域も含めた資源循環利用により、循環型社会の構築、地域活性化に貢献していくことを目指します。

【参考】4R 活動とは

4R 活動は、まず極力ごみを発生させない、ごみを減らす活動を行い、排出されたごみはできるだけ資源として再生利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分するものです。

1 番目

リフューズ（Refuse）



断る・買わない

2 番目

リデュース（Reduce）



減らす・直す

3 番目

リユース（Reuse）



再利用

4 番目

リサイクル（Recycle）



再資源化

従来推進されてきた 3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズを加えることで、極力ごみを発生させない取組を推進します！

分野別目標 5 :

パートナーシップで
環境を守ろう



村の環境をよりよいものとし、持続可能な環境を実現していくためには、住民・事業者・村（行政）がそれぞれの立場で取り組んでいく必要があります。

地球温暖化対策が進みにくい理由について住民や事業者にアンケートを行った結果、半数以上の方が「これまでの生活（勤務）習慣を変えにくいから」または「便利さ・快適さが失われると思うから」と回答されていました。このため、あらゆる主体が参画するパートナーシップで環境保全活動を進めることで、人々がよりよい環境行動を自発的にとれるように意識を変容させていく必要があります。住民・事業者・行政が連携し、密接なコミュニケーションをとって正しい情報を共有し、それぞれができることから環境の保全や創造の取組を進めていくことで人々の意識の変容を後押しする必要があります。

そのため、環境教育を充実させるとともに、住民、事業者、行政の各主体における自発的な環境行動を促進していきます。取組には、すべての住民・事業者、そして行政がかかわることが不可欠です。例えば、環境への取組の意欲がある高齢者が、年齢を理由に環境学習や活動を制約されるようなことがあってはなりません。すべての住民・事業者・行政が主体となって、平等なパートナーシップのもとに、1人1人の役割のもと取組を展開していきます。

3. 施策の体系

目標とする環境像とそれを実現するための分野別の環境目標を受けて、以下に示す体系のもと総合的に施策を推進します。

【第2次飛島村環境基本計画の施策の体系】

分野別環境目標	施策の方向性	基本的施策
目標1：安全・安心・快適で健康に暮らそう	公害のない村をつくる	事業所と周辺環境との調和
		健全な生活環境の確保
	清潔な村をつくる	散乱ごみ・海洋ごみ対策
	気候変動に適応する	地域防災力の向上
目標2：低炭素な村づくりをしよう	地球環境に配慮したライフスタイルを促進する	地球環境にやさしいエネルギー利用
		公共交通機関の利用促進
目標3：水と緑と生きものを元気にしよう	自然に親しむ場所を創出する	自然とふれあう空間の形成
	水辺と緑の保全	水辺の保全
		田園風景の保全
		公園の保全
		緑化の推進
	生物多様性の確保	生物の生息・生育環境への配慮
目標4：地域で資源を循環させよう	循環型のライフスタイルに転換する	三者連携・協働による4Rの促進
		廃棄物対策の推進
目標5：パートナーシップで環境を守ろう	環境教育(ESD含む)の充実を図る	環境教育(ESD含む)・体験学習の推進
	自発的な環境行動を促進する	環境保全活動への支援
		村としての率直的行動

【参考】本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連

ゴール（目標）	説明	計画との関係
 1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	本計画では関連付けなし
 2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	農業の振興により食料自給率の向上に寄与する（分野別目標 3）
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	公害やごみ問題を解決し、地域防災力も向上させることで、すべての人の健康的な生活を確保する（分野別目標 1）
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	自主的な環境行動が促進できるよう生涯学習の場を提供し、環境保全への参画意識を醸成する（分野別目標 5）
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダーによる分け隔てのない、あらゆる主体による環境保全活動を促進する（分野別目標 5）
 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	河川や水路の水質を改善するとともに、水系生態系を保全する（分野別目標 1,3）
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に、安価で信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	再生可能エネルギー利用、省エネ行動を促進することで持続可能なエネルギー利用を図る（分野別目標 2）
 8 働きがいも経済成長も	すべての人のための包摂的かつ持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事を促進する	人々の自主的な環境行動を促すことで、持続可能な経済活動への変容を図る（分野別目標 5）
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	資源ごみの確実な分別収集により資源を循環させ、産業の持続可能性に寄与する（分野別目標 4）
 10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する	性別、年齢などに関わらず、すべての主体による環境保全活動を促進する（分野別目標 5）

【参考】本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連（続）

ゴール（目標）	説明	計画との関係
 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	地域防災力の向上と村の脱炭素化を進め、安全で強靱なまちづくりを推進する（分野別目標 1,2）
 12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	村の脱炭素化と地域資源の循環を進めることで、持続可能な消費と生産パターンを確保する（分野別目標 2,4）
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる	地域防災力向上による気候変動への適応策と、再エネ利用、省エネ活動等の気候変動の緩和策も推進する（分野別目標 1,2）
 14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	水路の水質改善と海洋プラスチックの原因となるごみ対策を推進し、海洋及び沿岸の生態系を保全する（分野別目標 1,3）
 15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	農地保全、緑化活動、外来生物対策等により、村内の実情に応じた生態系の保全、持続可能な利用を推進する（分野別目標 3）
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	本計画では関連付けなし
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	さまざまな主体の経験、考えに基づき、住民、事業者、村（行政）のパートナーシップのもと環境保全活動を推進する（分野別目標 5）

第4章 施策の展開

1. 分野別目標 1 安全・安心・快適で健康に暮らそう

1) 公害のない村をつくる

■現状と課題

飛島村では、南側の臨海工業地帯に輸送関連会社・倉庫会社・木材関連事業所・鉄鋼関連事業所・火力発電所などが立地しています。このため、国道23号や国道302号等の幹線道路で流通や通勤のための交通量が多く、大気汚染や騒音、振動などの公害が問題となっています。

事業活動による公害に対しては、公害防止協定を締結するなど、環境影響を低減するための指導を行ってきました。一方、国道23号で愛知県が行っている自動車排ガスの測定結果は、2016（平成28）年度以降は環境基準には適合しているものの、微小粒子状物質※の測定結果は依然として愛知県内で最も高い水準となっています。騒音については、村が国道23号沿いで行っている自動車騒音調査の結果が、依然として環境基準を上回っています。大気汚染・騒音・振動に関連して村に寄せられる苦情は、年間約40件に及んでおり、住民へのアンケート結果でも、車両からの大気汚染・騒音・振動への対応を求める声が多く、さらなる取組の推進が求められます。

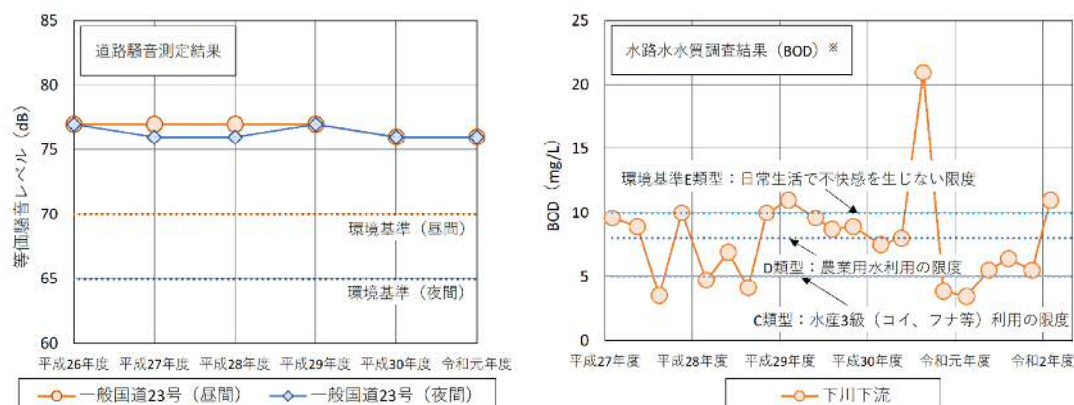
河川及び水路の水質についてもより一層の改善が求められます。筏川及び大部分の水路では、水質（生活環境の保全に関する環境基準河川D類型）の維持はされていますが、下川下流など一部の水路ではBOD、pH※※が時折高い値となり、水の汚れが改善されていないのが現状です。住民へのアンケート結果でも、川・水路などの水の汚れについて不満を感じているとする割合は前計画策定時と変わらず多くなっています。住民への健康影響がないかどうかに限らず、環境の自然なすがた、生き物、水のきれいさ、快適さ、普段の生活などの視点から環境をすこやかに保つための取組が必要です。

※ 微小粒子状物質(PM2.5)：大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子の量。非常に小さいため、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。2019（令和元）年度に愛知県が行った測定の結果、県内自動車排出ガス測定局15箇所の年平均 $10.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ に対し、国設飛島自動車交通環境測定所の年平均は $12.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした（年平均値の環境基準 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）。

※※BOD（生物化学的酸素要求量）：微生物が水中の有機物を消化するために必要な酸素の量。有機物が多いほど消化のためにたくさんの酸素が必要になるため、有機物による水の汚れの指標となります。

pH（水素イオン指数）：水の酸性・アルカリ性の度をあらわすものです。pHが低いと水は酸性となり、すっぱく感じます。また、pHが高いと水はアルカリ性となり、苦く、ヌルヌルした感触になります。農業用水としての利用が可能とされる水質では、pHがこれらの中間（中性）付近の6.0～8.5の範囲内にあることが求められます。村の一部の水路では、時折pHが9を上回っています。例えば、夏の晴天や水の汚れにより、藻類が大量発生した場合などにpHが上昇するといわれています。

【飛島村の道路騒音、下川下流の水質状況】



※ 公共用水域のBODに関する環境基準は、利水目的等を勘案し、個々の水域毎にA～Eの類型で指定されます。下川について類型指定や達成すべきとされる環境基準はありませんが、水質の状態の参考として、C～E 類型の基準値と比較しています。

■具体的な施策の展開

（１）事業所と周辺環境との調和

①事業所等に対する監視・指導體制を強化する

- 企業との公害防止協定の見直し、環境保全協定の締結
公害防止に係る調査・監視・指導體制の強化により、住民の健康や生活環境を守ります。
- 環境安全指導員による監視活動
村の環境安全指導員による調査・監視を強化します。
- 住民や企業による監視活動
ごみ公害 110 番を導入し、住民や企業から、環境衛生の向上に向けて行政に現状を報告・通報してもらいます。

【参考】ごみ公害 110 番の通報内容、村の対応例

通報内容	対応
住民の方より、ごみ集積所に分別されていない他市ごみ袋が捨てられているとの通報を受けた。	内容物から関係が疑われた会社を訪問し、従業員が投棄したことを確認した。ごみを引き取らせ、適正に処理するよう注意・指導した。
環境安全指導員がパトロール中、大きな黒煙を認めた。	事業者が敷地内で材木の野焼きを行っていることを確認。直ちに野焼きを中止させ、燃やしていた廃材の処理方法について指導した。
住民の方より、工場からの騒音、振動がひどいとの通報を受けた。	工場を訪問し、騒音振動の原因を確認。苦情が入っていることを伝え、厳重指導した。通報者に状況を説明し、理解いただいた。

②国・県・近隣市町との情報共有・連携・交流強化を図る

- 環境情報の共有
村や近隣市町、県が行っている環境測定やその他の環境情報について随時共有します。
- 広域的な環境問題に係る連携の強化
大気汚染、水質汚濁や海洋ごみなどは、村にとどまらない広域的な問題であることから、国・県・近隣市町との連携を強化します。

(2) 健全な生活環境の確保

①自動車公害の防止につながる啓発活動、情報提供をする

- ・ 事業用車両の村内通過制限の要請
事業所に対して、「生活道路を大型車が通行しない」、「ドライバーのマナー向上」などの要請を図ります。
- ・ 道路交通騒音防止対策の推進
幹線道路の道路交通による騒音を低減するため、騒音対策の実施について、国・県等への要請を図ります。

②農業集落排水施設接続または合併処理浄化槽設置を推進する

- ・ 農業集落排水施設への接続の推進
農業集落排水処理区域では、各家庭からの生活排水について、村が敷設する農業集落排水への排水を行うよう指導します。
- ・ 合併処理浄化槽設置の推進
農業集落排水処理区域外からの生活排水による河川、水路の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置、維持管理に対し補助金交付事業を行います。

③生活マナーを向上させる、感染症等の拡大を防止する啓発活動、情報提供をする

- ・ PR 及び啓発活動
廃棄物の処理方法について、村広報やホームページに掲載し周知します。
- ・ 感染症の拡大防止
村内施設への検温カメラ設置、インフルエンザワクチン接種の助成等により感染症の拡大防止をはかります。また、手洗い、マスクの着用、3密を避けるなどの新しい生活様式について、ホームページ等での啓発活動を行います。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）※	目標（令和 11 年度）
廃棄物の処理等情報提供	2 回/年	4 回/年
感染症の拡大防止啓発活動	3 回/年	4 回/年

※ 令和元年度実績として、平成 31 年 4 月 1 日現在の状況を示します。以降同様とします。

2) 清潔な村をつくる

■現状と課題

飛島村では、幹線道路や水田、水路におけるごみのポイ捨てや不法投棄が大きな問題となっています。

住民へのアンケートでは、飛島村の現在の環境において、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」について住民の満足度が最も低い水準にあることが分かりました。飛島村の環境で重要と考えるものについての設問でも、これらへの対策の重要度が最も高い結果となりました。これらの結果は前計画策定時と同様の傾向となっており、飛島村の環境をよりよくする上で喫緊の課題であるといえます。

街、水路、川、海へポイ捨て・不法投棄されたごみや、ごみ集積所からの飛散、不適正処理されたごみは、近年問題となっている海洋ごみの原因になります。ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための監視をより強め、ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境を作り出すことに加え、私たち1人1人が4R活動を実施し、循環型のライフスタイルに転換していくことが求められます。



【村内で不法投棄されたごみ】

■具体的な施策の展開

(1) 散乱ごみ・海洋ごみ対策

①条例等に基づく対策を実施する

- ・ ごみ散乱防止重点地域における取組の強化

「飛島村空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づき、特にごみの散乱を防止する必要があると認められる「ごみ散乱防止重点地域」を指定し、ごみ散乱防止のための取組を強化します。

②環境美化活動を推進する、ポイ捨て抑止につながる環境を整備する

- ・ 監視活動の強化

村の環境安全指導員による調査・監視を強化します。また、住民や企業によるポイ捨て・不法投棄監視を行います。

- ・ 監視カメラの設置

特にポイ捨てが多い場所について、監視カメラを設置します。

- ・ ポイ捨て抑止につながる環境の整備

安全で快適な村道を維持し、ポイ捨てを抑止するため、道路の清掃や除草等を行います。

③4R 行動を推進する

- ・ 村としての率先した4R 行動

庁舎における備品の修理修繕利用、グリーン購入など、職員による4R 行動を率先して行います。

- ・ PR 及び啓発活動

廃棄物の処理方法について、村広報やホームページに掲載し周知します。

- ・ リサイクルの推進

エコプラザ及び小型家電回収ボックスにより、適正な資源ごみ回収を推進します。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和11年度）
資源化率	13.0%	25.0%
プラごみの排出量削減	210t/年	200t/年

【参考】ごみのポイ捨て抑止対策の考え方について

ごみのポイ捨ては全国各地で問題となっており、さまざまな取組、実証実験が行われています。

ごみをポイ捨てする心理を抑制する対策の方向性として、主に以下の3つが挙げられます。飛島村では、国道23号、国道302号等の幹線道路沿いや、水田、用水路におけるポイ捨てが問題となっています。

対策方法は、各エリアで実施できるかどうかに加え、住民参加、地域活性化等の観点から検討していきます。住民の皆様からも積極的なご意見、ご参加をお願いいたします。

- 監視されていることを周知する：監視カメラ設置、監視中の掲示、定期清掃活動のアピール（往来の目にとまるユニフォームの着用等）
- 先行ごみをなくす（ポイ捨てされたごみがあることにより、さらなるポイ捨てが助長される）：定期清掃活動
- 手入れが行き届いている環境を整備する：花植え、草刈り、パブリックアートの掲示等



東京都足立区の実施例：「美しいまち」を印象付けて犯罪抑止効果をねらう「ビューティフル・ウィンドウズ運動」を区独自に展開しています。ボランティアによる見回りや、街路・公園の花の手入れをしながら子供たちを見守る活動等が展開されています。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kikikanri/ku/koho/b-windows.html>

3) 気候変動に適応する

■現状と課題

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水、高潮等の災害リスクが高まっています。

飛島村の北半分は、木曽川の形成した三角州にあり、その大部分は干拓によってできた新田地帯に相当します。地表面は海面より約 1.5m 低く、排水はすべて機械排水によって行われています。このため、大型台風の際には高潮や日光川等の氾濫による浸水の危険性があります。過去においても、飛島村は 1959（昭和 34）年の伊勢湾台風や 2000（平成 12）年の東海豪雨をはじめとした風水害にしばしば見舞われてきました。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本として、村として気候変動に適応していく必要があります。



【避難所】

■具体的な施策の展開

(1) 地域防災力の向上

①風水害災害の軽減対策

- ・ 河川情報等の収集、活用

県がインターネット等で情報配信しているリアルタイム河川情報を活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、村の迅速的確な避難態勢の確保を図ります。

- ・ 平時からの防災・減災意識啓発

自然災害から安全・安心を得るためには、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であることから、平時から様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めます。

- ・ 地域防災計画等に基づく防災・減災対応

風水害発生時には、「飛島村地域防災計画」にしたがい、住民の生命、身体及び財産の保護にあたります。庁内対応にあたっては、「飛島村業務継続計画」にしたがい、平常業務への速やかな復旧を目指します。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
飛島村防災メール登録者数	523 人	600 人



【村内防災訓練の様子】

2. 分野別目標2 低炭素な村づくりをしよう

1) 地球環境に配慮したライフスタイルを促進する

■現状と課題

飛島村の、2013（平成 25）年度のエネルギー起源（化石燃料の使用による温室効果ガスの排出）CO₂排出量は 1,557t-CO₂でした。全国的な傾向として、産業部門では省エネルギー化の進展等によって二酸化炭素の排出量は減少傾向にあり、その一方で、貨物や旅客を運ぶ交通部門、一般家庭である家庭部門、事務所ビル等の業務部門からの排出量は増加傾向にあります。

村では 2018（平成 30）年度に「とびしま・エコオフィスプラン 2030 飛島村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、飛島村の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出を削減・抑制するとともに、地球温暖化に適応する取組を行うことによって、低炭素で災害に強い飛島村役場の実現を目指しています。本計画においても、住民、事業者、行政が一体となって省エネルギーの推進や再生可能エネルギー利用の拡大をすすめることにより、日常生活に関わる化石燃料消費量を削減する必要があります。

■具体的な施策の展開

（1）地球環境にやさしいエネルギー利用

①エネルギーの効率的な利用を図る

- ・ 省エネルギー知識の普及
広報等を利用し、日常生活や事業活動における省エネルギーに関する知識の普及や意識啓発を行います。
- ・ 省エネ型設備等の普及・促進
エネルギー効率の良い住宅、省エネ型設備・機器など、省エネルギーのための設備・機器の普及を行います。
- ・ 再生可能エネルギー活用に関する知識の普及
太陽光、太陽熱や風など、地域の自然を活用した地球環境にやさしい再生可能エネルギー活用に関する情報提供を行います。
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の普及・促進
住宅用地球温暖化対策設備の設置に関する補助など、再生可能エネルギー利用に関する行政の支援策をアピールし、普及を図ります。

②資源を大切にし、温室効果ガスを出さないライフスタイルに転換するよう情報提供をする

- ・ 地球環境問題に関する意識の啓発
住民に対し地球環境問題に関する情報提供を推進します。

- ・ 家庭での意識の向上

家庭からの温室効果ガス排出を減らすための生活様式についての情報提供や、環境家計簿の普及・促進を図ることなどにより、各家庭における環境保全意識を向上させ、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促します。

③環境に配慮した自動車利用を促進する

- ・ エコドライブの呼びかけ、知識の普及

飛島村の日常生活における二酸化炭素の大きな発生源となっている自動車からの排出量を抑えるため、住民・事業所に対して、自動車利用時のエコドライブを呼びかけます。また、EV、PHV※の導入促進に向けた情報提供を行います。

※ EV（電気自動車）：外部電源からバッテリーを充電し、電動モーターを動力として走行する自動車です。

PHV（プラグインハイブリッド自動車）：ハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンとモーターを併用する自動車です。PHV は外部電源から充電可能なハイブリッド自動車であり、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、遠距離走行ができるハイブリッド自動車のメリットとを兼ね備えています。

- ・ 公用車への低公害車の導入推進

エコオフィスプラン 2030 に定める村の率先行動として、公用車の EV 化、PHV 化を検討します。

- ・ 省エネ運転の推進

村の職員における率先行動として、公用車使用時には急発進・急加速を抑制する、不要なアイドリングを行わないなどの省エネ運転を推進し、村内事業所への波及をめざします。

④とびしま・エコオフィスプラン 2030 の推進

- ・ 施設の統廃合・ZEB 化

飛島村公共施設等総合管理計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。また、将来、新築・増築・改築が必要となった場合には、ZEB※化も視野に検討します。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、再生可能エネルギー利用、高効率設備によって、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーをつくることで、年間で消費するエネルギー量が大幅に削減されている建築物を意味します。

- ・ 再生可能エネルギー等の導入

太陽光発電による冷暖房などの活用を検討します。災害時の避難所に指定されている公共施設を中心に導入を検討することで、温室効果ガスの削減とともに災害対応力の強化を図ります。

(2) 公共交通機関の利用促進

①安全・快適で利便性の高い公共交通機関の利用を促進する

- ・ 飛島公共交通バスの利用促進

住民・利用者へのアンケートの実施等により、飛島公共交通バスの利便性の向上を図ります。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
飛島村公共交通バス利用者数	275,482 人	275,000 人

3. 分野別目標3 水と緑と生きものを元気にしよう

1) 自然に親しむ場所を創出する

■現状と課題

本村では街区公園及び都市公園を合計 17 箇所整備しています。このほか、名古屋港西部臨海工業地帯に確保されている緩衝緑地や大規模な公園などが整備されています。また、水辺の自然と触れ合える空間として、輪中堤プロムナードが整備されています。

しかし、臨海工業地帯の緑地を除けば公共スペースの緑地も少ない状況で、公園・緑地の自然に親しむ場としての活用度は低くなっています。

■具体的な施策の展開

(1) 自然とふれあう空間の形成

①自然とのふれあいの場として公園の適切な管理を推進する

- ・ 公園の適切な活用

地域住民の意向を把握しながら、既存の公園の適切な管理、有効活用を図ります。

2) 水辺と緑の保全

■現状と課題

飛島村は、全域が都市計画区域に指定されていますが、南部の臨海工業地帯が工業系の用途に指定されている以外は市街化調整区域となっています。土地利用を見ても、村の面積の約 28%にあたる 631ha が田あるいは畑となっています（令和元年度刊愛知県統計年鑑より）。

農地は食糧生産の場というだけでなく、降った雨水を貯めたり、地下へ浸透させたりすることで洪水の防止・軽減や地下水涵養に貢献しており、農業を通して豊かな田園、農地を維持管理していくことは非常に重要です。しかし、比較的小規模な農家が多く高齢化の一途にあることなど、農地の維持には様々な課題があります。

一方、飛島学園生徒へのアンケートでは、飛島村を将来どんな村にしたいかという問いに対して、「森や林など、自然の緑がたくさんあるまち」と答える割合が多く、小学生では 32%、中学生では 15%を占める結果となりました。

飛島村には、田園、農地以外のいわゆる「手つかずの自然環境」がほとんどないのが現状です。特徴的な自然的要素である河川・海域・干潟・水路・水田などの水辺環境も積極的に活用されているとはいえ、河川・水路の保全や、公園・街中の緑化を推進することが求められます。

■具体的な施策の展開

(1) 水辺の保全

①水路の保全と活用を図る

- ・ 事業所からの排水に対する指導及び普及啓発
事業所からの排水流出に対して指導を行い、知識の普及や意識啓発を図ります。
- ・ 家庭からの生活排水対策の普及促進
本村では、家庭からの生活排水はほぼ全量が農業集落排水で処理されています。
処理施設への負荷を低減するため、家庭における生活排水に関する知識の普及を図ります。

(2) 田園風景の保全

①農地を保全する

- ・ 農地の集積・集約化の推進
村で策定した「人・農地プラン」を活用し、農地を集積・集約化することで、農地の安定的な維持管理を推進します。
- ・ 担い手農家の育成による農業振興
農業経営に対する意欲・能力を持つ担い手農家を育成・支援し、農業の振興を図ります。
- ・ 農業体験機会の充実
飛島学園の生徒に対する農業体験の充実を図ります。
- ・ 農業振興のための農業団体の取組への支援
農業関連団体の様々な取組に対して支援します。

(3) 公園の保全

①自然に親しむことができる公園の良好な景観形成に努める

- ・ 親しまれる公園管理の推進
住民の憩いの場を形づくるとともに、子どもたちが自然に触れることができるよう、公園の維持管理を図ります。

(4) 緑化の推進

①公共施設等への緑化を推進する

- ・ 公共施設の駐車場・建物等への緑化の推進
公共施設の駐車場・建物等に率先的に緑化を行うことにより、民家や事業所等の
民有施設における緑化のモデルを提示します。

②民有地・住宅における緑化の推進につながる啓発活動、情報提供をする

- ・ 花いっぱい運動の推進
花いっぱい運動を推進することで、美しい景観と安らぎのある街並みづくりを
すすめます。



【ふれあいの郷内 健康の森の芝桜】

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和11年度）
緑化に関する情報提供	一/年	1回以上/年
苗の購入数	380 個	400 個

3) 生物多様性の確保

■現状と課題

生物多様性は、環境に生息するさまざまな生物が間接的に支え合って成り立っています。私たちの存在もまたこれらの生物たちとつながっており、豊かな暮らしはこれらの生物の存在によって成り立っています。生物が食料や身の回りのものの材料となることはもちろん、豊かな森林は街を災害から守る役割を担っています。

これらの生物多様性を脅かす要因のひとつが、外部から侵入してくる生物、いわゆる外来種です。外来種は、地域にもともと生息していた生物に影響を及ぼすことにとどまらず、人間に危害を及ぼしたり、農作物に被害を及ぼしたりといった問題が各地で発生しています。

飛島村は名古屋港の物流において重要な拠点である飛島ふ頭を有しており、時々、攻撃性の強い特定外来生物である「ヒアリ」が発見され問題となっています。ヒアリのほかにも、村内では「ハヤトゲフシアリ」「クビアカツヤカミキリ」、「ヌートリア」などが確認されており、植物や農作物への被害が報告されています。

私たちの生活を支える生物多様性を確保するために、もともとこの地域に生息していた生物が生息しやすい環境を整えていくとともに、有害な外来種については被害を防止するための対策が必要です。



【特定外来生物のヒアリ】（提供：環境省）

■具体的な施策の展開

(1) 生物の生息・生育環境への配慮

①生物の生息に適切な水路流量を確保する

- ・ 水路への工業用水等導入の継続

水路へ工業用水を導入するなど、常時流量の確保による水路水質および生息環境の改善を図ります。

②外来種対策、村内各地域の実情に応じた保全活動の実施

- ・ 特定外来生物対策等の実施

飛島村の従来の生態系に存在していなかった特定外来生物等による生態系等への被害の防止、有害鳥獣による農業等への被害の防止などを図り、駆除も含めた対策を実施することで生物多様性の確保を図ります。

- ・ 藤前干潟(ラムサール条約登録湿地)の保全

国・県等と連携し、ラムサール条約登録湿地である藤前干潟を保全します。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
特定外来生物（アリ等）駆除回数	8 回/年	8 回/年

4. 分野別目標 4 地域で資源を循環させよう

1) 循環型のライフスタイルに転換する

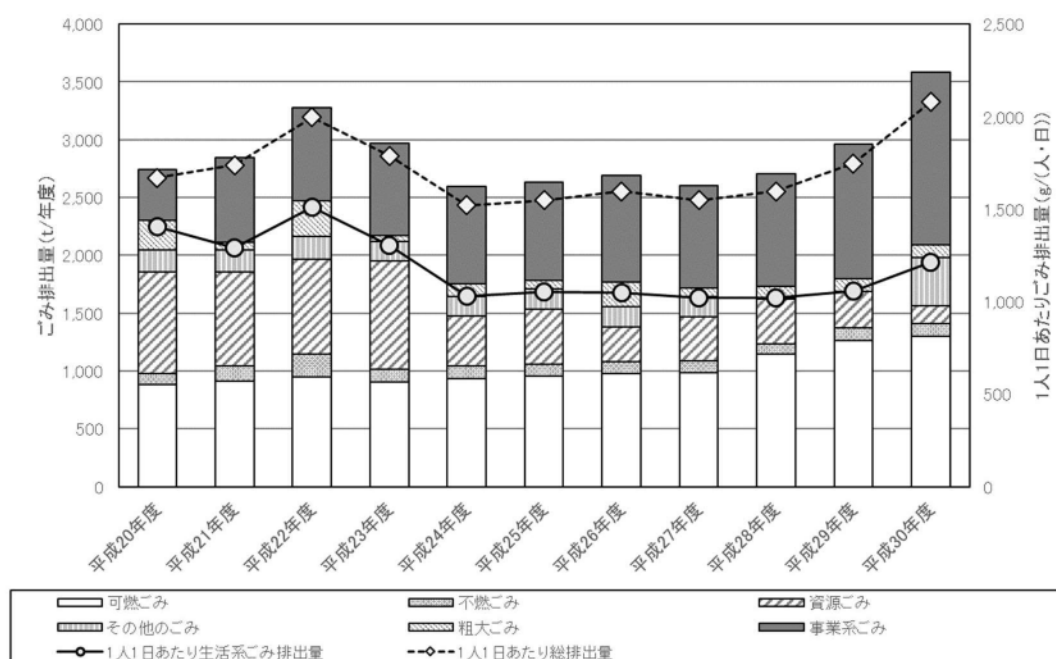
■現状と課題

飛島村における 2018（平成 30）年度の一般廃棄物総排出量（生活系、事業系のごみ及び資源）は 3,587t となりました。2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの排出量の推移をみると、2012（平成 24）年度以降の生活系ごみ排出量は概ね 1,700～1,800t 付近で推移していますが、事業系ごみは年々増加する傾向にあります。総排出量のうち家庭系のごみは約 60%を占めています。リサイクル率は 22.9%で、県平均（2018（平成 30）年度）の 21.9%と比較すると若干高い水準です。1人1日当たりの生活ごみ排出量は 1,211g で、10 年前より低い水準にはありますが、県平均（2018（平成 30）年度）の 657g と比較すると 2 倍程度となっています。

住民へのアンケートでは、家庭の中の環境保全行動としてごみ・リサイクルに関する取組が積極的に行われている結果となりました。10 年前のアンケート結果と比較したところ、「マイバッグの持参・簡易包装等、買い物でのごみの減量」や「物を大事に使用する」について実行されている割合が向上しており、「できるだけごみを発生させない」考え方が 10 年前よりも浸透していることが分かりました。

今後も住民、事業者、村（行政）が一体となり「4R」を積極的にすすめることで、増加するごみを抑制する必要があります。資源ごみの確実な分別収集・資源化を行うことで、ごみの不法投棄や、海洋ごみの発生抑制にもつながることが期待できます。4R を積極的にすすめることに加え、収集された資源ごみが適正にリユース・リサイクルされるよう、不法投棄を防止するための取組も重要です。

【ごみ種類別排出量及び1人1日あたり排出量(生活系)の推移】



環境省：一般廃棄物処理実態調査結果より作成

※ 平成30年度より集計方法変更により、「資源ごみ」に含まれていた剪定枝を「その他ごみ」として集計しています。

■具体的な施策の展開

(1) 三者連携・協働による 4R の促進

①ごみの発生を抑制する（リフューズ・リデュース）

- ・ ごみ減量に関する意識啓発、情報提供

ごみの発生抑制に関する意識の啓発を行います。また、フードロス削減、生ごみの水切りや買い物の際の簡易包装・エコバッグ持参など、発生抑制につながる具体的な情報を提供します。

②リユース・リサイクルを推進する

- ・ エコプラザの活性化

エコプラザの利用を通して住民がごみ減量・分別・リサイクルの知識を得られるよう、施設の充実及び係員への教育を図ります。

- ・ 分別に関する情報提供

わかりやすい分別パンフレットや分別早見表の作成、ごみ分別アプリケーションの活用、分別に関する情報提供を積極的行います。また、外国人へは外国語翻訳（6か国語「英語・中国語（簡体字）・ベトナム語・タガログ語・ウルドゥー語・インドネシア語」）されたごみ分別チラシを活用し、情報提供を行います。

- ・ ごみの分別・収集方法の見直し

現状のごみの収集区分・収集回数について、適正化の検討を行います。



資源持ち込み分別ステーション

混ぜればゴミ、分ければ資源

収集場所	収集日時	注意事項
エコプラザ （ふれあいの郷西側）	毎週（火・木・土曜日） 午後1:00～午後5:00 毎週（日曜日） 午前9:00～正午 午後1:00～午後5:00 年末は12月27日までです。 年始は1月5日からです。	● 缶、びん、ペットボトル、白色トレイは洗ってください。 ● 家庭から排出されたものに限りです。

● **びん類**
※ 農薬びんは除く



軽くすすぎ洗い

色分け

（ふたは不燃物へ）

● **新聞**
（チラシ込）

● **段ボール**

● **乾電池**

● **蛍光管・電球**

● **スプレー缶**
（穴を開けず、必ず使い切ってください。）

● **布類**
下記の物は除く。
（可燃ごみとして出してください。）
汚れた物、冬セーター、ジャンパー、制服、作業服（購入店にご相談ください。）

● **雑誌類**
（紙箱・包装紙）

● **白色トレイ**

● **牛乳パック**
※ 水洗いの後、乾燥。

● **食用油**

● **インクカートリッジ**

● **空き缶・ペットボトル**



軽くすすぎ洗い

飲料用以外
飲料用

農薬のものを除く。

エコプラザ

【資源ごみ持ち込みについての広報例】

(2) 廃棄物対策の推進

①不法投棄監視体制の強化、PR・啓発活動、村内一斉清掃

- ・ 不法投棄多発地点への監視カメラの設置
不法投棄多発地点に対して、監視カメラを設置し、不法投棄の防止を図ります。
- ・ 環境安全指導員によるパトロールの推進
環境安全指導員による不法投棄多発地点の巡回など効果的なパトロールを実施します。
- ・ 地域の目による不法投棄監視の強化
住民及び企業による不法投棄の監視活動を推進します。
- ・ 防護柵の設置等に関する啓発
土地の所有者及び管理者に対して、防護柵・看板の設置等による不法投棄をされない環境づくりについて、相談及び資料提供、指導を行います。
- ・ 村内一斉清掃
4 月、10 月の年 2 回、地域住民参加による清掃活動を行い、環境保全及びごみ分別の周知、意識向上を図ります。



【監視カメラ】

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
村内一斉清掃	2 回/年	2 回/年
不法投棄処理回数	27 件	25 件

5. 分野別目標5 パートナーシップで環境を守ろう

1) 環境教育（ESD 含む）の充実を図る

■現状と課題

現在の環境問題は、人々の日常生活や通常の事業活動による負荷が大きな原因のひとつとなっています。これらの環境問題を解決に導き、持続可能な発展を実現するためには、住民や事業者が環境問題を正しく認識し、自分自身の問題として捉えて解決のための行動を起こすことが必要となってきます。

そのため、地域や学校などにおいて、環境教育・環境学習や、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）を推進することが求められています。環境教育の有効性を高めるためには、書籍などの情報に触れることに加えて体験型・参加型教育の機会を通じて環境そのものに対する関心を育てていくことが非常に重要です。



【ふれあいの郷内 「メダカ池」】

■具体的な施策の展開

(1) 環境教育（ESD 含む）・体験学習の推進

①環境学習（ESD 含む）の充実

- ・ シンポジウム・イベント等の周知
住民や事業者を対象としたシンポジウム・イベント等の周知を行います。
- ・ 出前講座の実施
住民や事業者からの要望に応じ、講師を派遣して出前講座を実施します。
- ・ 環境教育を行う人材の発掘と育成
地域における環境学習を充実するため、様々な分野で環境教育を行うことができる人材の発掘と育成を行います。

②飛島学園での環境教育の推進、古紙の回収

- ・ 体系的な教育プログラムの構築・実施
ふるさとの飛島村とその環境について知り、愛着を持つための教育を行います。
- ・ 体験型・参加型の環境教育の推進
飛島学園における体験型・参加型の環境教育を推進します。
- ・ 子どもたちによる古紙の回収
飛島学園において、子どもたちで古紙を回収する取組を行い、環境への関心を促します。

■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
八穂クリーンセンター見学	1 回/年	1 回/年
古紙回収	489.3kg	500kg

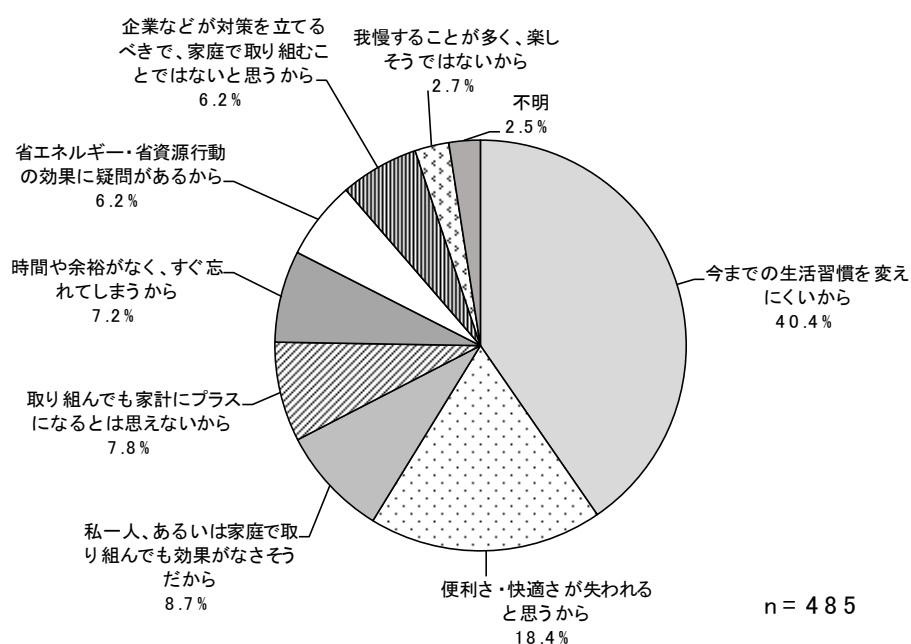
2) 自発的な環境行動を促進する

■現状と課題

住民へのアンケート結果では、地球温暖化対策に家庭で取り組みにくい理由として最も多かった回答が「これまでの生活習慣を変えにくいから」で40.4%でした。次いで、「便利さ・快適さが失われると思うから」「私一人、あるいは家庭で取り組んでも効果がなさそうだから」という回答も多く挙げられました。

このことから、持続可能な社会を実現し、よりよい環境を次の世代に伝えるためには、行政だけでなく、飛島村に住み、働く人々が、自分たちのライフスタイルや事業活動を見直し、互いに協力しながら、それぞれができることから環境の保全や創造の取組をすすめていく必要があります。そのため、これらの取組を支援し、住民・事業者の自発的な環境行動を促進することが求められています。

【住民へのアンケート結果（地球温暖化対策に取り組みにくい理由について）】



■具体的な施策の展開

(1) 環境保全活動への支援

①住民（団体）・事業者による環境保全活動を支援する

- ・ 各種ボランティア活動・地域活動への支援強化
環境活動を行うボランティア団体・地域団体の育成、活動拠点の提供など、物的・金銭的な支援体制を充実します。
- ・ 事業所の環境マネジメントシステム構築・維持への支援
ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステム構築をめざす事業所に対して、情報提供等の支援を行います。
- ・ 環境情報の発信
広報やホームページ等を利用して、環境にやさしい行動に関する情報提供、熱心に取り組んでいる団体等の紹介などを行い、住民の関心を高めます。また、国や県、村が実施する環境活動への助成制度や環境関連イベントについて情報収集し、提供します。

(2) 村としての率行的行動

①施設設備更新・運用改善を推進する（エコオフィスプラン 2030）

- ・ 設備機器の更新
施設ごとに省エネ診断を実施し、照明や空調機器などの省エネ・低炭素型への更新による温室効果ガス削減効果を把握し、機器更新を図ります。
- ・ 公共施設における電力使用状況の把握、運用改善
EMS（エネルギー・マネジメント・システム）やスマートメーターの活用によって、各公共施設における電力使用の状況を詳細に把握します。収集したデータを使用し、機器などの調整による省エネ推進や、施設の統廃合等の検討を行います。

②職員の意識向上、研修・啓発活動への参加、省エネ行動・グリーン購入を推進する（エコオフィスプラン 2030）

- ・ 職員の意識啓発
職員への研修会参加を促進し、脱炭素への取組に対する意識向上を図ります。
- ・ 職員の省エネ行動推進
空調、照明の適正管理や、省エネ運転、用紙節約、4R 行動など、職員一人ひとりにおける省エネ行動を推進します。
- ・ グリーン購入
グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、紙類、文具類、OA 機器などについて、環境負荷低減に資する製品、サービスの購入を推進します。

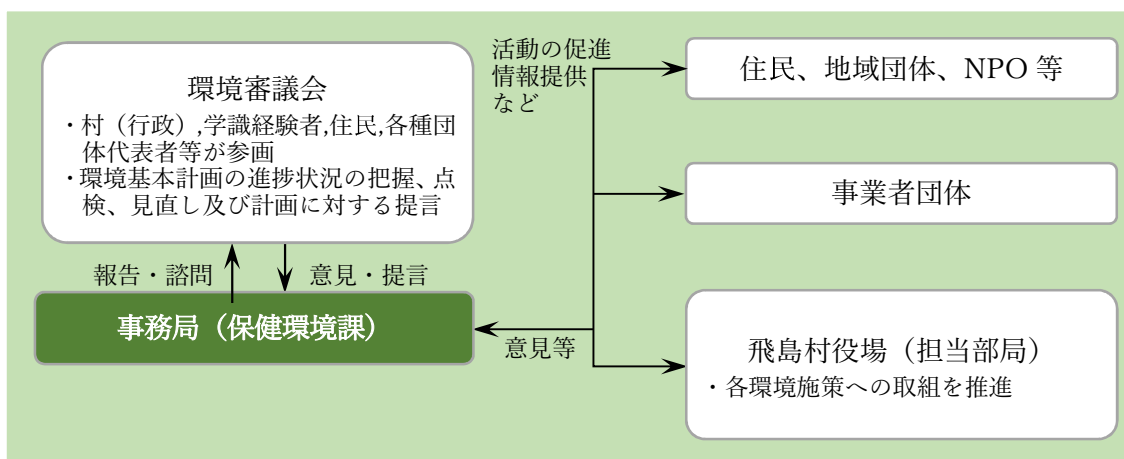
■計画の評価指標

指標項目	現状（令和元年度）	目標（令和 11 年度）
住宅用地球温暖化対策 設備設置累計件数	220 件	300 件
自然環境をテーマとした住 民活動を実施した団体数	8 団体	10 団体

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

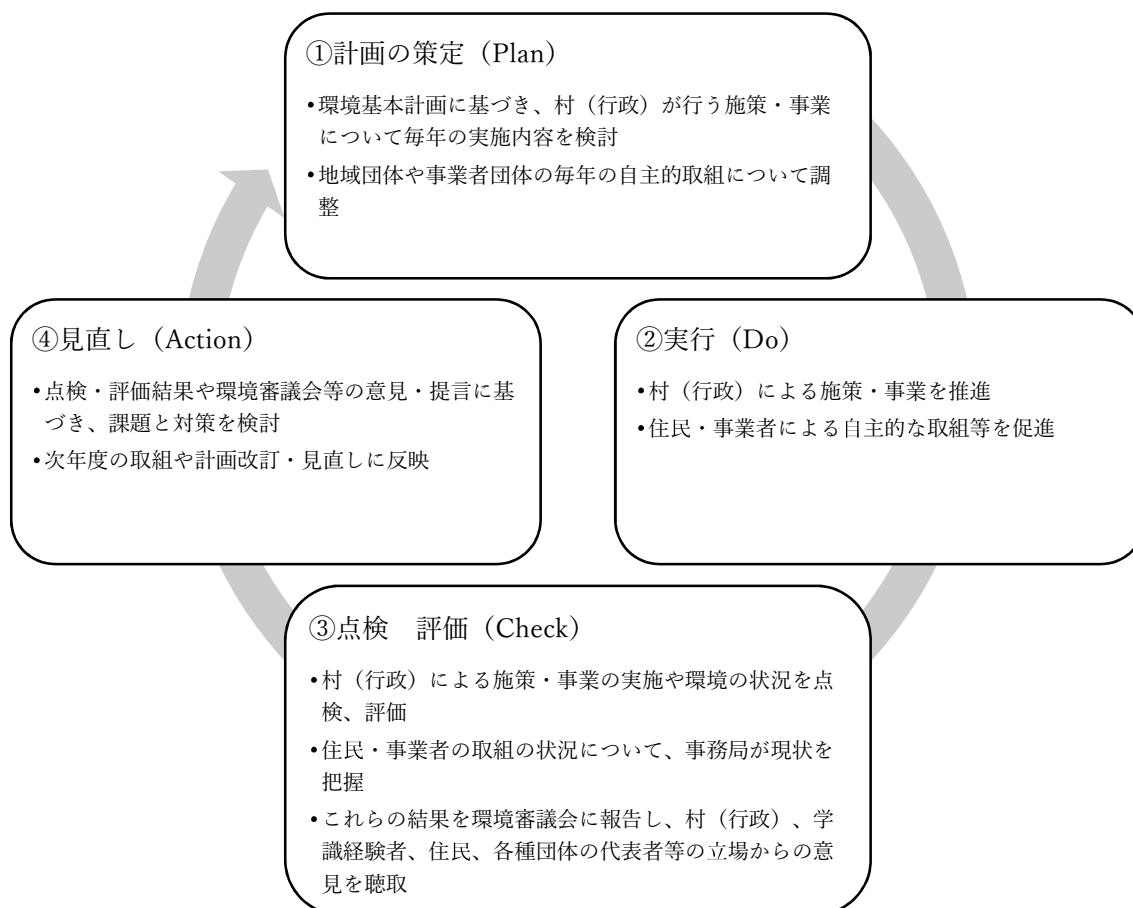
本計画を推進するための体制は以下のように位置づけ、各環境目標の実現に向けた取組を行っていきます。



- ・ 環境審議会は、環境基本法及び飛島村環境基本条例に基づき設置されるものです。村（行政）、学識経験者、住民、各種団体の代表者等、さまざまな立場の委員で構成されます。審議会では、環境基本計画の進捗状況を把握・点検するとともに、必要に応じて見直しや計画に対する提言等を行います。
- ・ 村は環境の保全に関する住民、事業団体の自発的な活動を促進するため、環境の状況など必要な情報を適切に提供します。

2. 計画の進行管理

環境基本計画を着実に推進するためには、施策の進捗状況の点検を行い、さらには計画策定後の社会情勢の変化や、関連する国、県の計画の改訂等も施策等の推進に反映させる必要があります。そのため、以下の4つのステップを繰り返すPDCAサイクルにより計画の進行を管理していきます。



資 料 編

1. 飛島村環境基本条例

(平成 22 年 3 月 18 日 条例第 1 号)

私たちのまち飛島村は、豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により農業をはぐくみ、また臨海部では今日までめざましい発展をしてきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができ、かつ、地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての村民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、村、事業者及び村民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、村の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 村は、基本理念にのっとり、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、村民は、環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 村長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る方針

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第9条 村長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、飛島村環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、村民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全のための施策等

(環境配慮型公共工事等への取組)

第10条 村は、公共工事等の施工に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施工方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 村は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(公害の防止等)

第12条 村は、村民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第13条 村は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第14条 村は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 村は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び村民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第 16 条 村は、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 17 条 村は、村民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 村は、環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査、監視等)

第 19 条 村は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 村は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

(広域的連携)

第 20 条 村は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

2 村は、村の実施する国際交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 21 条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、飛島村環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 23 条 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他村長が適当と認める者

(任期等)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 26 条 第 22 条から前条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(飛島村公害対策委員会条例の廃止)

2 飛島村公害対策委員会条例(昭和 46 年条例第 8 号)は、廃止する。

2. 飛島村環境審議会委員名簿

任期 R2. 8. 1～R4. 3. 31

	区 分	氏 名	団 体 名 等	備 考
1	委 員	丸 山 康 人	学校法人暁学園理事長	会長
2	委 員	伊 藤 秀 樹	村議会議長	副会長
3	委 員	上 田 光 彦	村議会環境対策委員会委員長	
4	委 員	太 田 園 絵	教育委員代表	
5	委 員	橋 本 由紀子	飛島学園代表	
6	委 員	服 部 秋 仁		
7	委 員	村 上 雅 之	飛島土地改良区理事長	
8	委 員	佐 藤 正 明	飛島村商工会長	
9	委 員	菊 池 剛 治	あいち海部農協飛島支店長	
10	委 員	柿 内 賢 治	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会事務局長	
11	委 員	大 谷 友 子	飛島学園 P T A （後）母親代表	
12	委 員	早 川 忠 孝	副村長	
13	委 員	田 宮 知 行	教育長	
14	幹 事	鬼 頭 邦 彦	総務部長	
15	幹 事	佐 野 まゆみ	民生部長	
16	幹 事	中 島 利 文	開発部長	
17	幹 事	奥 村 義 明	教育部長	
18	幹 事	中 野 晃	会計管理者	
19	事務局	河 村 泰	保健環境課課長	
20	事務局	服 部 憲 治	〃 主事	
21	事務局	若 山 秀 樹	環境安全指導員	
オブザーバー		加 藤 光 彦	飛島村長	

3. 第2次飛島村環境基本計画の策定経緯

時 期	内 容
2020 年 1 月	意識調査の実施（村民、事業者、飛島学園生徒）
2020 年 8 月 31 日	第 1 回 環境審議会 （第 2 次飛島村環境基本計画の基本方針、目標等に関する審議）
2020 年 9 月中～下旬	施策に対する庁内関係課への意見・要望の照会
2020 年 12 月 2 日	第 2 回 環境審議会 （計画案に関する審議）
2020 年 12 月 14 日 ～2021 年 1 月 13 日	パブリックコメントの実施
2021 年 2 月 3 日	第 3 回 環境審議会 （計画案の最終諮問）
2021 年 4 月	第 2 次飛島村環境基本計画 公開

4. 環境に関する意識調査

村民意識調査結果

I. 調査の概要

1. 調査目的

この調査は、環境基本計画改訂のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2. 調査対象

調査対象は、飛島村全域の18歳以上の村民1,000人となりました。

3. 調査期間

令和2年1月に、郵送による配布・回収を行いました。

4. 回収結果

回収結果を以下に示します。

	配布数	回収数	回収率
村民	1,000	485	48.5%

5. 報告書の見方

○パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。

○報告書の表、グラフ及び文章等で示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。

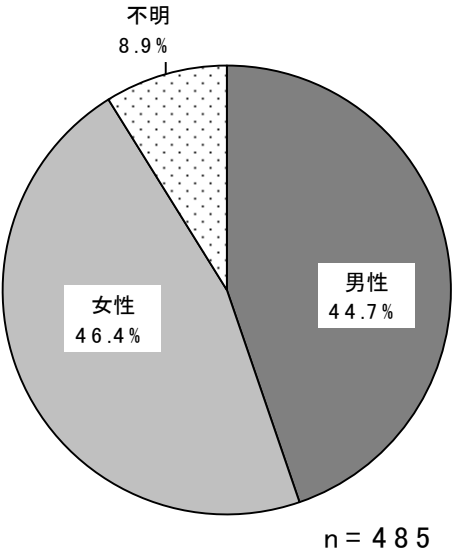
○「不明」は無回答及び無効回答を示します。

Ⅱ. 集計結果

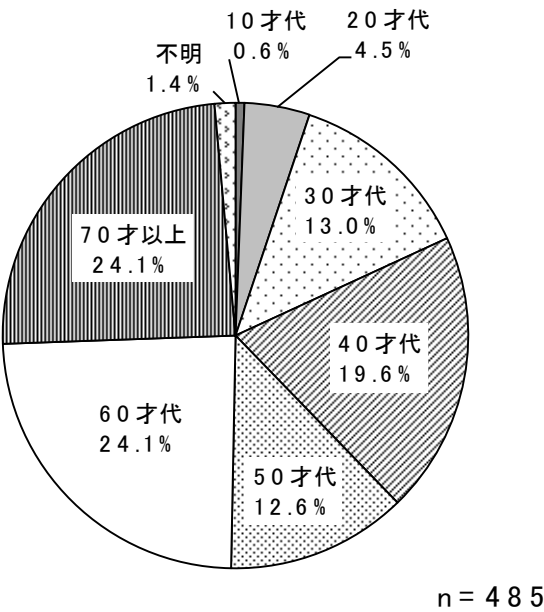
1. 回答者の属性

- ◇性別は、男性と女性がほぼ同数となっています。
- ◇年齢は、60才代と70才以上が最も多く24.1%で、次いで40才代で19.6%でした。
- ◇居住年数は、30年以上が最も多く70.5%で、次いで20～30年未満が10.9%でした。

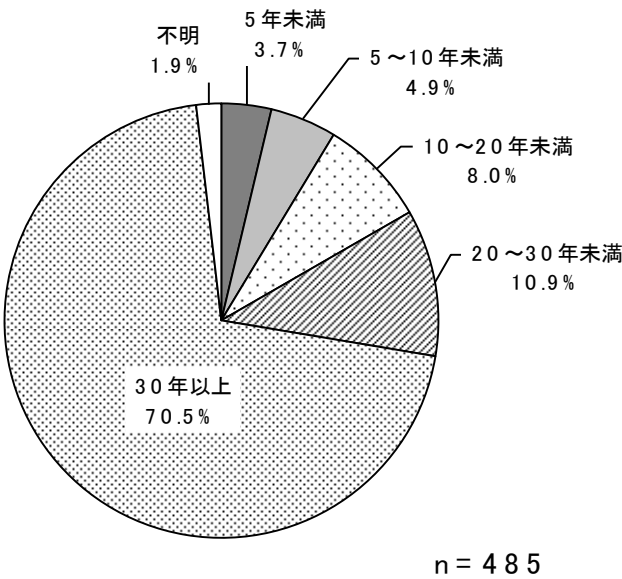
【性別】



【年齢】



【居住年数】

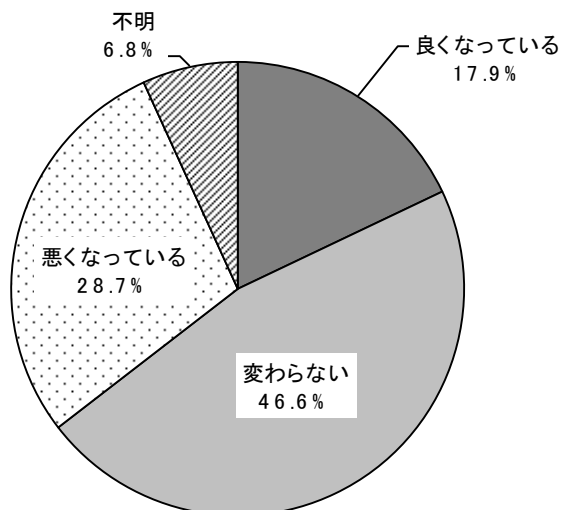


2. 集計結果

問1. ≪飛島村全体の環境の変化について≫

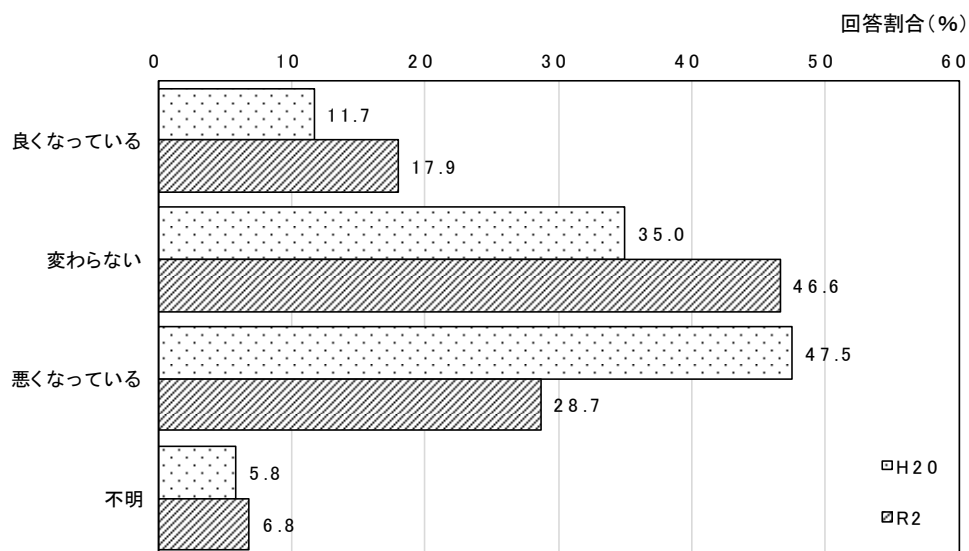
あなたの記憶の中で、飛島村(全体として)の環境はここ10年程度で悪化していると感じますか。当てはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

◇「変わらない」が46.6%と最も多く、次いで「悪くなっている」が28.7%、「良くなっている」が17.9%でした。



n = 485

◇前回(平成20年)と今回(令和2年)で比較したところ、「良くなっている」と「変わらない」が増加し、「悪くなっている」が減少しました。

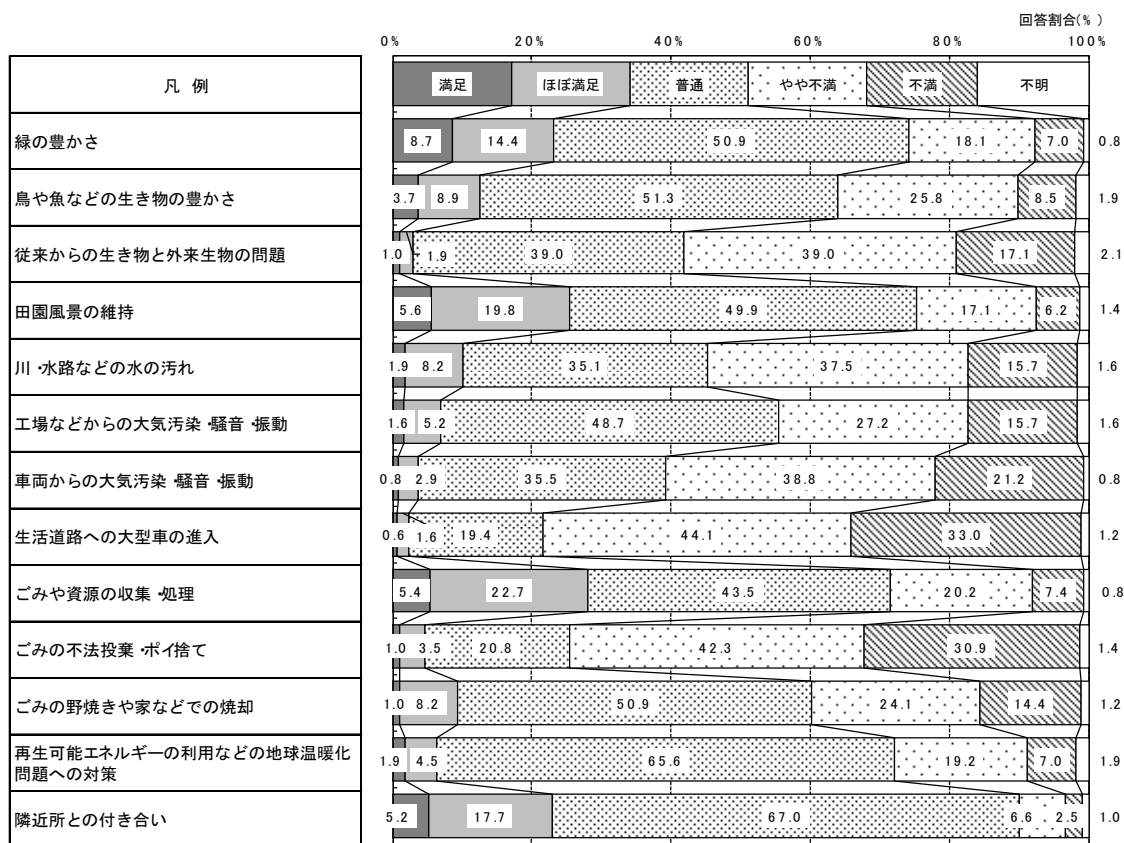


問2. ≪飛島村の現在の環境に対する満足度、重要度について≫

下の各項目について、あなたの満足度と、飛島村としての重要度について、それぞれ1～5のあてはまる番号に○をつけてください。

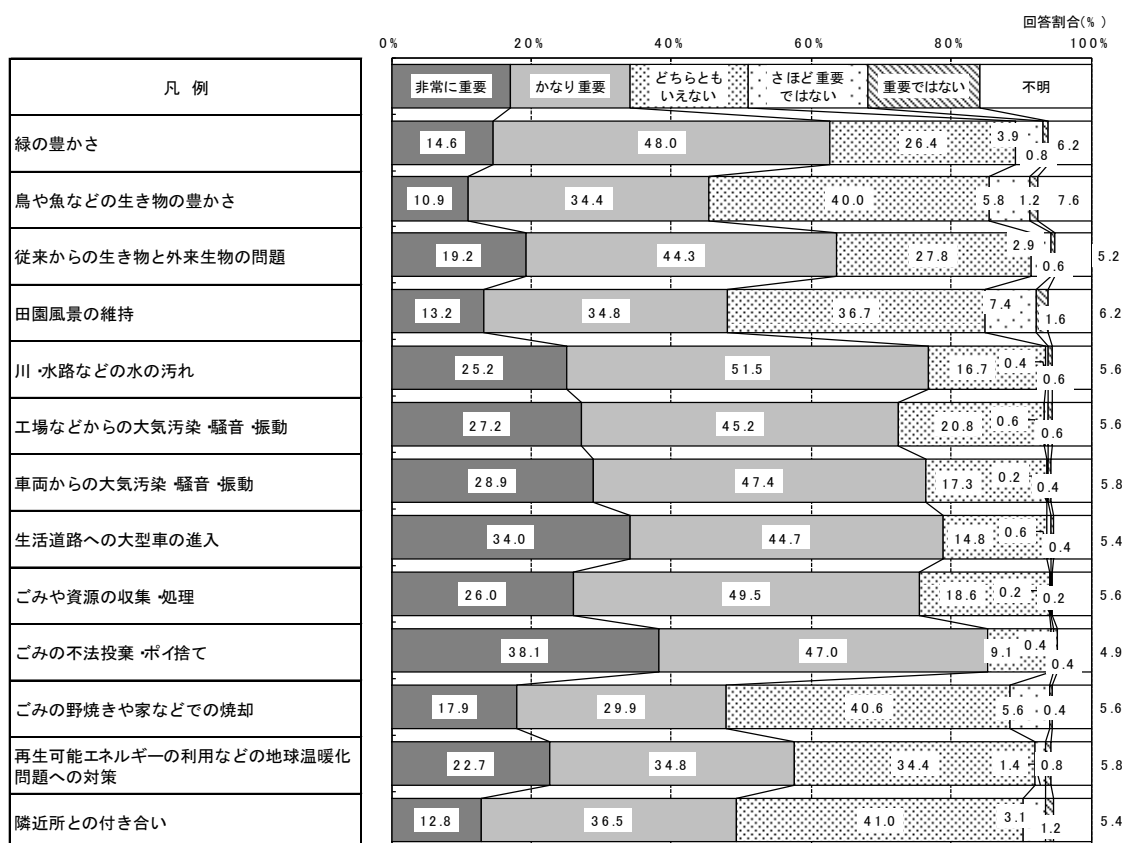
◇「満足・ほぼ満足」が最も多いのは、「ごみや資源の収集・処理」で28.0%、次いで「田園風景の維持」が25.4%、「緑の豊かさ」が23.1%でした。

◇「不満・やや不満」が最も多いのは、「生活道路への大型車の進入」で77.1%、次いで「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が73.2%、「車両からの大気汚染・騒音・振動」が60.0%でした。



◇「非常に重要・かなり重要」が最も多いのは、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が85.2%、次いで「生活道路への大型車の進入」が78.8%、「川・水路などの水の汚れ」が76.7%でした。

◇「重要ではない・さほど重要ではない」が最も多いのは、「田園風景の維持」が9.1%、次いで「鳥や魚などの生き物の豊かさ」が7.0%、「ごみの野焼きや家などでの焼却」が6.0%でした。



「満足・非常に重要」＝5点、「ほぼ満足・かなり重要」＝4点、「普通・どちらともいえない」＝3点、「やや不満・さほど重要ではない」＝2点、「不満・重要ではない」＝1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度・重要度」として算出しました。

$$\begin{aligned}
 \text{満足度・重要度} = & \{ (\text{「満足・非常に重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「ほぼ満足・かなり重要」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「普通・どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満・さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

◇満足度が高いのは、「隣近所との付き合い」で3.2点、「田園風景の維持」、「緑の豊かさ」、「ごみや資源の収集・処理」が3.0点でした。

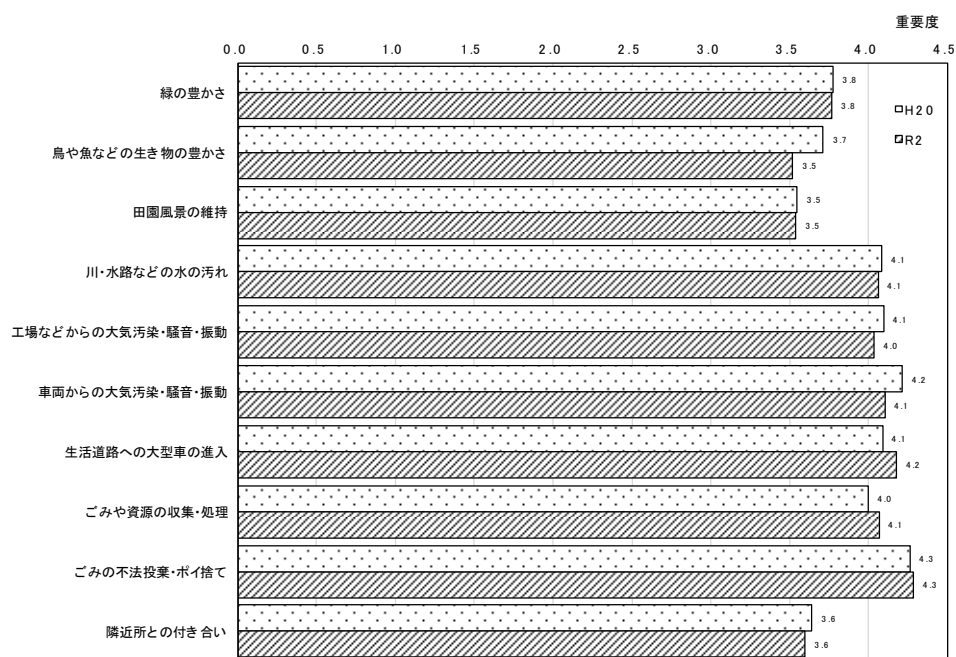
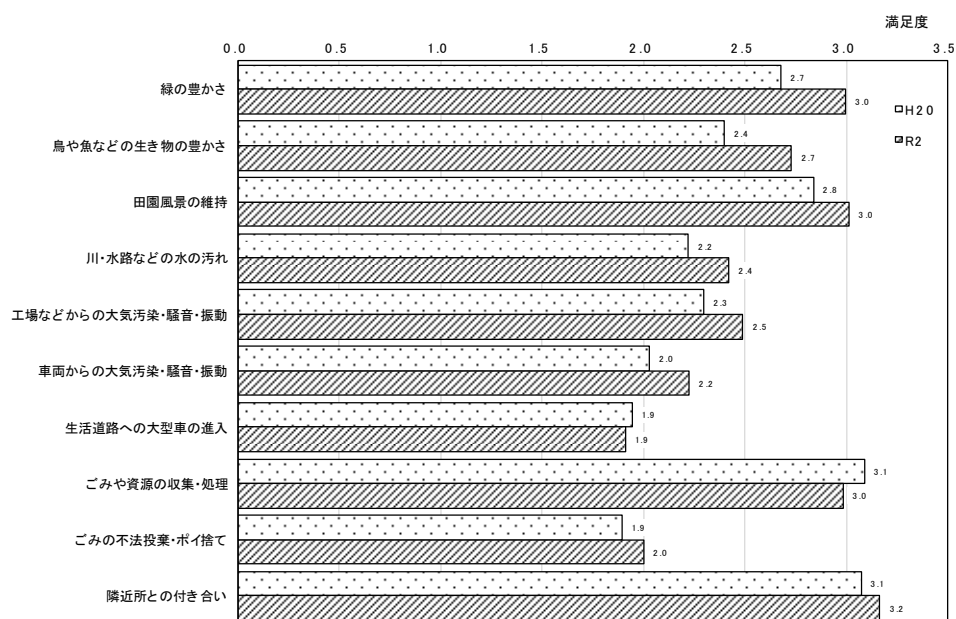
◇満足度が低いのは、「生活道路への大型車の進入」で1.9点、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が2.0点、「車両からの大気汚染・騒音・振動」が2.2点でした。

◇重要度が高いのは、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」で4.3点、「生活道路への大型車の進入」が4.2点、「車両からの大気汚染・騒音・振動」、「ごみや資源の収集・処理」、「川・水路などの水の汚れ」が4.1点でした。

◇重要度が低いのは、「鳥や魚などの生き物の豊かさ」、「田園風景の維持」で3.5点、「隣近所との付き合い」、

「ごみの野焼きや家などでの焼却」が3.6点でした。

◇満足度、重要度を前回(平成20年)と今回(令和2年)で比較しました。前回から明確な変化は見られませんでした。

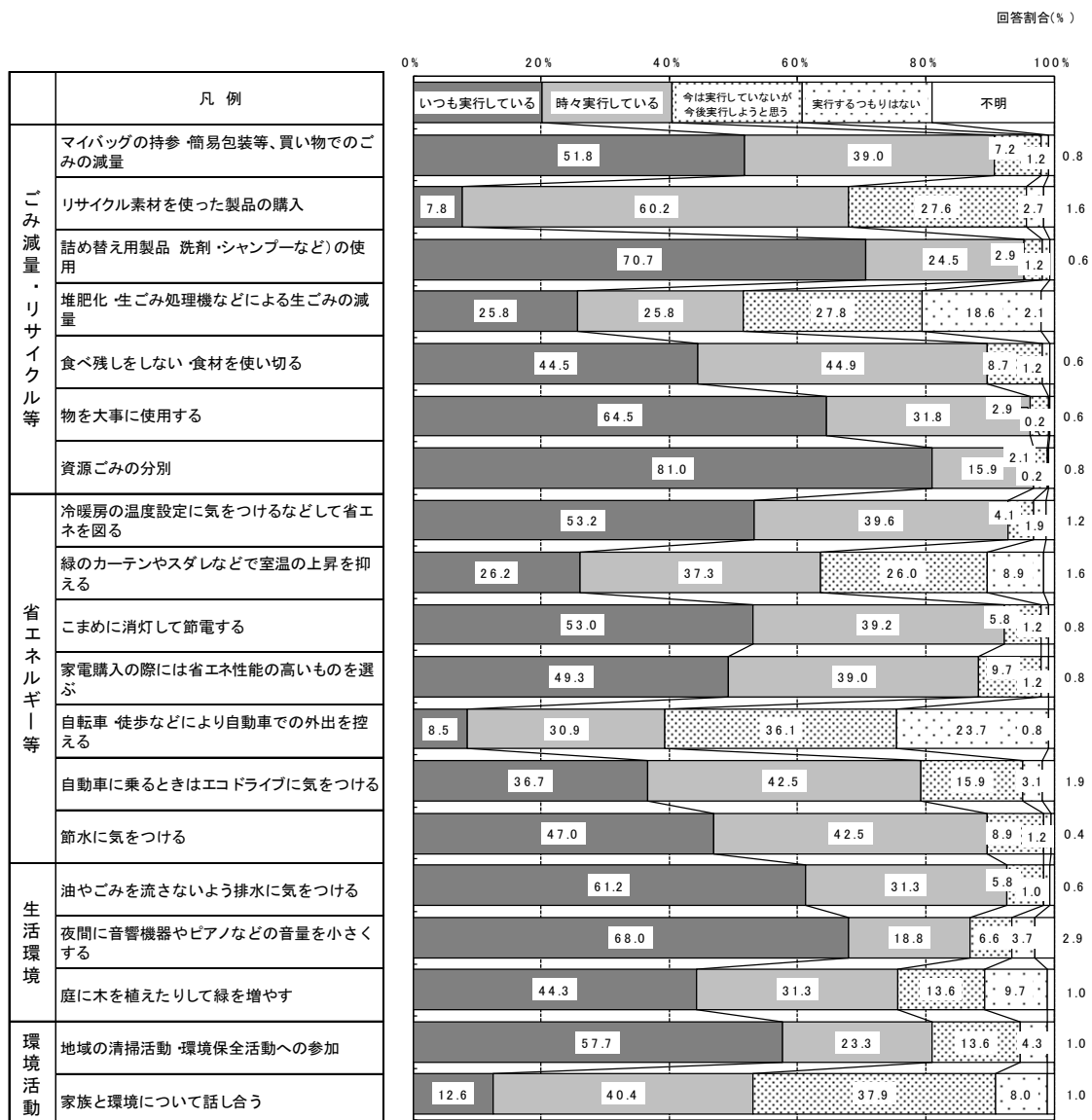


問3. 《環境に対する行動について》

環境をよくするためには、村民の皆様の取り組みが非常に重要です。

あなたは、より良い環境づくりに対して、普段どのようなことを行っていますか。以下の各項目について、それぞれ1～4の当てはまる番号に○をつけてください。

- ◇「いつも実行している」が最も多いのは、「資源ごみの分別」で81.0%、次いで「詰め替え用製品（洗剤・シャンプーなど）の使用」で70.7%、「夜間に音響機器やピアノなどの音量を小さくする」で68.0%でした。
- ◇「実行するつもりはない」が最も多いのは、「自転車・徒歩などにより自動車での外出を控える」が23.7%で、次いで「堆肥化・生ごみ処理機などによる生ごみの減量」が18.6%、「庭に木を植えたりして緑を増やす」が9.7%でした。



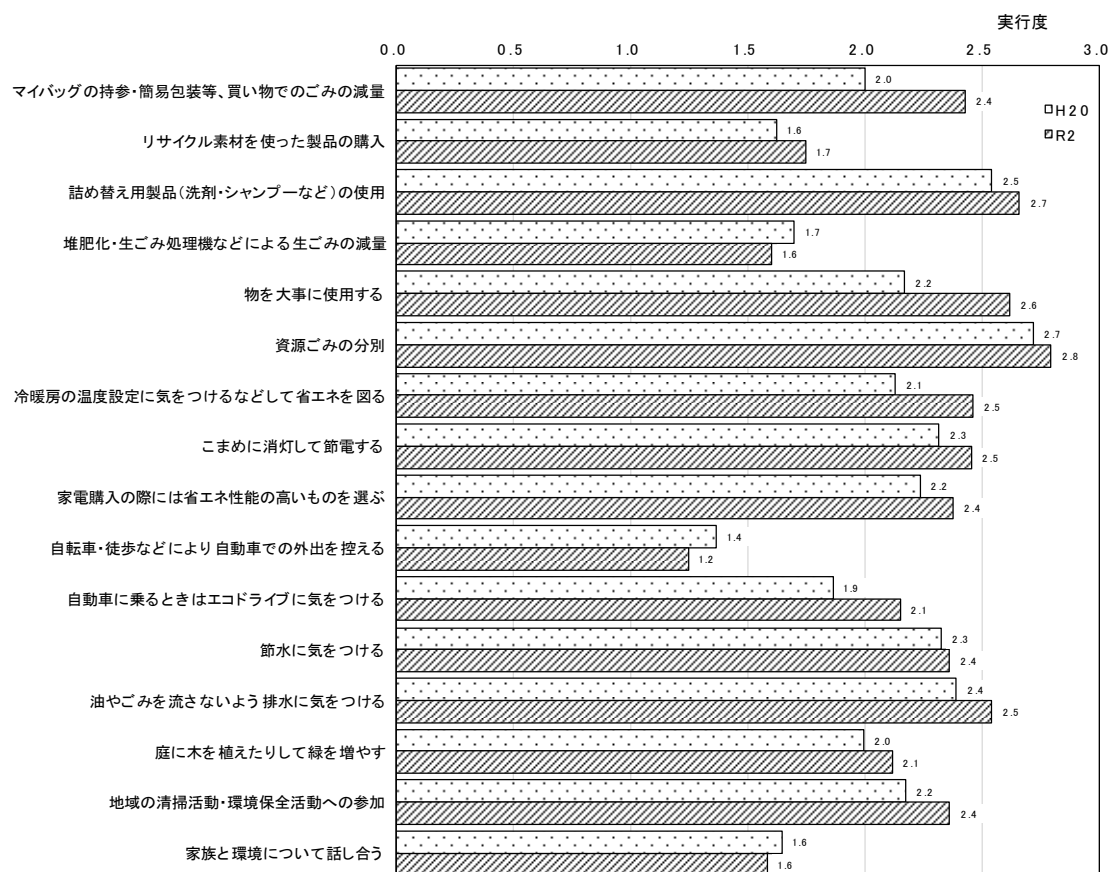
「いつも実行している」＝3点、「時々実行している」＝2点、「今は実行していないが
今後実行しようと思う」＝1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

$$\text{実行度} = \{ (\text{「いつも実行している」} \times 3 + (\text{「時々実行している」の回答数} \times 2 \\ + (\text{「今は実行していないが今後実行しようと思う」の回答数} \times 1) \} \\ \div \{ \text{回収数} - \text{不明数} \}$$

◇実行度が高いのは、「資源ごみの分別」で2.8点、次いで「詰め替え用製品（洗剤・シャンプーなど）の使用」
で2.7点、「物を大事に使用する」、「夜間に音響機器やピアノなどの音量を小さくする」で2.6点でした。

◇実行度が低いのは、「自転車・徒歩などにより自動車での外出を控える」で1.2点、次いで「家族と環境につ
いて話し合う」、「堆肥化・生ごみ処理機などによる生ごみの減量」で1.6点、「リサイクル素材を使った製品の
購入」で1.7点でした。

◇前回（平成20年）と今回（令和2年）で比較しました。前回より、回答割合が増加したのは、「マイバッグの持
参・簡易包装等、買い物でのごみの減量」、「物を大事に使用する」、「冷暖房の温度設定に気をつけるなど
して省エネを図る」などでした。

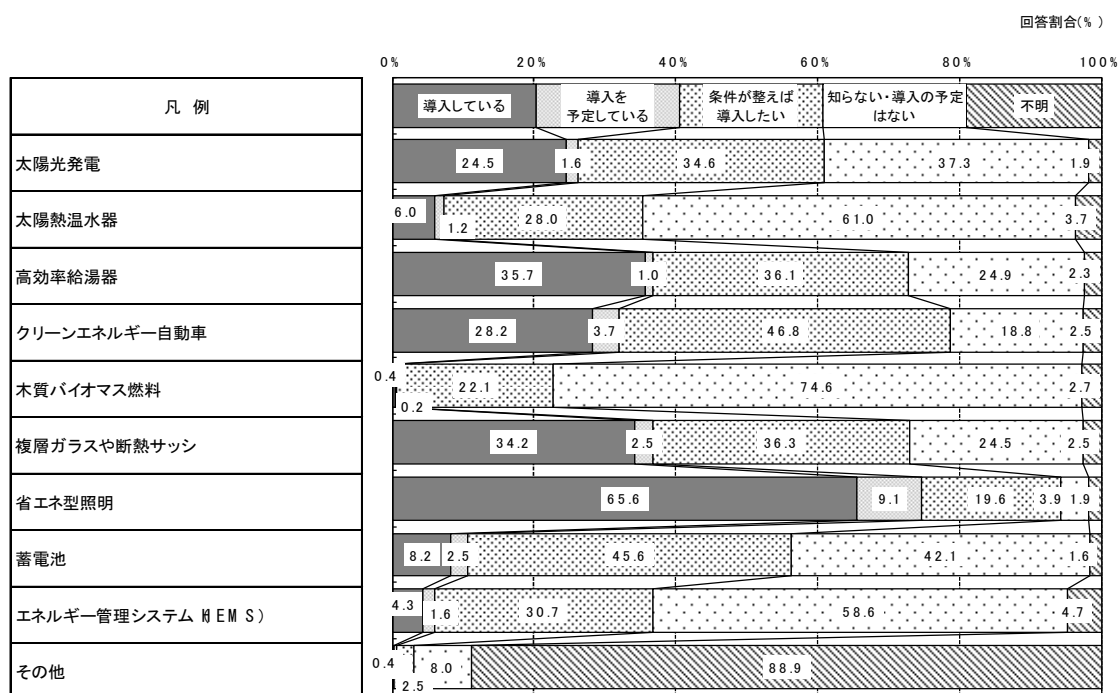


問4. 《再生可能エネルギー・省エネルギーについて》

あなたのご家庭は再生可能エネルギー・省エネ設備を導入していますか。また今後導入する予定はありますか。ご家族で相談していただき、以下の各項目について、それぞれ1～4のあてはまる番号に○をつけてください。

◇「導入している」が最も多いのは、「省エネ型照明」で65.6%、次いで「高効率給湯器」で35.7%、「複層ガラスや断熱サッシ」で34.2%でした。

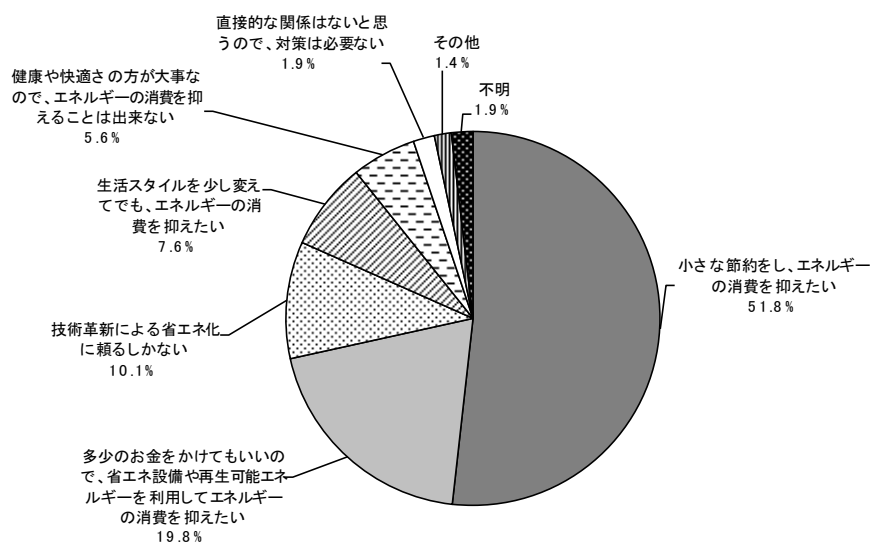
◇「知らない・導入の予定はない」が最も多いのは、「木質バイオマス燃料」が74.6%で、次いで「太陽熱温水器」が61.0%、「エネルギー管理システム(HEMS)」が58.6%でした。



問5. 《エネルギー使用と地球温暖化対策について》

私たちの生活には、電気、ガス、ガソリン、灯油など様々なエネルギーが必要です。このようなエネルギーを使用することで二酸化炭素が発生し、地球温暖化の原因になると考えられています。あなたはこのエネルギーの使用と地球温暖化との関係について、どのようにお考えですか。次の1～7の中からあてはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

◇「小さな節約をし、エネルギーの消費を抑えたい」が51.8%で最も多く、次いで「多少のお金をかけてもいいので、省エネ設備や再生可能エネルギーを利用してエネルギーの消費を抑えたい」が19.8%、「技術革新による省エネ化に頼るしかない」が10.1%でした。

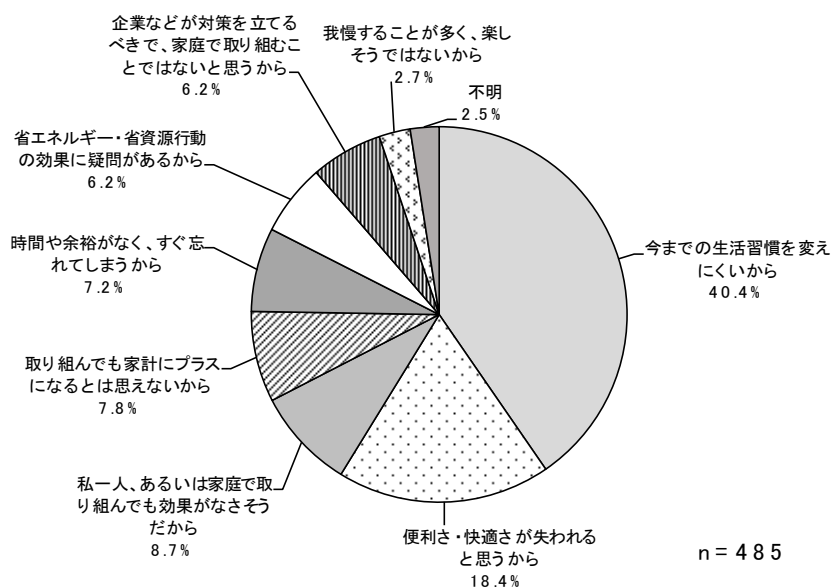


n = 485

問6. 《地球温暖化対策が進みにくい理由について》

地球温暖化対策が家庭で取り組みにくいのはどのような理由によると思いますか。次の1～8の中からあてはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

◇「今までの生活習慣を変えにくいから」が40.4%で最も多く、次いで「便利さ・快適さが失われると思うから」が18.4%、「私一人、あるいは家庭で取り組んでも効果がなさそうだから」が8.7%でした。

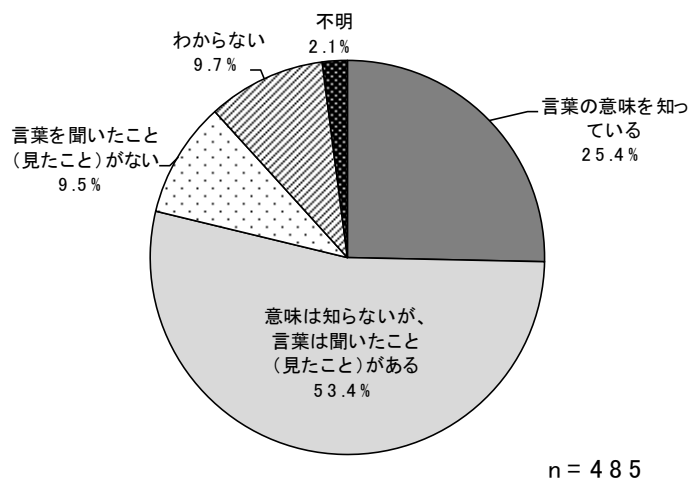


n = 485

問7. 《生物多様性の認知度について》

あなたは、「生物多様性」という言葉について、どの程度ご存知ですか。次の1～4の中から、最もあてはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

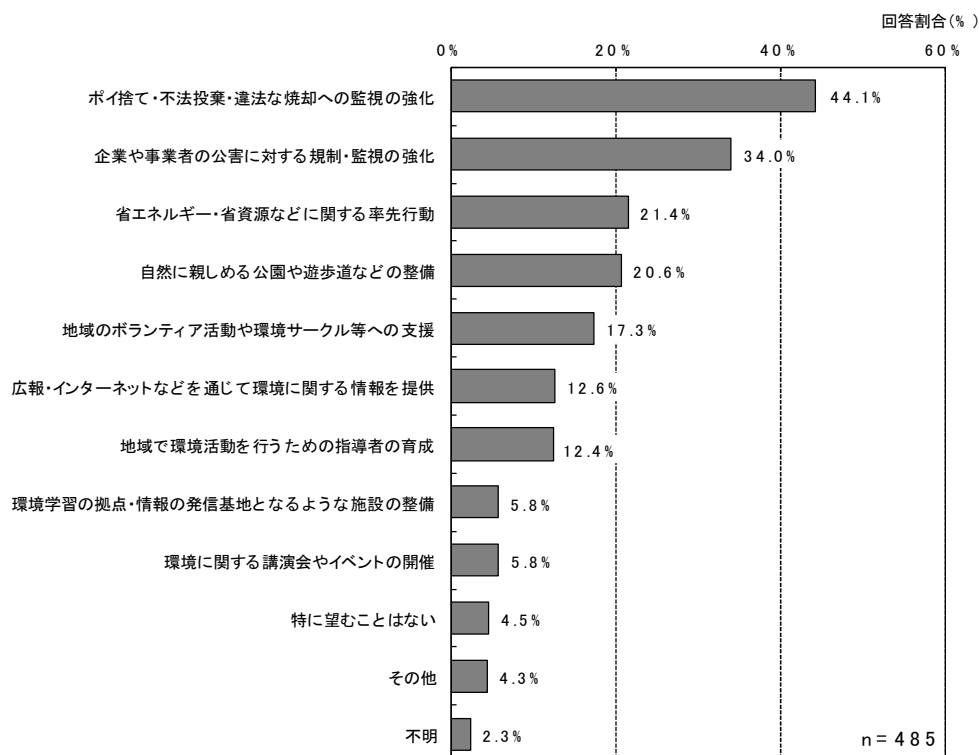
◇「意味は知らないが、言葉は聞いたこと(見たこと)がある」が53.4%で最も多く、次いで「言葉の意味を知っている」が25.4%、「言葉を聞いたこと(見たこと)がない」が9.5%でした。



問8. 《行政への要望について》

あなたが環境に関して行政に望むことは何ですか。優先して行すべきだと思うものを、2つまで選び、その番号に○をつけてください。

◇「ポイ捨て・不法投棄・違法な焼却への監視の強化」が44.1%で最も多く、次いで「企業や事業者の公害に対する規制・監視の強化」で34.0%、次いで「省エネルギー・省資源などに関する率先行動」が21.4%でした。



事業者意識調査結果

I. 調査の概要

1. 調査目的

この調査は、環境基本計画改訂のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2. 調査対象

調査対象は、飛島村全域の事業所 50 件としました。

3. 調査期間

令和 2 年 1 月に、郵送による配布・回収を行いました。

4. 回収結果

回収結果を以下に示します。

	配布数	回収数	回収率
事業者	50	28	56.0%

5. 報告書の見方

○パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が 100 にならない場合があります。

○報告書の表、グラフ及び文章等で示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。

○「不明」は無回答及び無効回答を示します。

Ⅱ. 集計結果

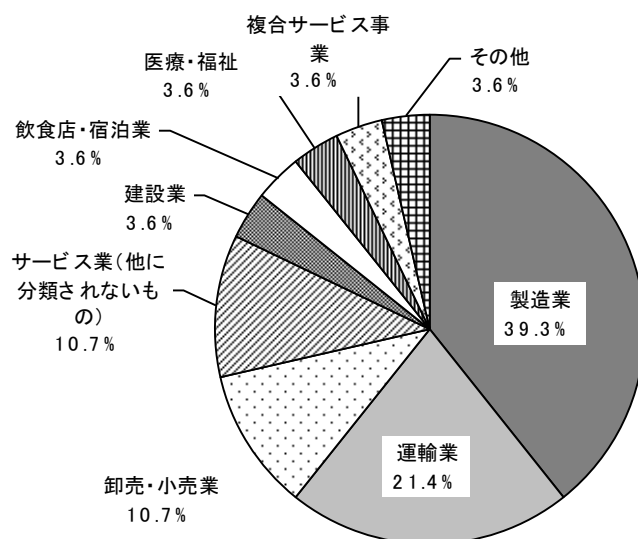
1. 回答者の属性

◇業種は、製造業が 39.3% で最も多く、次いで運輸業が 21.4%、卸売・小売業が 10.7% の順でした。

◇従業員数は 50 人～99 人が 35.7% で最も多く、次いで 100 人～499 人が 28.6%、20 人～29 人が 14.3% の順でした。

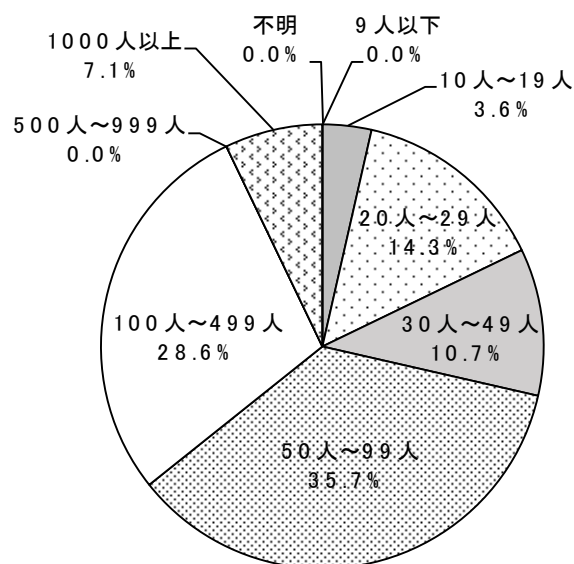
◇在所年数は 30 年以上が 75.0% で最も多く、次いで 10 年～19 年が 10.7%、20 年～29 年が 7.1% の順でした。

【業種】



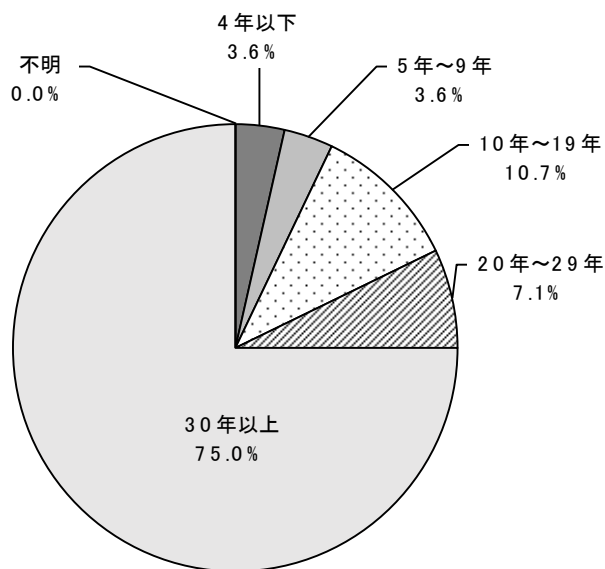
n = 28

【従業員数】



n = 28

【在所年数】



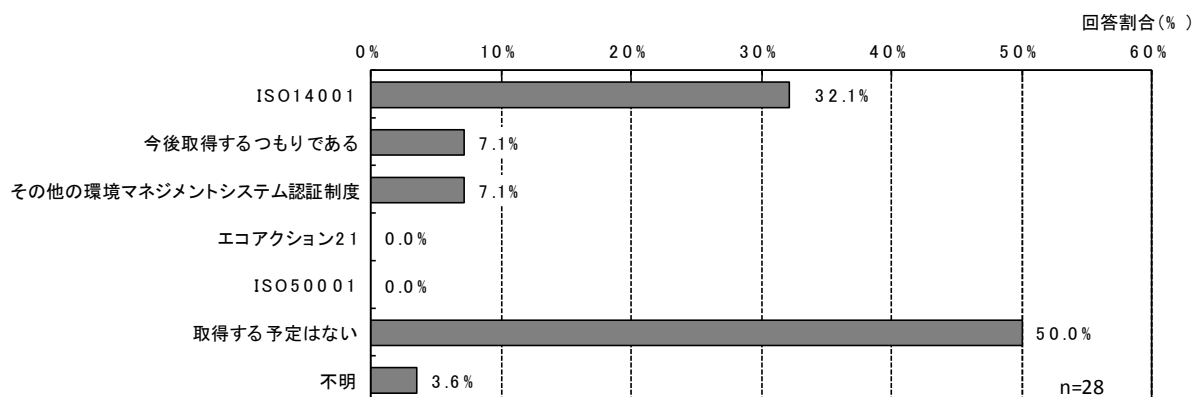
n = 28

2. 集計結果

問1. ≪環境マネジメントシステムについて≫

貴事業所では環境管理のための社内の制度(環境マネジメントシステム)を導入していますか。次の1～6の中からあてはまるものをすべて選び、その番号に○をつけてください。

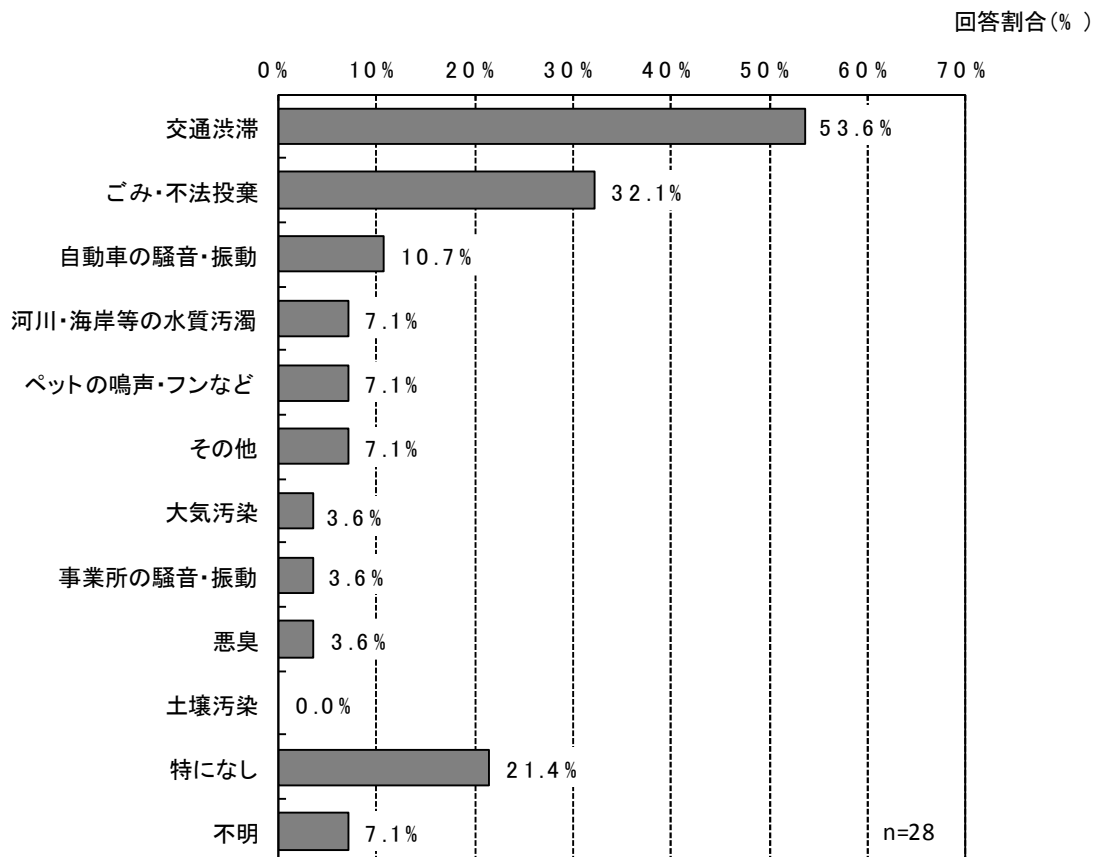
◇「取得する予定はない」が50.0%で最も多く、次いで「ISO14001」が32.1%の順でした。



問2. ≪飛島村の環境の気になるところについて≫

貴事業所周辺の地域の環境について、問題、迷惑に感じることは何ですか。次の1～11の中から、最もあてはまるものから2つまで選び、その番号に○をつけてください。

◇「交通渋滞」が53.6%で最も多く、次いで「ごみ・不法投棄」が32.1%、「自動車の騒音・振動」が10.7%でした。



問3. <<環境に対する行動について>>

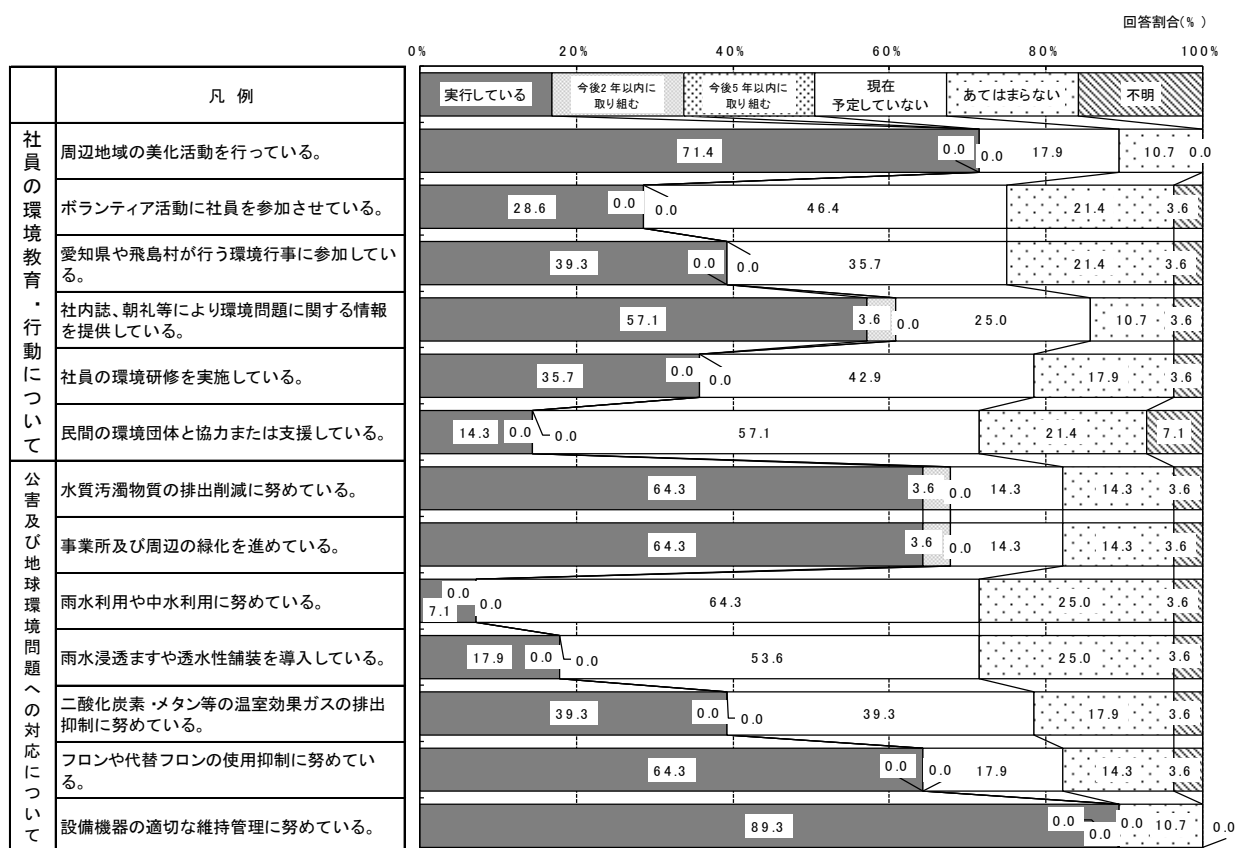
環境づくりは、事業者の皆様のご協力が非常に重要です。

貴事業所では、より良い環境づくりに対して、普段どのようなことを行っていますか。

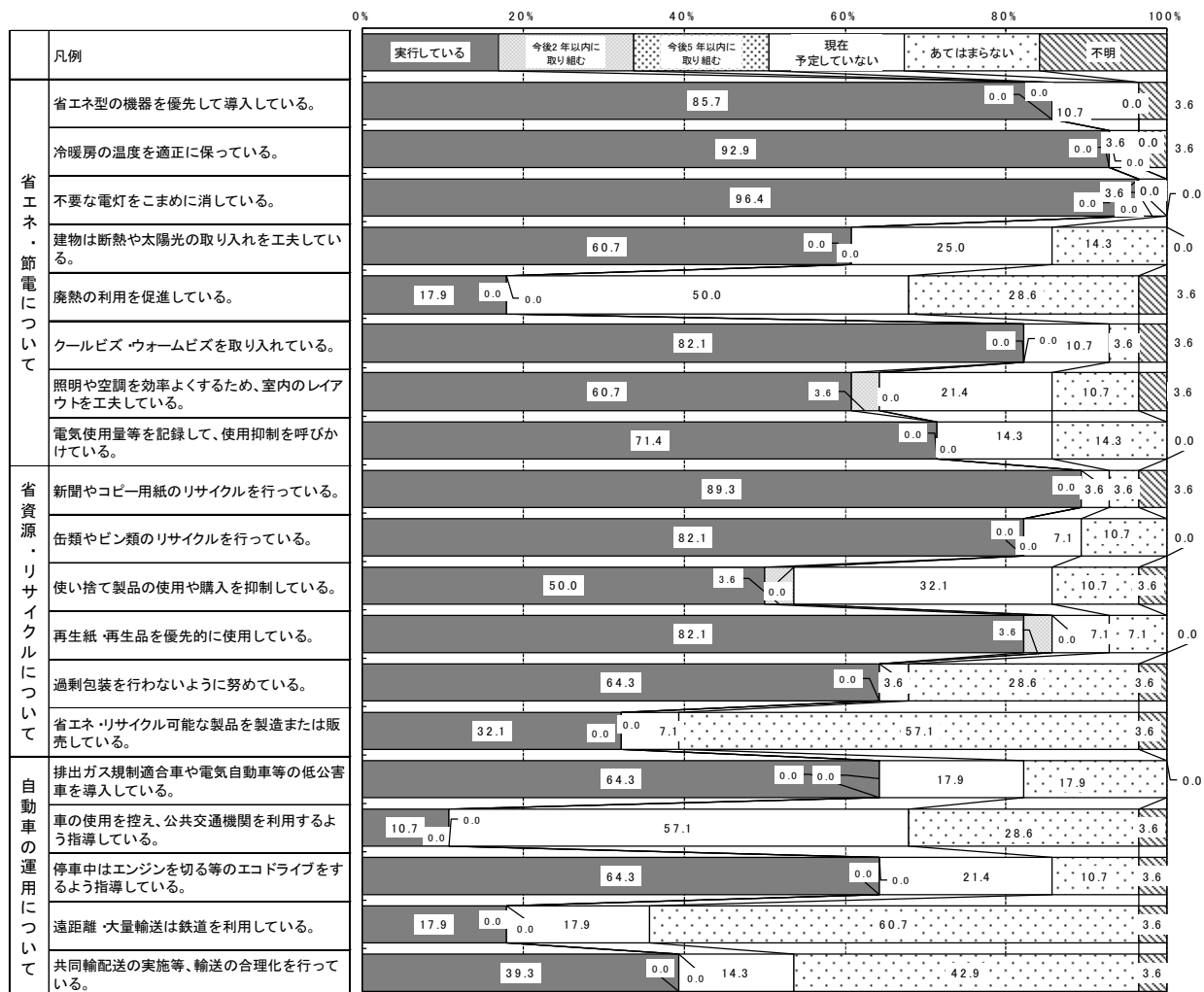
以下の各項目について、それぞれ1～5の当てはまる番号に○をつけてください。

◇「実行している」が最も多いのは、「不要な電灯をこまめに消している」で 96.4%、次いで「冷暖房の温度を適正に保っている」で 92.9%、「設備機器の適切な維持管理に努めている」、「新聞やコピー用紙のリサイクルを行っている」で 89.3%でした。

◇「現在予定していない」が最も多いのは、「雨水利用や中水利用に努めている」が 64.3%で、次いで「民間の環境団体と協力または支援している」、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」が 57.1%、「雨水浸透ますや透水性舗装を導入している」が 53.6%でした。



回答割合(%)

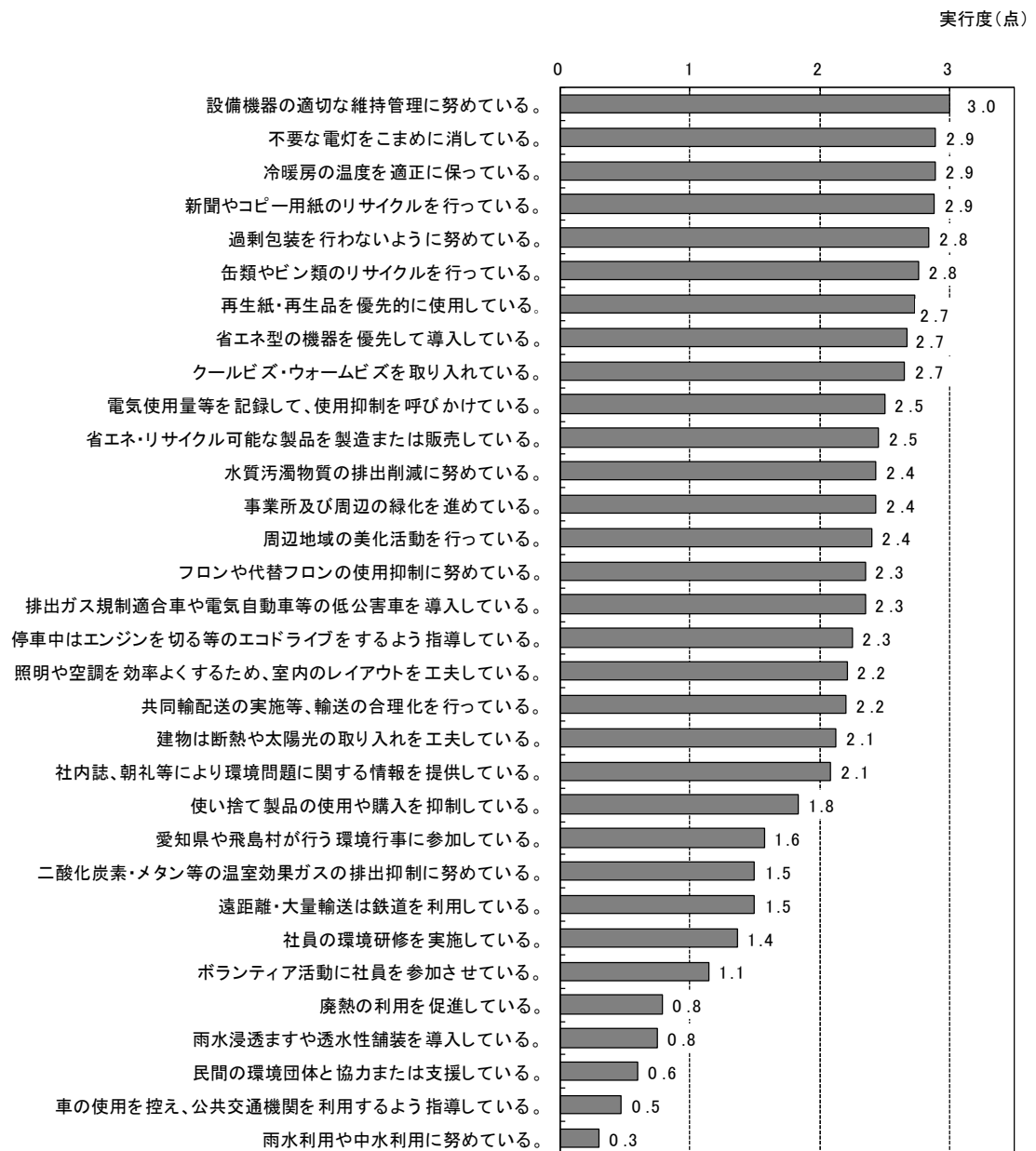


「実行している」＝3 点、「今後 2 年以内に取り組む予定」＝2 点、「今後 5 年以内に取り組む予定」＝1 点として、各項目の度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「実行している」の回答数}) \times 3 + (\text{「今後 2 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 2 \\ & + (\text{「今後 5 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div (\text{回収数} - \text{不明数}) \end{aligned}$$

◇実行度が最も高いのは、「設備機器の適切な維持管理に努めている」で 3.0 点、次いで「不要な電灯をこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「新聞やコピー用紙のリサイクルを行っている」が 2.9 点、「過剰包装を行わないように努めている」、「缶類やビン類のリサイクルを行っている」が 2.8 点でした。

◇実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用に努めている」で 0.3 点、次いで「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」が 0.5 点、「民間の環境団体と協力または支援している」が 0.6 点でした。

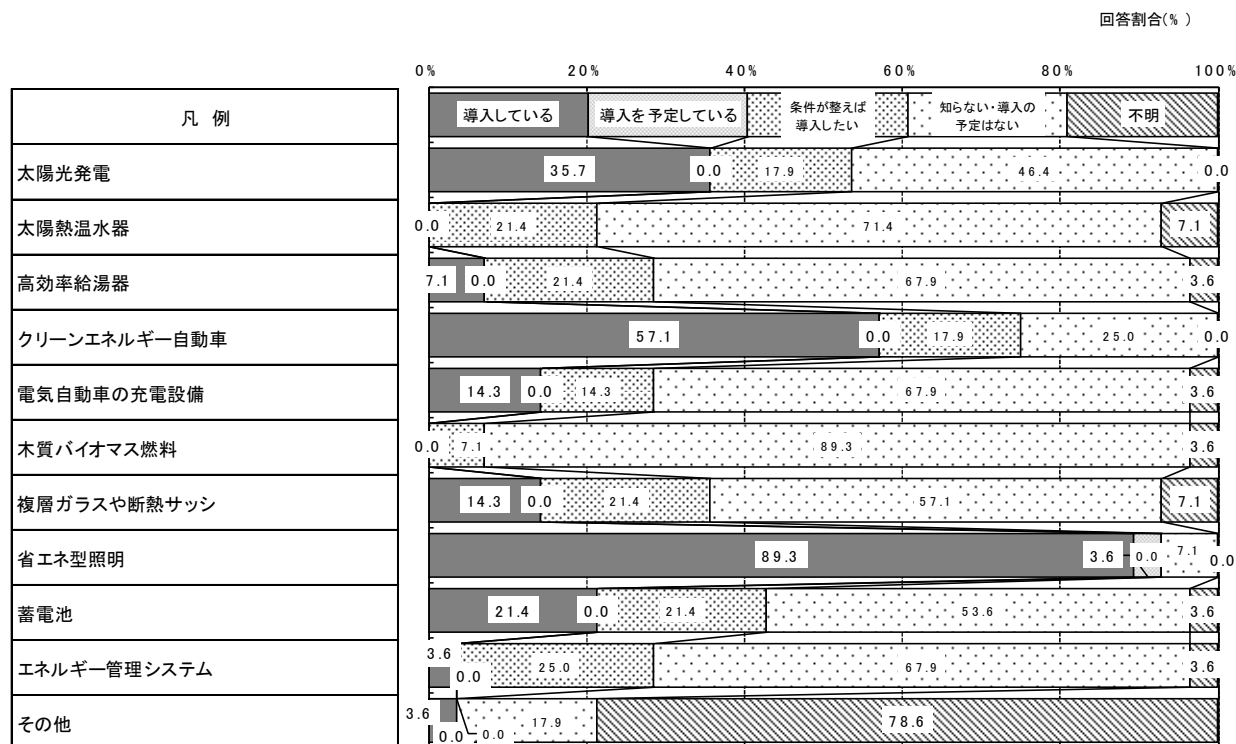


問4. <<再生可能エネルギー・省エネルギーについて>>

貴事業所では再生可能エネルギー・省エネ設備を導入していますか。また今後導入する予定はありますか。以下の各項目について、それぞれ1～4のあてはまる番号に○をつけてください。

◇「導入している」が最も多いのは、「省エネ型照明」が 89.3%で、次いで「クリーンエネルギー自動車」が 57.1%、「太陽光発電」が 35.7%でした。

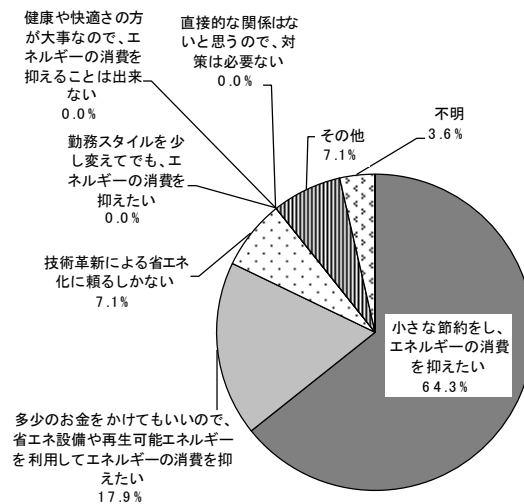
◇「知らない・導入の予定はない」が最も多いのは、「木質バイオマス燃料」が 89.3%で、次いで「太陽熱温水器」が 71.4%、「高効率給湯器」、「電気自動車の充電設備」、「エネルギー管理システム」が 67.9%でした。



問5. 《エネルギー使用と地球温暖化対策について》

事業活動には、電気、ガス、ガソリン、灯油など様々なエネルギーが必要です。このようなエネルギーを使用することで二酸化炭素が発生し、地球温暖化の原因になると考えられています。貴事業所では、このエネルギーの使用と地球温暖化との関係について、どのようにお考えですか。次の1～7の中からあてはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

◇「小さな節約をし、エネルギーの消費を抑えたい」が 64.3%で最も多く、次いで「多少のお金をかけてもいいので、省エネ設備や再生可能エネルギー（太陽光・太陽熱・風力・水力など）を利用してエネルギーの消費を抑えたい」が 17.9%、「技術革新による省エネ化に頼るしかない」が 7.1%でした。

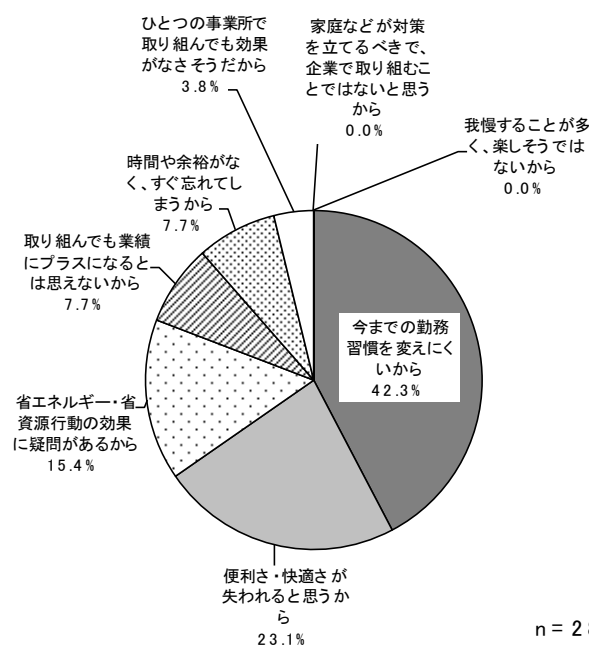


n = 28

問6. 《地球温暖化対策が進みにくい理由について》

地球温暖化対策が事業所で取り組みにくいのはどのような理由によると思いますか。次の1～8の中からあてはまるものを1つだけ選び、その番号に○をつけてください。

◇「今までの勤務習慣を変えにくいから」が 42.3%で最も多く、次いで「便利さ・快適さが失われると思うから」が 23.1%、「省エネルギー・省資源行動の効果に疑問があるから」が 15.4%でした。

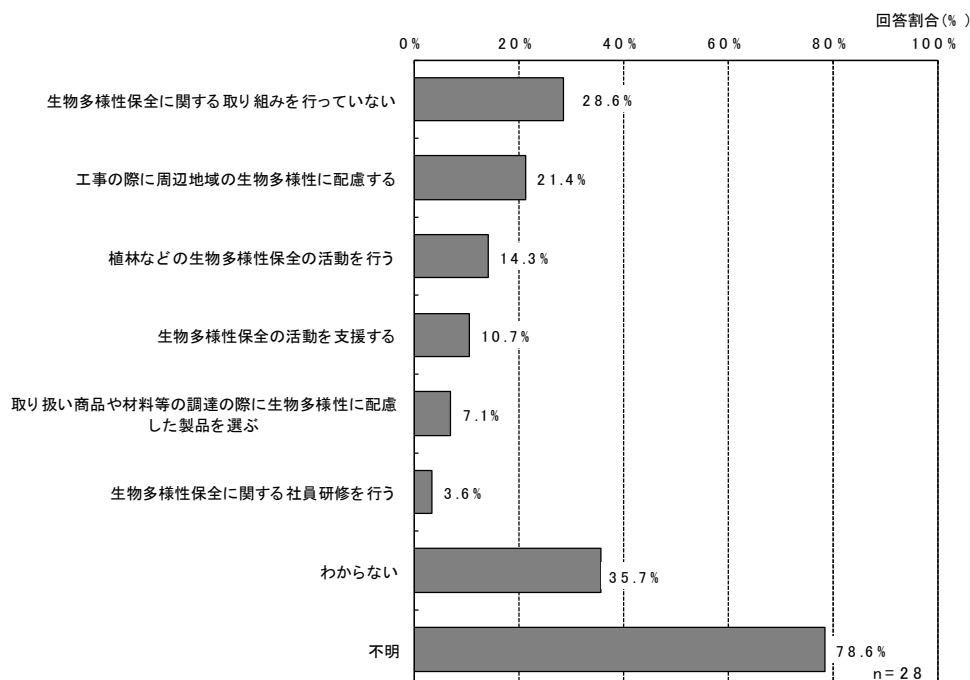


n = 28

問7. ≪生物多様性の認知度について≫

貴事業所では、生物多様性の保全について、どのような取り組みを行っていますか。次の1～7の中から、あてはまるものをすべて選び、その番号に○をつけてください。

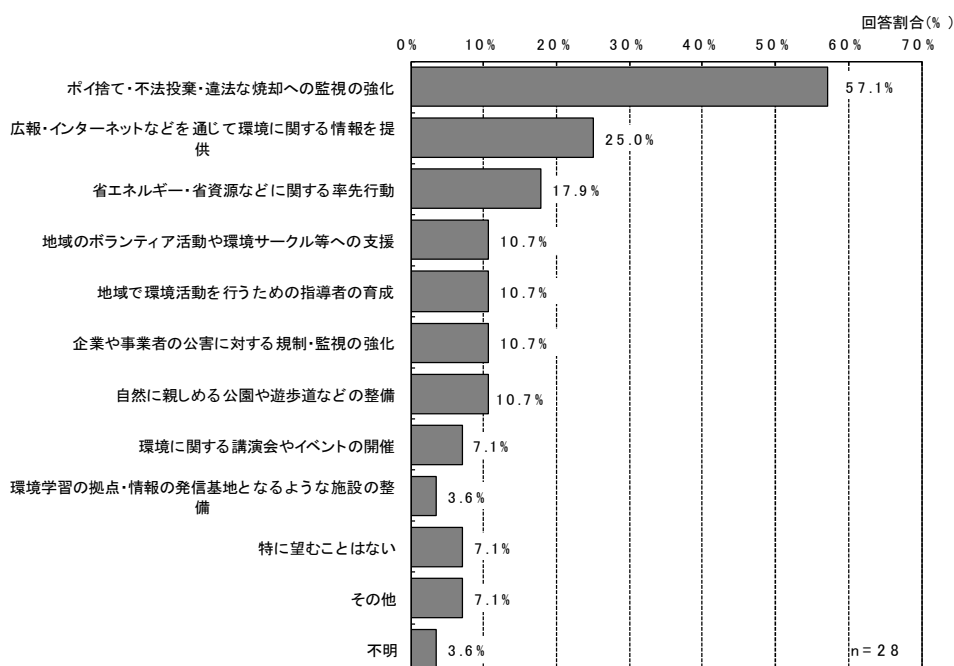
◇「わからない」が 35.7%で最も多く、次いで「生物多様性保全に関する取り組みを行っていない」が 28.6%、「工事の際に周辺地域の生物多様性に配慮する」が 21.4%でした。



問8. ≪行政への要望について≫

あなたが環境に関して行政に望むことは何ですか。優先して行いたいと思うものを、2つまで選び、その番号に○をつけてください。

◇「ポイ捨て・不法投棄・違法な焼却への監視の強化」が 57.1%で最も多く、次いで「広報・インターネットなどを通じて環境に関する情報を提供」が 25.0%、「省エネルギー・省資源などに関する率先行動」が 17.9%でした。



飛島学園意識調査結果

I. 調査の概要

1. 調査目的

この調査は、環境基本計画改訂のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2. 調査対象

調査対象は、飛島学園の4年生から6年生の全員(128人回収)、飛島学園の7年生から9年生の全員(139人回収)としました。

3. 調査期間

令和2年1月に、学園を通じて配布・回収を行いました。

4. 報告書の見方

○パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。

○報告書の表、グラフ及び文章等で示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。

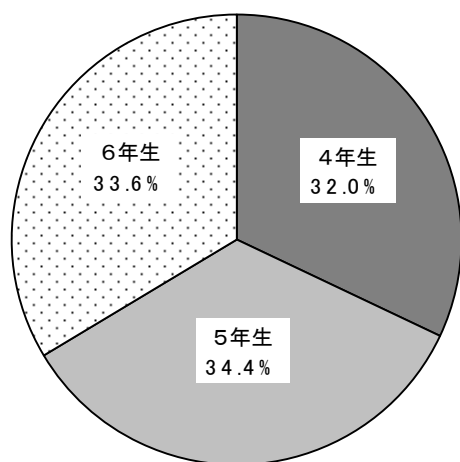
○「不明」は無回答及び無効回答を示します。

○前回の比較は、同様の設問のもののみ選択・比較しました。

Ⅱ. 集計結果(飛島学園 4～6年生)

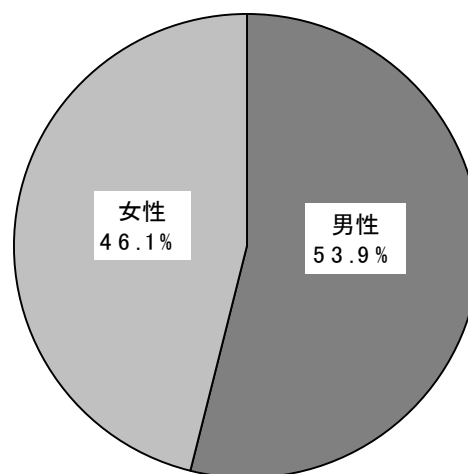
問1. ≪回答者の属性≫

【学年】



n = 128

【性別】



n = 128

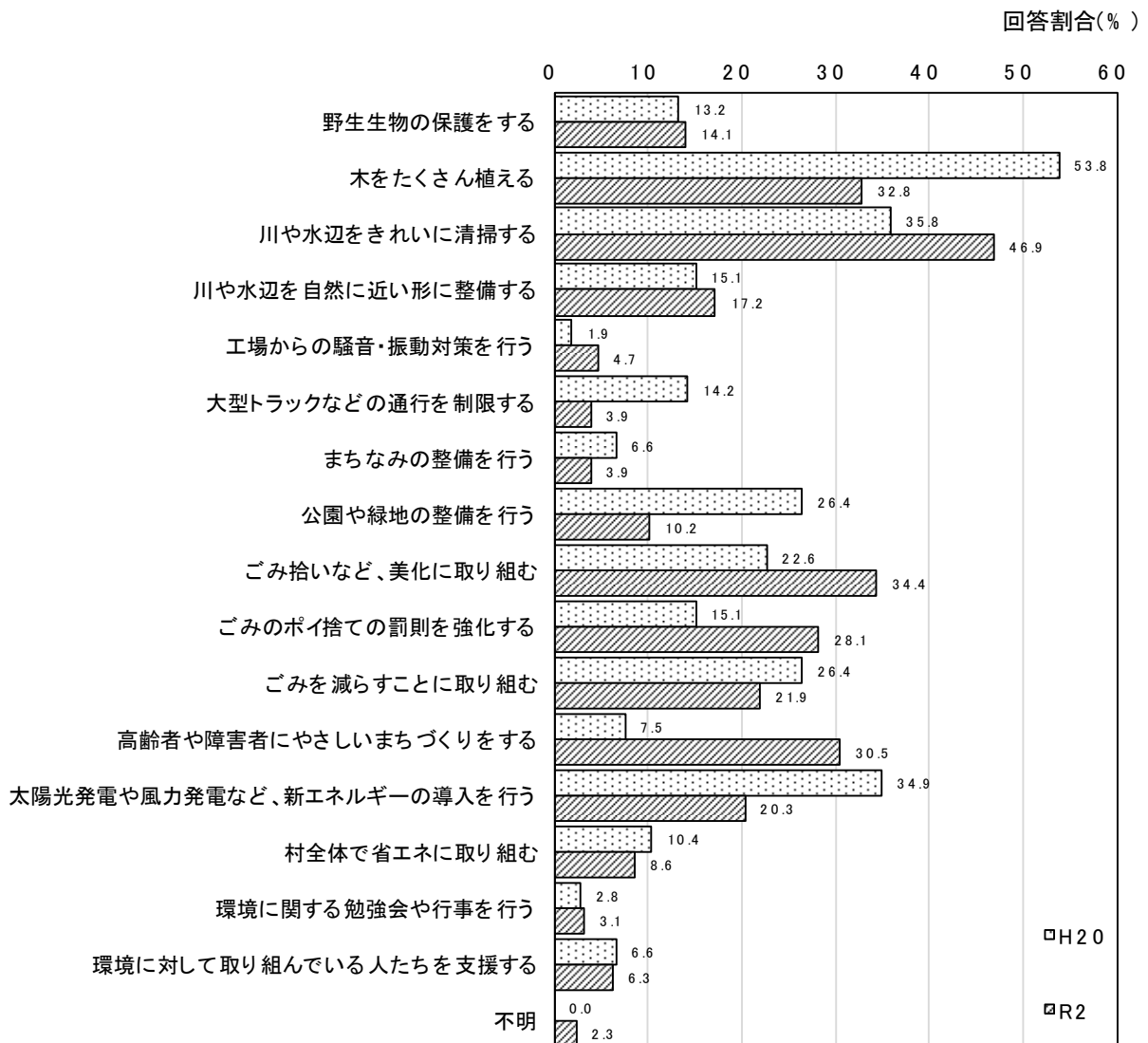
問2.

今後、どのようなことをしたら飛島村の環境は良くなると思いますか。1～16のうち、あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

◇「川や水辺をきれいに清掃する」が 46.9%と最も多く、次いで「ごみ拾いなど、美化に取り組む」が 34.4%、「木をたくさん植える」が 32.8%でした。

◇「環境に関する勉強会や行事を行う」が 3.1%と最も低く、次いで「まちなみの整備を行う」、「大型トラックなどの通行を制限する」で 3.9%、「工場からの騒音・振動対策を行う」が 4.7%でした。

◇前回(平成 20 年)と今回(令和 2 年)の比較をしました。前回と比較すると「川や水辺をきれいに清掃する」、「ごみ拾いなど、美化に取り組む」、「ごみのポイ捨ての罰則を強化する」、「高齢者や障害者にやさしいまちづくりをする」等で増加し、「木をたくさん植える」、「大型トラックなどの通行を制限する」、「公園や緑地の整備を行う」、「太陽光発電や風力発電など、新エネルギーの導入を行う」等で減少しました。

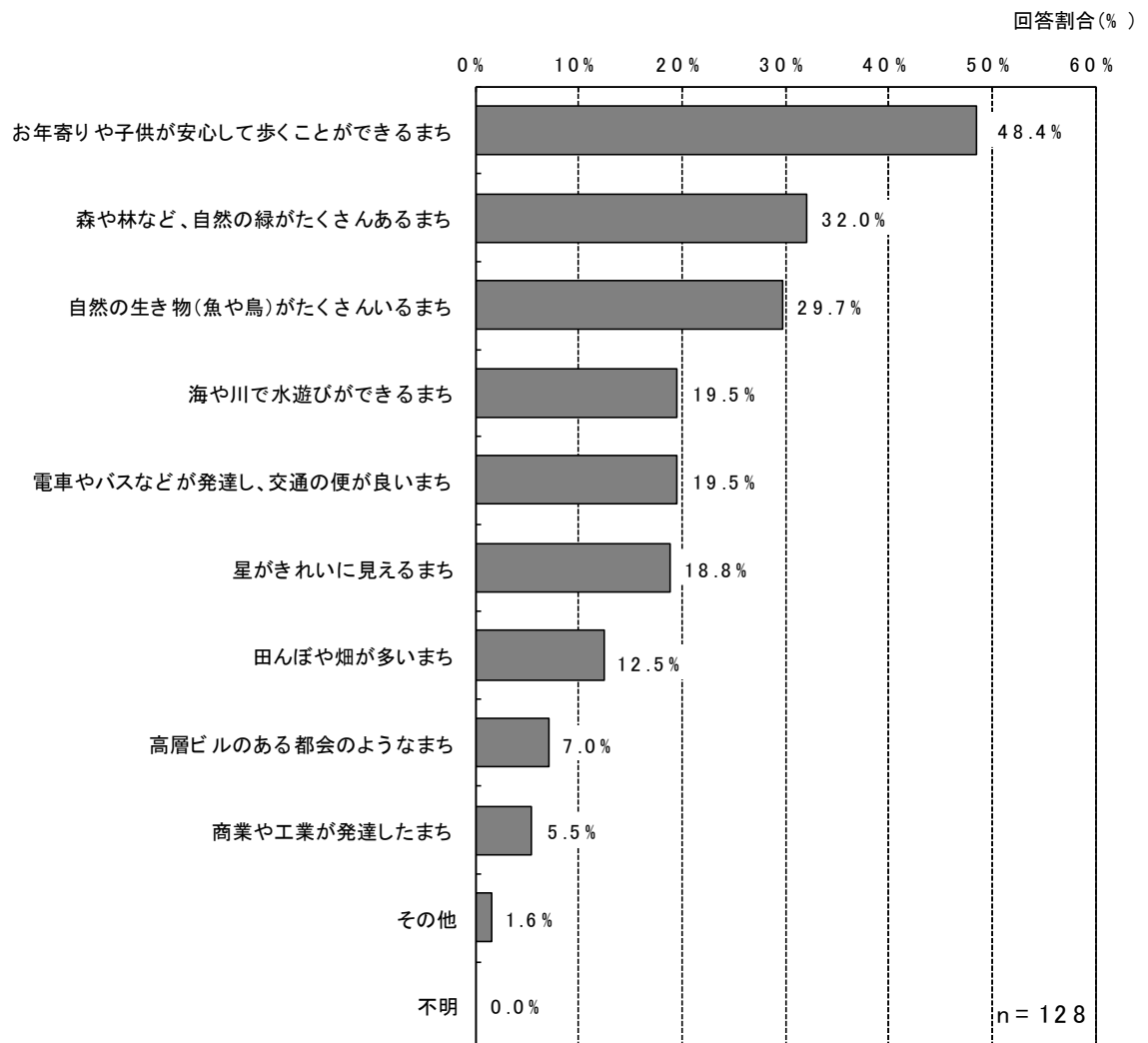


問3.

飛島村を将来、どんなまちにしたいですか。あてはまるものを2つまで選んで○をつけてください。1～9の中にない場合は、10に自由に書いてください。

◇「お年寄りや子供が安心して歩くことができるまち」が48.4%と最も多く、次いで「森や林など、自然の緑がたくさんあるまち」が32.0%、「自然の生き物(魚や鳥)がたくさんいるまち」が29.7%でした。

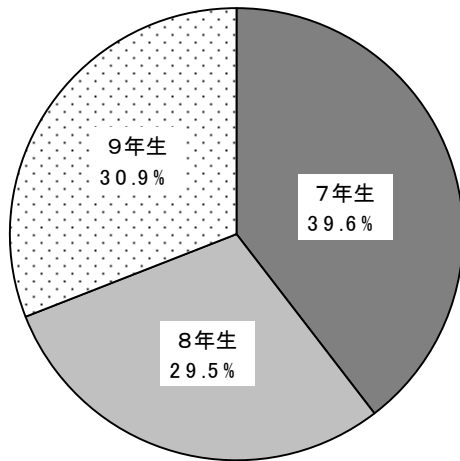
◇「商業や工業が発達したまち」が5.5%と最も低く、「高層ビルのある都会のようなまち」で7.0%、次いで「田んぼや畑が多いまち」が12.5%でした。



Ⅲ. 集計結果(飛島学園 7～9 年生)

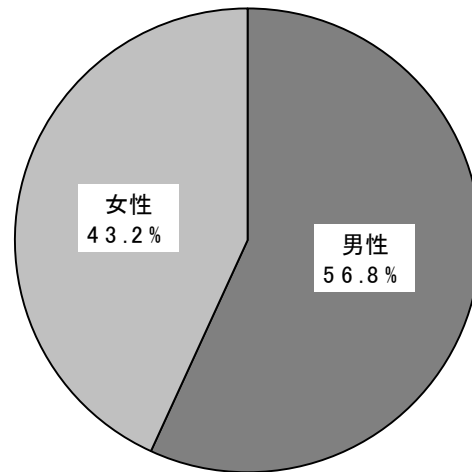
問1. ≪回答者の属性≫

【学年】



n = 139

【性別】



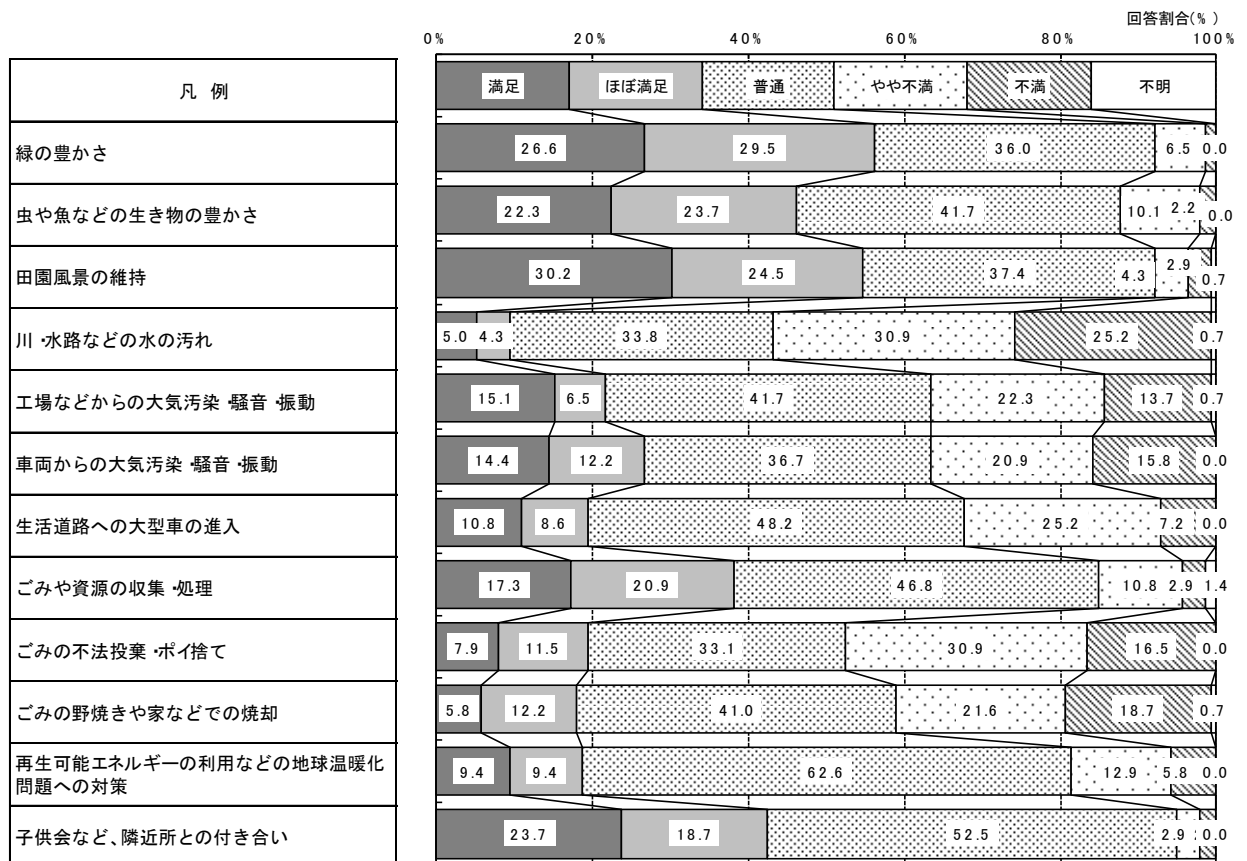
n = 139

問2.

あなたの身の回りの環境について、あなたはどの程度満足していますか。
(1)～(12)のそれぞれについて、あてはまるところに1つ○をつけてください。

◇「満足」、「ほぼ満足」が最も多いのは、「緑の豊かさ」で 56.1%、次いで「田園風景の維持」が 54.7%、「虫や魚などの生き物の豊かさ」が 46.0%でした。

◇「不満」、「やや不満」が最も多いのは、「川・水路などの水の汚れ」で 56.1%、次いで「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が 47.5%、「ごみの野焼きや家などでの焼却」が 40.3%でした。



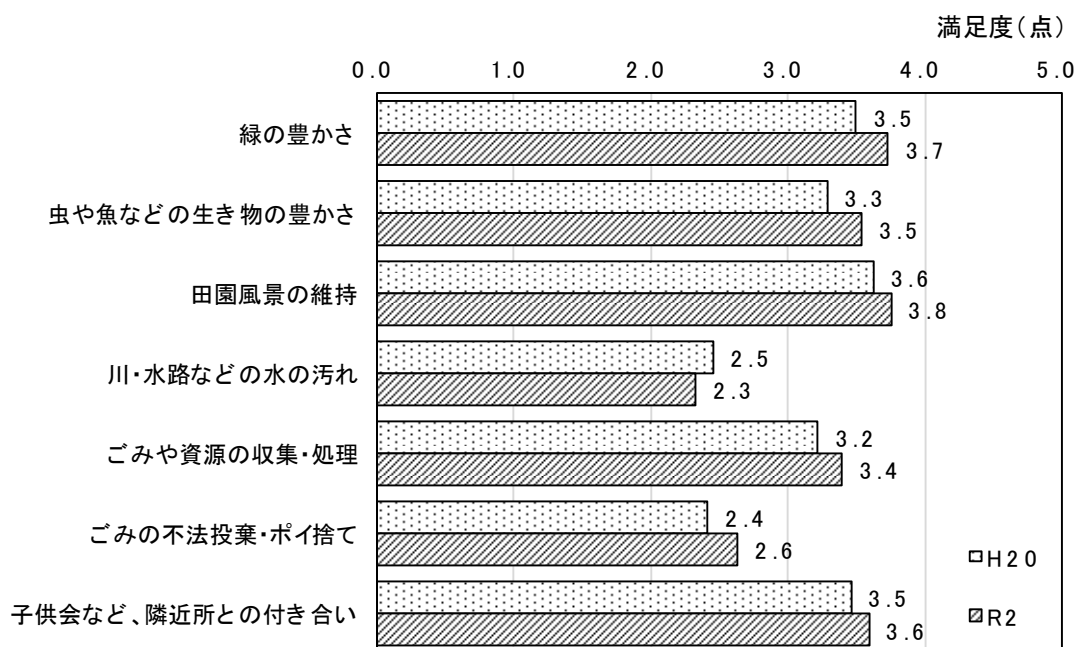
「満足」＝5点、「ほぼ満足」＝4点、「普通」＝3点、「やや不満」＝2点、「不満」＝1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「満足度」として算出しました。

$$\begin{aligned} \text{満足度} = & \{ (\text{「満足」の回答数}) \times 5 + (\text{「ほぼ満足」の回答数}) \times 4 + (\text{「普通」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「やや不満」の回答数}) \times 2 + (\text{「不満」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数} - \text{不明数}) \} \end{aligned}$$

◇満足度が高いのは、「田園風景の維持」で 3.8 点、次いで「緑の豊かさ」で 3.7 点、「子供会など、隣近所との付き合い」で 3.6 点でした。

◇満足度が低いのは、「川・水路などの水の汚れ」で 2.3 点、次いで「ごみの不法投棄・ポイ捨て」、「ごみの野焼きや家などでの焼却」で 2.6 点でした。

◇満足度を、前回(平成 20 年)と今回(令和 2 年)で比較をしました。前回から明確な変化は見られませんでした。



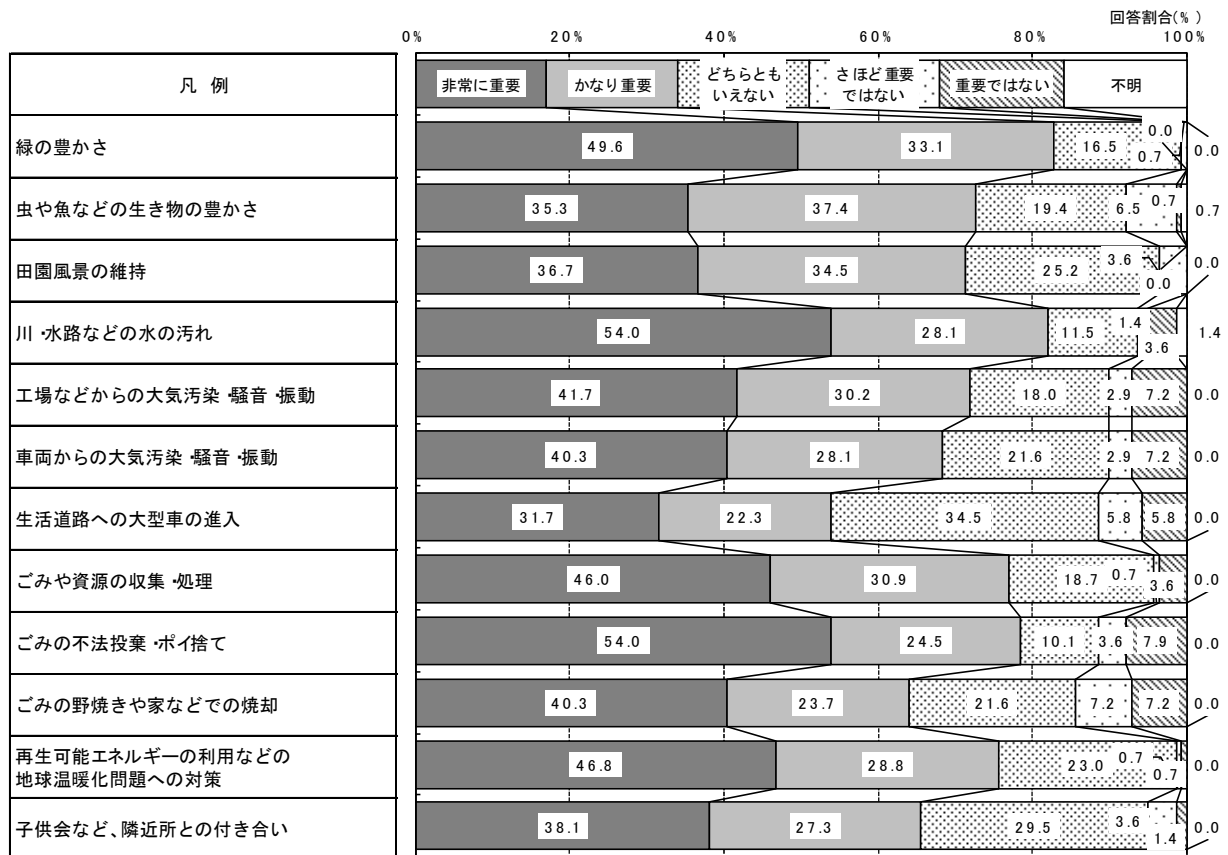
問3.

あなたの身の回りの環境について、あなたはどの程度重要だと思いますか。

(1)～(12)のそれぞれについて、あてはまるところに1つ○をつけてください。

◇「非常に重要」、「かなり重要」が最も多いのは、「緑の豊かさ」で 82.7%、次いで「川・水路などの水の汚れ」が 82.0%、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が 78.4%でした。

◇「重要ではない」、「さほど重要ではない」が最も多いのは、「ごみの野焼きや家などでの焼却」で 14.4%、次いで「生活道路への大型車の進入」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」が 11.5%でした。

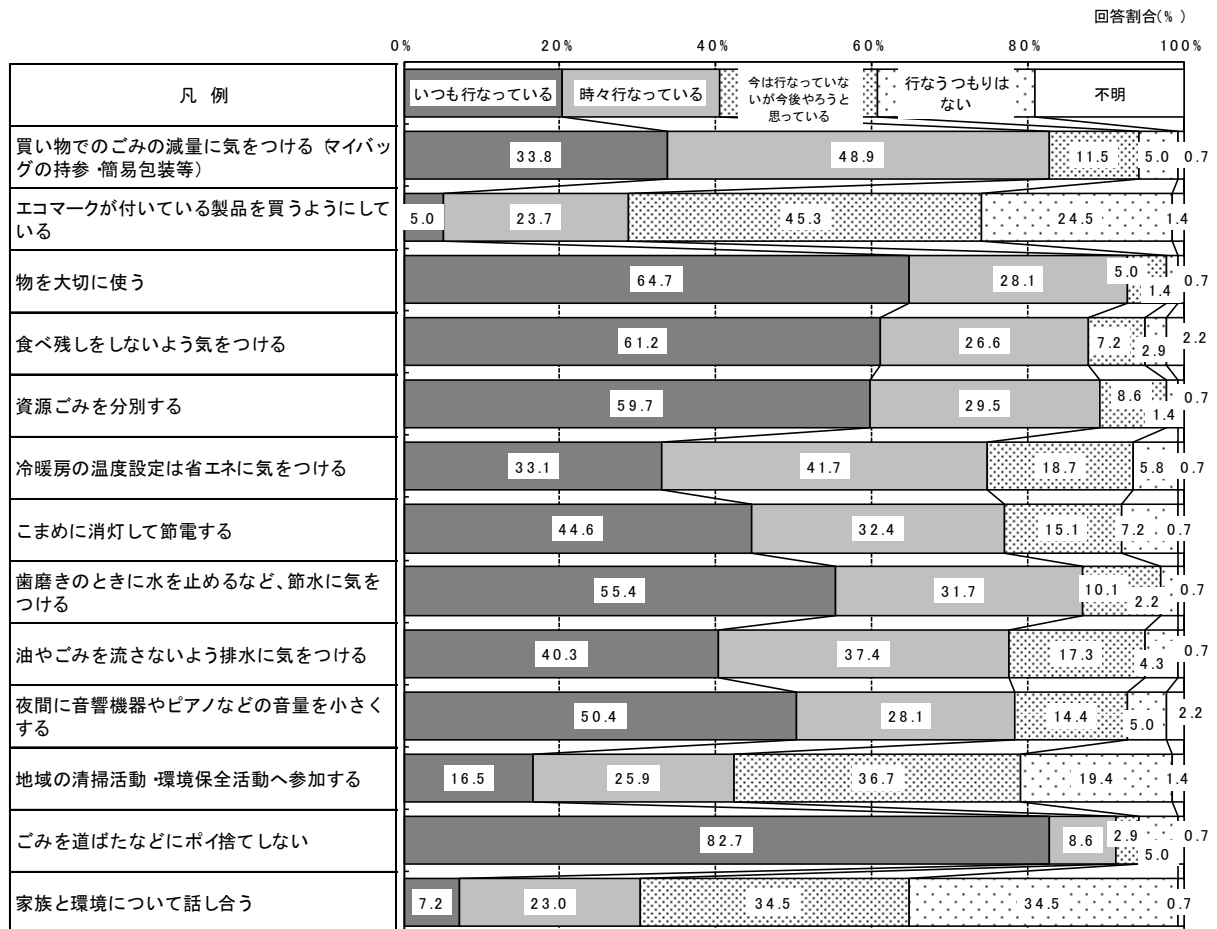


問4.

あなたの家庭の中で、あなたがだん行なっていることについて、各項目であてはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。

◇「いつも行なっている」が最も多いのは、「ごみを道ばたなどにポイ捨てしない」で 82.7%、次いで「物を大切に使う」が 64.7%、「食べ残しをしないよう気をつける」が 61.2%でした。

◇「行なうつもりはない」が最も多いのは、「家族と環境について話し合う」で 34.5%、次いで「エコマークが付いている製品を買うようにしている」が 24.5%、「地域の清掃活動・環境保全活動へ参加する」が 19.4%でした。

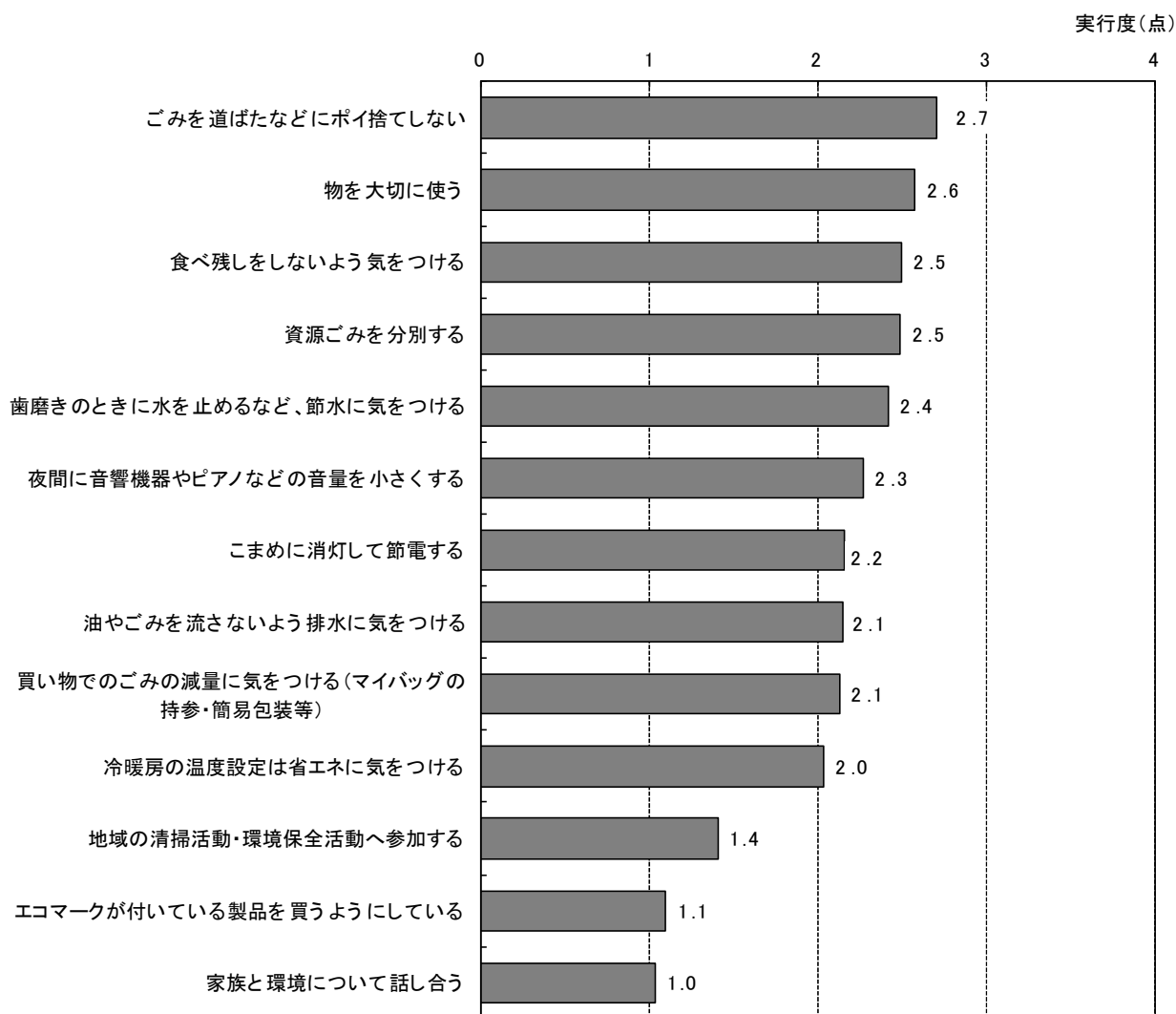


「いつも行なっている」＝3点、「時々行なっている」＝2点、「今は行なっていないが今後やろうと思っている」＝1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「いつも行なっている」の回答数}) \times 3 + (\text{「時々行なっている」の回答数}) \times 2 \\ & + (\text{「今は行なっていないが今後やろうと思っている」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

◇実行度が高いのは、「ごみを道ばたなどにポイ捨てしない」で 2.7 点、次いで「物を大切に使う」で 2.6 点、「食べ残しをしないよう気をつける」、「資源ごみを分別する」で 2.5 点でした。

◇実行度が低いのは、「家族と環境について話し合う」で 1.0 点、次いで「エコマークが付いている製品を買うようにしている」で 1.1 点、「地域の清掃活動・環境保全活動へ参加する」で 1.4 点でした。

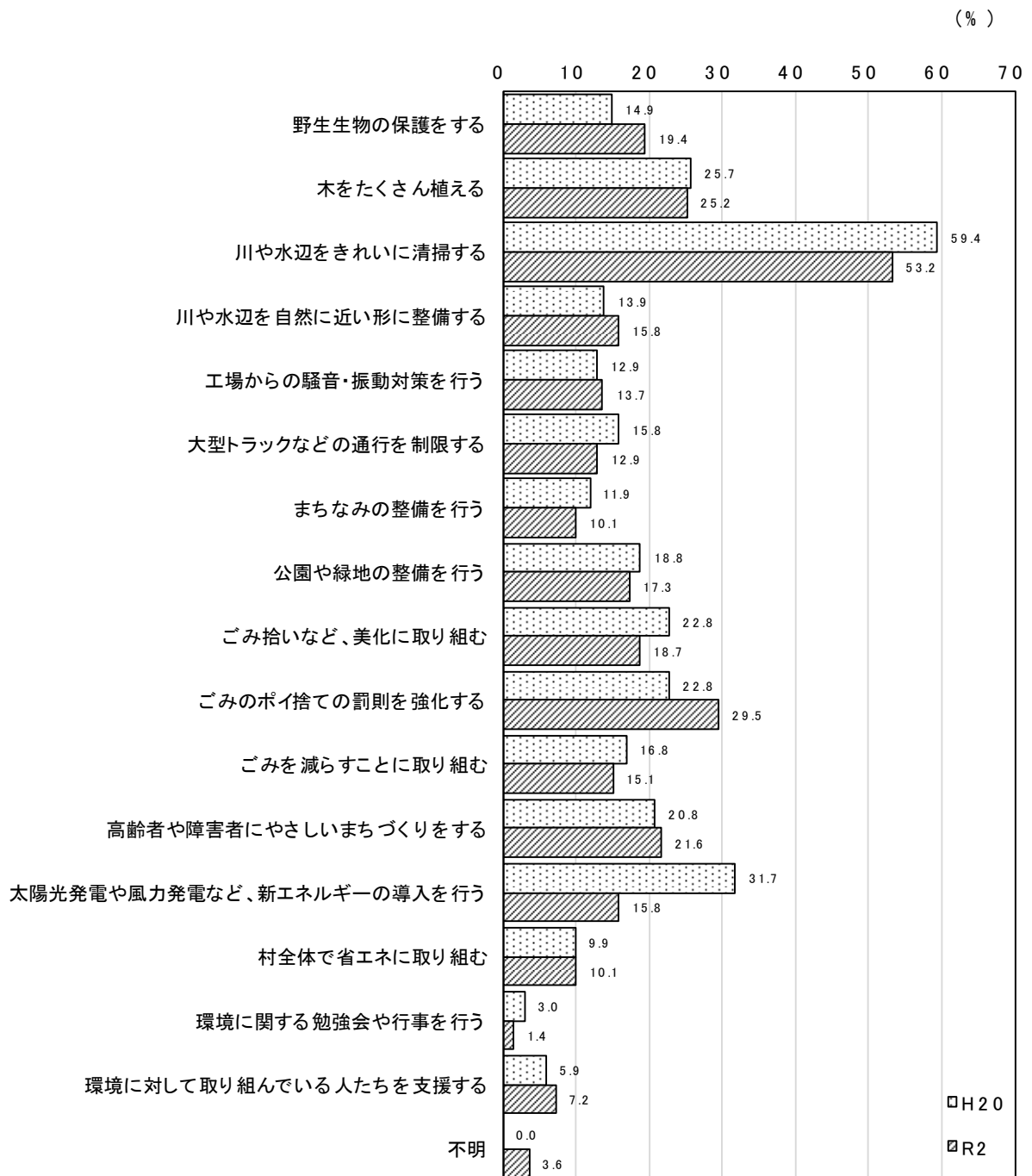


問5.

今後、どのようなことをしたら飛島村の環境は良くなると思いますか。1～16のうち、あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

◇「川や水辺をきれいに清掃する」が53.2%で最も多く、次いで「ごみのポイ捨ての罰則を強化する」が29.5%、「木をたくさん植える」が25.2%でした。

◇前回(平成20年)と今回(令和2年)の比較をしました。前回と比較すると「ごみのポイ捨ての罰則を強化する」で増加し、「川や水辺をきれいに清掃する」、「太陽光発電や風力発電など、新エネルギーの導入を行う」では減少しましたが、その他の項目ではあまり大きな差はありませんでした。

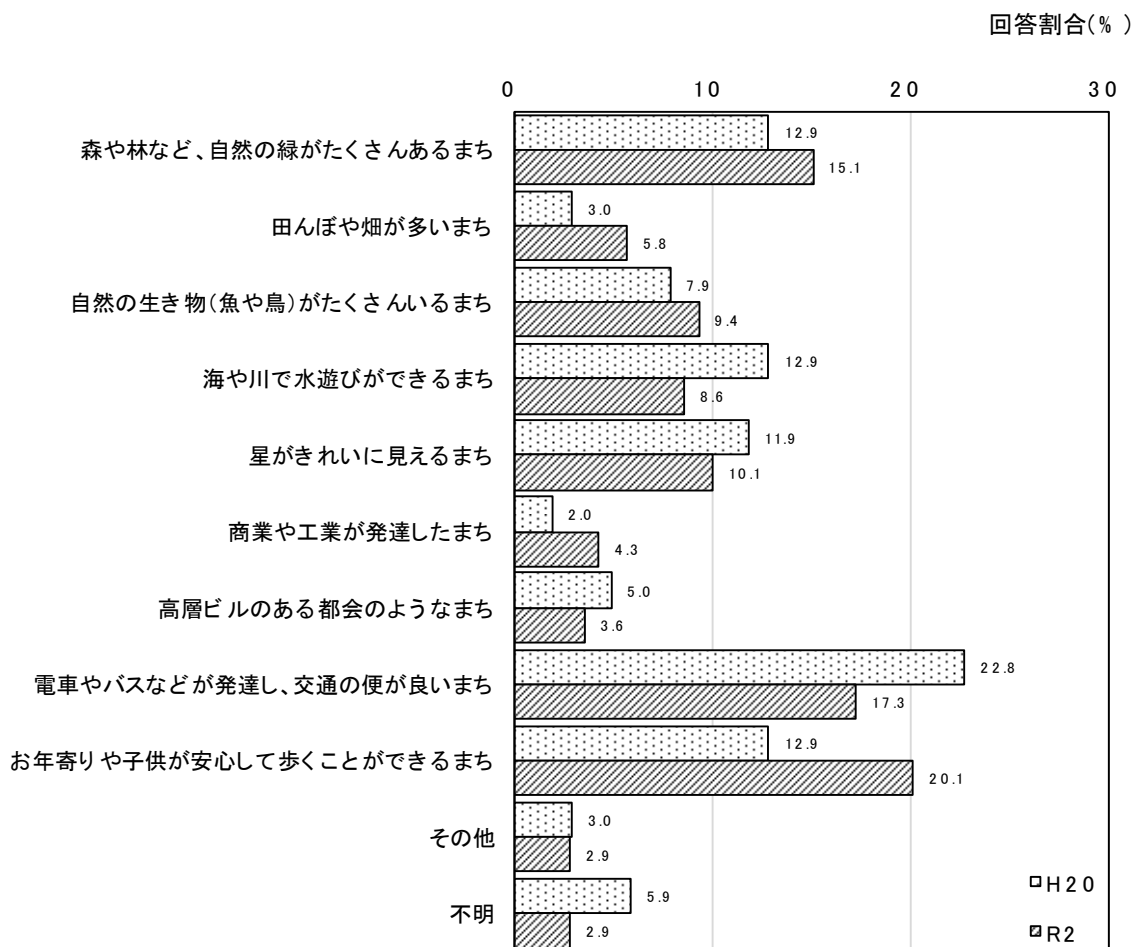


問6.

飛島村を将来、どんなまちにしたいですか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。1～9の中にな
い場合は、10に自由に書いてください。

◇「お年寄りや子供が安心して歩くことができるまち」が 20.1%で最も多く、次いで「電車やバスなどが発達し、交通
の便が良いまち」が 17.3%、「森や林など、自然の緑がたくさんあるまち」が 15.1%でした。

◇前回(平成 20 年)と今回(令和 2 年)の比較をしました。前回と比較すると、「お年寄りや子供が安心して歩くこと
ができるまち」で増加し、「電車やバスなどが発達し、交通の便が良いまち」が減少しました。

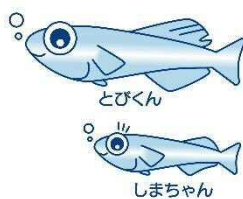


5. 用語説明

	用 語	解 説
英 数 字	4R	「よんあーる」または「ふぉーあーる」と読む。循環型社会構築のための取組のキーワードとして、Refuse（リフューズ：断る・買わない）、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。まず極力ごみを発生させない、ごみを減らす活動を行い、排出されたごみはできるだけ資源として再生利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分する考え方。 ⇒p.20, 28, 29, 42, 44, 49
	BOD（Biochemical Oxygen Demand）	生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を消化するために必要な酸素の量。有機物が多いほど消化のためにたくさんの酸素が必要になるため、有機物による水の汚れの指標として環境基準が設定されている。 ⇒p.25, 26
	EMS（Energy Management System）	工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動。電気などのエネルギーの使用状況を見える化、分析することで効果的な取り組みを行う。 ⇒p.49
	ESD（Education for Sustainable Development）	持続可能な開発（将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求も満足させるような開発）のための教育。世界にある様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによってSDGsを達成し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。 ⇒p.46, 47
	EV（Electric Vehicle）	電気自動車。外部電源からバッテリーを充電し、電動モーターを動力として走行する自動車を指す。 ⇒p.8, 34
	ISO14001	組織や企業における環境管理に対する国際的な認証規格。国際標準化機構（ISO）が定めた基準に従い、環境管理のしくみを作り、それに伴う環境行動の結果について継続的改善を進めていくことが求められている。 ⇒p.49
	pH	水素イオン指数。水の酸性・アルカリ性の程度をあらわすもの。pHが低いと水は酸性となり、すっぱく、金属を腐食させることもある。高いとアルカリ性となり、ヌルヌルしたり、苦みを感じたりする。このため、pHがこれらの中間（中性）付近にあることが望ましいとして水質環境基準が設定されている。 ⇒p.25
	PHV（Plug-in Hybrid Vehicle）	プラグインハイブリッド自動車。ハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンとモーターを併用する自動車を指す。PHVは外部電源から充電可能なハイブリッド自動車であり、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、遠距離走行ができるハイブリッド自動車のメリットとを兼ね備えている。 ⇒p.34
	SDGs（Sustainable Development Goals）	持続可能な開発目標。国際社会全体が達成に向けて取り組んでいく環境・経済・社会についてのゴール（目標）として国連で採択された。世界中のすべての人々が人間らしく暮らしていくことができるような環境・経済・社会を令和12（2030）年までに実現するため、17のゴールと、それぞれについてのターゲット（達成基準）が具体的に169項目定められている。 ⇒p.7, 8, 9, 17, 23, 24

	用 語	解 説
あ	エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者も取り組みやすい環境経営システムのあり方が定められている。ガイドラインに基づきエコアクション 21 に取り組む事業者に対し、第三者機関による認証・登録制度がある。 ⇒p.49
	エコドライブ	燃料消費量の少ない自動車運転。急停止・急発進を避けることやカーエアコンを適切に使用すること、不要なアイドリングをしないことに加え、渋滞を避けて計画的に移動すること、タイヤの空気圧を適正に保つことなども有効である。 ⇒p.34
	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）をもつ気体。18 世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加した。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが地球温暖化の原因と考えられている。 ⇒p.7, 18, 33, 34, 49
か	海洋プラスチックごみ	ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器などがごみとなった後、ポイ捨てや適切に保管・処理されなかったために河川や海に流れ込んだもの。世界中で最低でも年間 800 万トンもの海洋プラスチックごみが発生している。魚などの生態系に影響を及ぼしていることに加え、漁業や景観、観光への悪影響も発生している。 ⇒p.7, 17
	環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。 ⇒p.17, 25, 26
	環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理（環境マネジメント）」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムという。国際規格の ISO14001 や、環境省が策定したエコアクション 21 の他にも、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがある。 ⇒p.49
	気候変動	近年、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガス濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まっている。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴う。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられている。 ⇒p.7, 8, 17, 18, 19, 31
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。製品を選ぶ基準として、グリーン購入法適合品の表示や環境ラベル等が活用されている。 ⇒p.29, 49

	用 語	解 説
さ	災害廃棄物	地震などの大規模災害時には、家屋の倒壊などにより、大量の木くず、コンクリートや、壊れた家財道具などの災害廃棄物が発生する。これらをむやみに道路や公園などに運び出すことで、道路交通が妨げられたり、生活環境影響が生じたりといった問題につながることもあるため、全国の自治体において災害廃棄物処理計画の策定が進められている。⇒p.2
	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギー。石油や石炭などと違い枯渇することがなく、温室効果ガスを発生させないため、環境にやさしいエネルギーとして全世界で導入が進められている。⇒p.8, 33, 34
	スマートメーター	電力使用量をデジタルで計測する電力量計。電気の使用量を細かい時間単位で把握することができる。⇒p.49
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定、地域特有の文化など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられている。⇒p.8, 19, 40, 41
た	脱炭素社会	地球温暖化の主な原因と考えられている二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会。⇒p.7, 18
	地球温暖化	人間活動の拡大によって二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。⇒p.18, 21, 33, 48, 50
	地産地消	地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。地域経済の活性化とともに、鮮度がよく栄養価の高い食物を入手できる、流通に関わるエネルギーを削減できるなどの利点がある。⇒p.15
	低炭素	地球温暖化の主な原因と考えられている二酸化炭素の排出量が低い水準に抑えられた状態。⇒p.18, 33, 49
	適応策	地球温暖化対策には、緩和策と適応策の2つがある。緩和策では、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、吸収対策を行うことで、人間活動による温室効果ガス濃度の上昇を抑制する。適応策は、最大限の緩和策でも避けられない悪影響を軽減するために講じられる。具体的には、治水対策・洪水危機管理や熱中症対策などが挙げられる。⇒p.17
は	微小粒子状物質	PM2.5 と略される。大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子の量。非常に小さいため、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されるとして、大気環境基準が設定されている。⇒p.25
ら	ラムサール条約	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、指定された湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等について定めている。⇒p.41



飛島村環境シンボルキャラクター
「とびくん・しまちゃん」

第 2 次 飛 島 村 環 境 基 本 計 画

令和 3 年 3 月
発行 飛島村

〒490-1434

愛知県海部郡飛島村大字松之郷 3 丁目 46 番地の 1
飛島村役場民生部保健環境課

TEL 0567-52-1001

FAX 0567-52-1009

E-mail tb-hokenkankyo@vill.tobishima.lg.jp